

令和 7 年 第 2 回

定 例 会

議 会 会 議 録

小 国 町 議 会

第 1 日

令和7年第2回小国町議会定例会会議録

(第 1 日)

1. 招集年月日 令和7年6月10日(火曜日)

1. 招 集 場 所 おぐに町民センター3階 301号室 議場

1. 開 会 令和7年6月10日 午前10時00分

1. 散 会 令和7年6月10日 午後 1時37分

1. 応 招 議 員

1 番 江 藤 理一郎 君	2 番 杉 本 い よ 君
3 番 高 村 祝 次 君	4 番 児 玉 智 博 君
5 番 穴 見 まち子 君	6 番 松 崎 俊 一 君
7 番 松 本 明 雄 君	8 番 熊 谷 和 昭 君
9 番 久 野 達 也 君	10 番 熊 谷 博 行 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1 番 江 藤 理一郎 君	2 番 杉 本 い よ 君
3 番 高 村 祝 次 君	4 番 児 玉 智 博 君
5 番 穴 見 まち子 君	7 番 松 本 明 雄 君
8 番 熊 谷 和 昭 君	9 番 久 野 達 也 君
10 番 熊 谷 博 行 君	

1. 欠席議員

6 番 松 崎 俊 一 君

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 長 広 行 君 書 記 宇都宮 愛 子 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 邊 誠 次 君	教 育 長 村 上 悦 郎 君
総 務 課 長 松 本 徳 幸 君	教委事務局長 後 藤 栄 二 君
情報政策課長 田 邊 国 昭 君	産 業 課 長 穴 井 徹 君
税務住民課長 中 島 高 宏 君	建 設 課 長 谷 口 正 浩 君
福 祉 課 長 宮 崎 智 幸 君	町民課保育園長 室 原 由 美 君

会議録署名議員の氏名

議長は今期定例会の会議録署名議員に次の２名を指名した。

１番 江 藤 理一郎 君

８番 熊 谷 和 昭 君

１．会期の決定

今期定例会の会期を６月１０日から６月１２日までの３日間とする。

１．町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

１．議員提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

１．開議議事日程

午前１０時００分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。

別紙議事日程のとおり

議事の経過（r. 7. 6. 10）

議長（熊谷博行君） 皆さん、おはようございます。

今年の4月、5月は雨も多く少し寒かったような気がします。やっと梅雨入りという宣言を受けましたが令和2年の7月豪雨のような大規模災害が発生しないように願うことばかりです。我が町では復旧復興がほとんど完成しているようですが、人吉、球磨地方はやっと復旧のめどが立って復興が今から5年はかかるのではないかと木村知事が申し立てましたが今からが大変だと思っております。

それから4月13日から大阪万博が開催されましたが、約2か月で600万人が来場されているということです。ちなみに過去、日本で何回万博があったか御存知でしょうか。私も知りませんでしたが5回あったそうです。今度の大阪万博は55年ぶり2回目ということでございます。本当に6回目かというぐらい記憶にない万博があったというのは驚きでございます。

最後になりますが、本日6月10日は高村議員の77回目の誕生日でございます。おめでとうございます。何と定例会の初日に誕生日が一緒になるというのはまず奇跡に近いことだと思っております。今後も元気で御活躍をしていただきたいと願っております。

それでは、早速でございますが、令和7年第2回小国町議会定例会を開催する旨、御案内申し上げたところ、議員各位におかれましては何かと御多用の中、御出席いただきましてありがとうございます。

それでは、開会に先立ちまして渡邊町長より御挨拶をいただきたいと思います。

町長（渡邊誠次君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日は、令和7年第2回小国町議会定例会ということで、お集まりをいただきまして誠にありがとうございます。また、平素から皆様方には地域を率先して産業振興、地域振興等に御尽力いただいておりますことに、改めて敬意と感謝を申し上げたいというふうに思います。

梅雨入りの話を議長のほうからもされましたけれども、小国町といたしましても5月の30日に防災会議を行いまして一端の関係の方々に周知を行ったところでございます。今日それから今週もずっと梅雨入りということで雨が降り線状降水帯の可能性もあるということも聞いておりますので、できるだけ町のほうでは今までどおりでありますけれども早め早めに皆様方に情報提供させていただきたいというふうに思っておりますので、今後とも皆さま方にもアンテナを高く上げておいていただければなというふうに思っているところでございます。

本日と明日、2日間にわたって議会が行われる予定でございますけれども、その部分にしましては皆様方に慎重なる御審議方をよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。また明日の一般質問におきましては6名の方々が登壇をされるということでございますので、様々に御意見をいただきまして町の体制も意見をいただきながらしっかりと肉づけをさせていただきたい

なというふうに思っております。それから昨日、病院議会の全員協議会ということで行われましたけれども公立病院の建て替えの準備といいますか検討を始めるといったところで少し説明をさせていただきました。明日には公立病院から事業の説明に来られます。今日は南小国町の議会のほうで説明を夕方されるということでございますので、その部分では大きな選択肢のための準備と申しますか。非常に多分事業費は相当な額になるというふうに思いますので、その部分もしっかりと両町で準備をしていかなければいけないなというふうにも思っております。また今日の夜7時から杖立地区においても筑後川の流域治水ということで「かわまちづくり」という新たな懇談会が行われます。この部分では今後の数年なのか10数年なのか分かりませんが流域治水のための対策、計画等々の準備を地域の皆様方から御意見をいただくというような懇談会でございますので、こういった大きな選択肢がたくさんあるような年度になっているというふうに私も考えております。是非とも議員の皆様方にも状況を説明させていただきながら随時御意見等々もいただけるような状況もしっかりつくっていきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。まずは本日の議会も含めてどうぞよろしくお願いいたします。

お世話になります。

議長（熊谷博行君） ありがとうございます。

ただいま出席議員は9名です。定足数に達していますので、令和7年第2回小国町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日は6番、松崎俊一議員より欠席届が出ています。

（午前10時00分）

議長（熊谷博行君） 本日の議事日程については、お手元に配付してあるとおりでございます。

議長（熊谷博行君） 日程第1、「会議録署名議員」を指名いたします。

1番 江藤理一郎君

8番 熊谷和昭君

をお願いいたします。

議長（熊谷博行君） 日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りします。

今定例会の会期については、去る6月2日に議会運営委員会が開かれ、小国町議会会議規則第77条の委員会報告書のとおり、本日6月10日から6月12日までの3日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日6月10日から6月12日までの3日間と決定いたしました。

本会議は、本日と１１日に開くこととし、もし会期末を待たずに議了したときは、そのときに閉会したいと思います。

議長（熊谷博行君） 日程第３、「諸般の報告」。

小国郷公立病院組合議会及び阿蘇広域行政事務組合議会に関する事項の報告を行います。小国郷公立病院組合議会を４番、児玉智博議員及び阿蘇広域行政事務組合議会を２番、杉本いよ議員より順次御報告お願いいたします。

４番（児玉智博君） 小国郷公立病院組合議会が開催されましたので、その概要を御報告いたします。令和７年第１回小国郷公立病院組合議会の定例会が３月２５日午後３時よりおぐに老人保健施設会議室において開催されました。議事は議案第１号、令和６年度病院事業会計補正予算（第２号）といたしまして、まず業務の予定量が、年間患者数のうち入院１万６千４２５人を１万７千５２０人に改め、外来４万１千３１０人を４万１千７９６人に改め、１日平均患者数のうち入院４５人を４８人に改め、外来１７０人を１７２人に改めるものでありました。二つ目に、５千３５１万円の増額補正が行われております。議案第２号が条例の点検・見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正。議案第３号が一般職の職員の給与に関する条例の一部改正。議案第４号が令和７年度病院事業会計予算。こちらの業務の予定量として病床数一般病床が７３床、年間患者数、入院が２万４４０人、外来患者が４万２千３５０人、１日平均患者数が入院５６人、外来が１７５.０人ということで予算の総額が１８億６千５７０万円の収入並びに支出予算となっております。これらの議案はいずれも原案のとおり可決をされております。その後、一般質問が行われまして私児玉が、入院患者の給食についてと診療室等でのプライバシー保護について。そして病棟の管理について質問を行いました。

以上が、議事の概要であります。その詳細につきましては各議員の皆さんのタブレットに配付資料を入れておりますので、御確認いただければと思います。

以上です。

２番（杉本いよ君） 阿蘇広域行政事務組合議会の報告をいたします。令和７年第１回阿蘇広域行政事務組合議会の定例会が令和７年３月２４日、午前１０時より未来館で行われました。議事日程につきましては、まずは阿蘇市と南阿蘇村の選挙に伴いまして広域行政事務組合の管理者の選任についてと運営委員の選任についてがありました。管理者については阿蘇市の新市長になりました松嶋和子さん、それから南阿蘇村の運営委員会の委員は河内克也さんということでした。議事に入りまして議案が９号あり議案第１号、２号、３号は条例の制定。それから議案第４号、５号、６号は令和６年度の補正予算。また議案第７号、８号、９号は令和７年度の予算額でございます。まず議案第１号、条例の制定については、刑法等についての一部を改正する法律でございます。刑法の「懲役」・「禁錮」が廃止され「拘禁刑」が創設されたということによる制定でございます。それから議案第２号は、フルタイムの会計年度職員に対する給料とパートタイムの

給料の一部を改正する条例でございます。フルタイムは「１００分の１２２.５」を「１００分の１２５」に、パートのほうは「１００分の１０２.５」を「１００分の５」に改正ということでございました。それから議案第３号、消防賞じゅつ金基金の条例を一部改正するという事で毎年基金積立てを２００万円ということになっておりましたけれども、今年度からは会計年度の一般会計の歳入歳出の予算で定める額とするということでした。それから議案第４号、５号、６号の令和６年度の補正予算ですが、一般会計予算が２９億１千３７７万円のところ３千５８６万４千円の減額です。それから特別養護老人ホームみやま荘の会計が３億１千５１７万９千円のところ１千９２５万８千円の減額ということです。そしてまた養護老人ホーム湯の里荘においては１億７千９９０万１千円を４６９万８千円の減額となっております。議案第７号、８号、９号は、令和７年度の予算額でございまして一般会計が３４億４千４８５万１千円を計上しております。また特別養護老人ホーム阿蘇みやま荘に対しては、３億２千７７４万７千円を計上しております。そしてまた養護老人ホーム湯の里荘においては、１億７千１４３万２千円を計上したということで全ての議案、全員一致で可決されたことをここに御報告申し上げます。

以上です。

議長（熊谷博行君） 児玉議員、杉本議員、御報告ありがとうございます。

議長（熊谷博行君） 日程第４、「承認第１号 専決処分事項の承認を求めることについて（専決第１号：小国町税条例の一部を改正する条例について）」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集の１ページをお願いいたします。

承認第１号 専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第３項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和７年６月１０日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

議案集２ページをお願いいたします。

専決第１号 専決処分書

小国町税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和７年３月３１日専決

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

税務住民課長（中島高宏君） おはようございます。

それでは私のほうから改正内容を説明させていただきます。お配りしております条例集1ページ右肩に専1と書かれておりますものが改正条例本文になります。説明資料は税務住民課資料（1）の新旧対照表と税務住民課資料（2）小国町税条例の一部を改正する条例の改正概要を配付させていただいております。説明は税務住民課資料（2）の小国町税条例の一部を改正する条例の改正概要で行いますので御用意をお願いします。

まず改正理由でございます。地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布され、一部を除き令和7年4月1日から施行されることに伴い小国町税条例の一部についても所要の改正を行ったものです。

次に改正内容を説明いたします。主な改正は四つになります。

一つ目は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下番号法と申し上げます）の改正に伴う項ずれ等の改正でございます。説明資料は表左端のナンバー1、2、4、6、7の第36条の2第9項、第63条の2第1項、第89条第2項、第139条の3第2項及び第149条の改正になります。番号法第2条第15項、法人番号の定義規定が同条第16項に繰り下がることに伴い引用を修正する改正となっております。

次に二つ目は、軽自動車税種別割の区分の見直しに伴う改正です。説明資料は表左端のナンバー3、4の第82条及び第89条第2項の改正となります。地方税法において軽自動車税種別割の区分が見直され、原動機付自転車のうち2輪のもので総排気量125cc以下かつ最高出力が4キロワット以下のものに係る軽自動車税種別割の税率を2千円とする規定が新設されます。これに伴い税条例第82条においても第1号に新設に対応する規定を追加し、それに対応するかたちで引用の修正や繰下げを行います。また第89条の第2項の規定による軽自動車税種別割の減免申請の際に該当する原動機付自転車を特定できるよう、原動機の総排気量及び最高出力を記載する旨を追加する改正になります。

次に三つ目は、いわゆるマイナ運転免許証導入に伴う改正です。説明資料は表左端のナンバー5、第90条の第2項から第5項の改正となります。身体障害者や精神障害者が所有する軽自動車や18歳未満の身体障害者と生計を一にする方が所有する軽自動車等のうち、常時介護に使用するものについては軽自動車税種別割の減免が可能となっております。減免申請の際には身体障害者本人や常時介護する方の運転免許証を提示し、かつ減免申請書に運転免許証の番号等の情報も記載する必要があります。今般、道路交通法の一部を改正する法律により改正道路交通法が施行され運転免許証機能が付いたマイナンバーカードいわゆるマイナ運転免許証が導入されました。そこで税条例第90条第2項においては、申請の際に提示する対象にマイナ運転免許証を追加し、減免申請の記載事項にもマイナ運転免許証の情報を追加する改正を行います。

四つ目は、特例措置に関する改正です。説明資料は表左端のナンバー8から12、附則第10

条の2から附則第10条の4の改正になります。平成28年熊本地震及び平成30年7月豪雨における代替家屋の固定資産税の特例措置等が廃止されることに伴い、減額規定を削る改正や項ずれを解消する改正を行います。その他、説明資料の表左端のナンバー13の第11条第4項、第71条の第2項、第73条及び附則第14条の改正は、例規改正のルールに合わせた語句の改正となっております。

以上、改正概要を説明しました。よろしく御審議方お願い申し上げます。

議長（熊谷博行君） これより承認第1号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

4番（児玉智博君） マイナ免許証の部分について確認をさせていただきたいと思います。運転免許の情報をマイナンバーカードにひも付ける場合、今後ひも付けない場合も含めると三つ選択肢があって「これまでの運転免許証を持つよ」という人と「もうマイナ免許証だけでいい」という人と「両方持つ」という、この三つの選択肢があるわけですが、マイナ免許証しか持っていない場合のための改正だというふうにするのですけど。これを見ると改正条文は申請者はマイナ免許証を掲示すればいいというふうになると思うのですけど、掲示するだけで本当にそれが運転免許証とひも付けられているかどうかというのが一目で分かるものなのか。分からない場合それを持って来られた場合は税務窓口ではどういうふうに取り扱うのか教えてください。従来みたいに「これコピーさせてくださいね」と運転免許証と同じ扱いで十分なのか。それとも違うのか。説明ください。

税務住民課長（中島高宏君） マイナ免許証しか持たない場合の減免申請書の添付なのですが、マイナポータルにおきましてあらかじめ警察に署名用電子証明書を提出することができるということになっております。またマイナ免許証を読み取るアプリというのがございまして、マイナ免許証をかざすことで確認するということができるというかたちになっていますので、それで対応したいと思っております。

4番（児玉智博君） ということは、かざす要は読み取る端末が税務の窓口にもうあるか、それか今後そういう端末を全窓口を導入するということですか。

税務住民課長（中島高宏君） 基本的には税務の窓口にかざすのではなくて御自分のスマホでアプリを開いていただいて確認をするかたちになると想定してございます。

4番（児玉智博君） そしたら、スマートフォンを持っていない人がいたらマイナ免許証を見せられても確認のしようがないのではないかと思いますのです。条文を読むとマイナンバーカードを見れば申請者がやるべきことは果たしていると思うのですけど、御自分の「スマホを見せてください」という話になるので、こういうふうな条例にするのであれば税務窓口に取り取り端末何かを置くべきではないかなと思いますけれども。今ほとんどの人がスマートフォンを持っていますけどね。代理申請でそれを持って来られた場合とかやっぱり読み取り端末をやったほうが手続もス

ムーズに進むのではないかと思いますけど。そういった対応は検討されずに「スマホも一緒に持って来てください」という対応になるのか教えてください。

税務住民課長（中島高宏君） 基本的にはスマートフォンを持って来ていただいて提示していただくかたちをしたいと思いますけれども、将来的にはかざす機械が必要と判断すれば購入も考えたいと思っております。

以上でございます。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて（専決第1号：小国町税条例の一部を改正する条例について）、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君） 全員挙手でございます。

よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

議長（熊谷博行君） 日程第5、「承認第2号、専決処分事項の承認を求めることについて（専決第2号：小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集3ページをお願いいたします。

承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和7年6月10日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

議案集4ページをお願いいたします。

専決第2号 専決処分書

小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和7年3月31日専決

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

税務住民課長（中島高宏君） それでは、私のほうから改正内容を説明させていただきます。お配りしております条例集3ページの右肩に専2と書かれておりますものが改正条例本文になります。説明資料は税務住民課資料（3）の新旧対照表と税務住民課資料（4）小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の改正概要を配付させていただいております。説明は税務住民課資料（4）の小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の改正概要で行いますので御用意をお願いします。

まず改正理由でございます。地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令が、令和7年3月31日に公布され、令和7年4月1日から施行されることに伴い、小国町国民健康保険税条例の一部についても所要の改正を行ったものです。

次に改正内容を御説明いたします。主な改正は二つになります。

一つ目は、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を引き上げる改正です。説明資料は表左端のナンバー1、第2条第2項及び第3項の改正になります。中間所得層の被保険者の負担の軽減を図る観点から基礎課税額の課税限度額を65万円から66万円に引上げ、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を24万円から26万円に引き上げる改正を行うものです。

二つ目は、減額措置に係る軽減判定所得の基準額を引き上げる改正です。説明資料は表左端のナンバー2、第23条第1項の改正になります。経済動向等を踏まえ当該減額措置を受けている世帯が生活水準が変わらなければ引き続き軽減を受けることができるよう、5割軽減の基準額については被保険者に乗ずる金額を29万5千円から30万5千円へ。2割軽減基準額については、被保険者に乗ずる金額を54万5千円から56万円へ、それぞれ軽減判定所得を引き上げる改正を行うものです。

以上、改正概要を説明しました。よろしく御審議方お願い申し上げます。

議長（熊谷博行君） これより承認第2号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

4番（児玉智博君） 全員協議会でもお伺いしたことの確認でもう一度聞くのですが、第2条関係は課税限度額が合わせて106万円から109万円に引上げられると。そのことにより見込まれる増収は27万3千円だということで、これに該当する世帯というのが11世帯、そのうち3世帯は18歳以下の未成年がいる世帯ということでした。この3世帯のうち就学前の児童がいる世帯はありますか。

税務住民課長（中島高宏君） 被保険者で出しております。2名いらっしゃいます。

4 番（児玉智博君） 就学前という均等割が国の予算措置で半額免除されますから負担が軽減されるようなところだと思うのですが、課税限度額が上げられるということで軽減効果も打ち消されるというふうに思うのですが、事実上均等割が半分に減額されたとしても課税限度額が上げられれば払うお金は109万円なら109万円ということになると理解してよろしいでしょうか。

税務住民課長（中島高宏君） はい、おっしゃるとおりです。

4 番（児玉智博君） では第23条の関係で伺います。法定免除の範囲が広がることで2割軽減に該当してくる世帯が7世帯ありますと。2割軽減が5割軽減になる世帯が5世帯あって、これらの軽減される金額を合わせると37万7千600円という説明を受けていたかと思います。この37万7千600円の財源というのは、法定減額ですのでこれは国庫に負担していただくということで間違いないですね。

税務住民課長（中島高宏君） 軽減額については、保険基盤安定負担金ということで一般会計から繰入れます。一般会計も4分の3が国と県から歳入がございます。

以上です。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

4 番（児玉智博君） 私は、承認第2号、専決処分事項の承認を求めることについて（専決第2号：小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）に反対の立場から討論を行います。

本専決処分は課税限度額の引上げにより被保険者に負担増をもたらすものでありますが、国ないし町の手続において一切議員及び議会の議決を経ずに決定されています。これは余りに非民主的ではないでしょうか。低所得者が法定軽減を受けやすくなることは良いことですので歓迎するものでありますが、一方で今でさえ高過ぎる保険税を負担している被保険者の保険税を引き上げることに断固抗議するものであります。しかも均等割が半額免除される子育て世帯においてもこの課税限度額が上げられることにより幾ら均等割を減免されようが払う保険税が3万円増えて109万円は109万円ということであります。これはせつかくの国の子育て支援も打ち消すものではないかというふうに思います。今回109万円となる課税限度額の推移を振り返ってみますと10年前の平成27年度は85万円、20年前は61万円でしたので10年ごとに約20万円ずつ引上げられていることになります。大体課税限度額を3万円上げたからといって見込める収入増はわずか27万円です。令和5年度末時点の収入未済額2千181万円の足しにもなら

ない額です。国保財政に何の影響もないのではないのでしょうか。国民健康保険は高齢者と働くことが難しい人や自営業、非正規雇用など経済的には厳しく、より医療を必要としている人の保険であります。制度開始時は低所得者の多い国保は公費で賄う必要があるとして45%だった国庫負担を引下げ続けてきた国の責任は重大であると思います。地方6団体も国に対し国庫負担引上げを求めています。こんな小手先の対応ではなく議会を挙げて国庫負担の引上げこそ求めていくことを呼びかけまして討論を終わります。

議長（熊谷博行君） ほかに討論ございませんか。

9番（久野達也君） はい、久野です。

承認第2号について賛成の立場から討論を行います。

今回の国民健康保険税条例の一部改正なのですけれども限度額の引上げということで反対討論の中にもありましたけれども基礎課税分それから後期高齢者支援分ということで引上げとなります。元来、国民健康保険これは相互扶助の観点あるいは社会保障の観点いろんな意味合いからの制度でございます。そして国民全てが保険制度の中で医療を受けやすい状況をつくり上げていくということが大前提です。そんな中で国民健康保険税につきましては主に限度額の部分として今回改正が行われております。また5割軽減それから2割軽減についても対象範囲を広めるということでもあります。よく言われていますように皆さんで均等に目的とする医療費を補充していく補完していく制度であり例えば5割軽減のところで5世帯が増の見込み。それから2割軽減で7世帯見込みということで勉強会でもありました。当然7割軽減の方もおられます。そして軽減対象とならないいわゆる100%課税。この表現が正しいかどうか分かりませんが税率で計算したとき100%で課税される方、この方が大部分を占めております。そんな中で限度額の引上げですので例えば130万円、140万円と本当はなるけれども限度額で抑えてある。そのところに着目すべきではないかと思います。当然、皆さん税は少ないに越したことはないと思いますけれども、やはり医療制度の充実、拡充あるいは今後の運営。もう既に令和9年度からは県で統一される税方式に移行することも伺っております。どのようなかたちになるか分かりませんが年次1万円のあるいは後期高齢で2万円の増額を行う。ある意味、段階補正的な意味合いも多分に含んでいるかと思います。以上のような観点から今回の専決処分、国民健康保険税条例の一部改正については賛成の立場で表明いたします。

議長（熊谷博行君） ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

承認第2号、専決処分事項の承認を求めることについて（専決第2号：小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長（熊谷博行君） 挙手多数でございます。

よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

議長（熊谷博行君） 日程第6、「承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて（専決第3号：小国町税特別措置条例の一部を改正する条例について）」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集5ページをお願いいたします。

承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和7年6月10日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

議案集6ページをお願いいたします。

専決第3号 専決処分書

小国町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和7年3月31日専決

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

税務住民課長（中島高宏君） 私のほうから改正内容を説明させていただきます。お配りしております条例集4ページの右肩専3と書かれておりますのが改正条例本文となります。説明資料は税務住民課資料（5）の新旧対照表と税務住民課資料（6）小国町税特別措置条例の一部を改正する条例の改正概要を配付させていただいております。説明は税務住民課資料（6）の小国町税特別措置条例の一部を改正する条例の改正概要で行いますので御用意をお願いします。

まず改正理由でございます。離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令が、令和7年3月31日に公布され、令和7年4月1日から施行されることに伴い、小国町税特別措置条例の一部についても所要の改正を行ったものです。同省令第5条中、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の一部改正により、固定資産税に係る課税免除の適用対象の期限が令和10年3月31日まで3年間延長する措置が講じられたことから所要の改正を行ったものでございます。地域経済牽引事業につきましては、町と県が共同で作成

しました当該事業の基本計画に対して主務大臣の同意を得た日から令和１０年３月３１日までの期間内に同計画に適合すると県知事によって認められた事業者が、事業に供するために取得した家屋及び構築物並びにこれらの敷地である土地に対して課税される固定資産税を３年間課税免除するものです。

以上が、改正概要となります。よろしく御審議方お願い申し上げます。

議長（熊谷博行君） これより承認第３号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

承認第３号、専決処分事項の承認を求めることについて（専決第３号：小国町税特別措置条例の一部を改正する条例について）、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君） 全員挙手でございます。

よって、承認第３号は原案のとおり承認されました。

議長（熊谷博行君） 日程第７、「議案第２６号 小国町税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは議案集７ページをお願いいたします。

議案第２６号 小国町税条例の一部を改正する条例について

地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、小国町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和７年６月１０日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

提案理由といたしましては、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和７年３月３１日に公布されたことに伴い、小国町税条例の一部について所要の改正を行う必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

税務住民課長（中島高宏君） それでは、私のほうから改正内容を説明させていただきます。まずお配りしております条例集5ページ右肩に26と書かれておりますものが改正条例本文となります。説明資料は税務住民課資料（7）の新旧対照表と税務住民課資料（8）小国町税条例の一部を改正する条例の改正概要を配付させていただいております。説明は税務住民課資料（8）の小国町税条例の一部を改正する条例の改正概要で行います。御用意をお願いします。

まず改正理由でございます。地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布され、小国町税条例の一部についても所要の改正が必要となり、改正を行うものです。

次に改正内容を御説明いたします。主な改正は三つとなります。

一つ目は、公示送達にかかるオンライン化に対応する改正です。説明資料は表左端のナンバー1、第18条の改正になります。公示送達とは、送達すべき書類についてその送達を受けるべき者の所在が不明な場合などにその送達に代えて送達を受けるべき者に交付する旨を地方公共団体の掲示場に掲示することで、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは送達を受けるべき者に書類の送達があったものとみなすことができる制度となっております。今回の改正では、公示事項をインターネット利用の方法で誰でも閲覧できる状態に置く旨など規定の追加をする改正となっております。

二つ目は、所得税において特定親族特別控除制度が創設されたことに伴う改正でございます。説明資料は表左端のナンバー3から6、第34条の2、第36条の2第1項、第36条の3の2第1項、第36条の3の3第1項の改正になります。特定親族特別控除制度とは、所得税において19歳以上23歳未満の親族等で合計所得金額が58万円から123万円以下の方がいる場合、扶養者の所得から段階的に控除額が変わる制度となっております。いわゆる103万円の壁を緩和する目的の制度となっております。これを受けまして個人住民税においても特定親族特別控除額を所得控除に追加し、あわせて規定の整備を行う改正となります。

三つ目は、加熱式たばこの課税方式の見直し及び見直しに伴う激変緩和措置の特例を追加する改正です。説明資料は表左端のナンバー7、附則第16条の2の2の改正になります。現行の加熱式たばこの課税方式は、加熱式たばこの重量や価格を紙たばこ1本当たりに換算して算定する方式ですが、改正後は加熱式たばこの重量のみを基準に換算し一定の重量以下のものは1本をもって紙たばこ1本に換算する方式に変更されます。また激変緩和措置として施行日から令和8年9月30日までは現行換算方式と新換算方式を両立とする方式が採用されます。

その他、説明資料の表左端のナンバー2、第18条の3の改正は、例規改正のルールに合わせた改正でございます。施行日につきましては、第18条及び第18条の3の改正が地方税法の一部を改正する法律附則第1条第12号に掲げる規定の施行日、附則第16条の2の2の改正が令

和8年4月1日から、その他の改正は令和8年1月1日となっております。

以上が、改正概要となります。よろしく御審議方お願い申し上げます。

議長（熊谷博行君） これより議案第26号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

4番（児玉智博君） 第18条の公示送達の部分を今一度確認させていただきたいのですが、改正条文を見てみますと「町の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」というふうになっています。要するに町の事務所だから役場庁舎内ですよね。電子計算機というのがパソコンのことだと思います。映像面だから画面ですよね。そこに表示したものを役場にきた人が閲覧することができる状態になればいいというふうに読み取れるのですが、しかし税務住民課資料（8）には「インターネットを用いる方法の定義」ということになっていますので、それをインターネット上にアップロードするのか、それとも役場の公務用パソコンのハードディスクに保存したものを役場庁舎のパソコンの画面に移し出す状態かというのは大きく違うと思うのです。ここにはインターネット上にアップロードするという意味合いの文章は書かれていないと思うのですが、これで町のホームページ等々にアップロードできるのですか。

税務住民課長（中島高宏君） インターネット上に掲載するようになる部分につきましては、新旧対照表でいいます「地方税法施行規則第1条の8第1項に規定する方法」というのが、インターネットに接続する方法によって閲覧できるようにする措置をとるかたちになります。それとインターネット上で閲覧できる状態に置くのはまず置かなくてはいけないことになるのですが、それと今までと同じように掲示場に掲示する若しくは役場の窓口等に置いたパソコン上で公示送達の書類を見るかたちになります。

4番（児玉智博君） それは地方税法の規則にそれを書いてあるからということですね。分かりました。公示送達の場合エントランスの掲示板には7日間貼り付けておけば郵便で送ったのと同じ効力が発生するということになりますので、地方税法施行規則では7日間アップロードした後はそのデータを削除するというふうになっていますか。それとも違うならばアップロードした状態をどれぐらいの期間を続けるつもりなのか教えてください。

税務住民課長（中島高宏君） 基本的に公示送達につきましては7日間公示すれば送達したことになりますので、7日以降についてはどれぐらいの期間までインターネット上に載せるかどうかはつきり今は決めていないのですが、納期限ぎりまでは7日間載せたら消すか若しくは納期限までにするかどうかにかしようという考えはございます。

4番（児玉智博君） 7日間か納期限かというふうになると昔はその月の25日が納期限だったと思いますけど、今は末日とかになったのですかね。そんなに長い期間ではないかと思いますが。しかし、全員協議会の際にも御紹介しましたが官報の破産者情報を過去何年にも遡って

集めて地図上にピンでその住所を落としてデータベースを作って公開する人が実際日本国内にいたわけです。そういう行為について町としてはどう思いますか。官報なんていうのは誰でも国立国会図書館に行けば見られるものだから、それは破産するということはもうそれだけのことだからそういうことがあっても仕方がないと思うのか。それともデジタルタトゥーという言葉がありますけど、スマートフォンさえあればどこでも誰でも見られるようなものに「この人が破産したんだ」ということが半永久的に、場合によってはその方が亡くなってからも残る可能性もあるわけです。公示送達のインターネット上での掲載をすればもしかしたら同じようなことが、これは小国町だけの話ではなくて全国どの自治体でも恐らくこういうことをやっていくと思うのですが、それが全国的な公示送達者マップというか「この人は所在不明になったんだ」、「もしかしたら夜逃げしたのではないか」というふうな目で見られるようなデータ情報ができるかもしれない、作られるかもしれないというふうに思うわけです。全員協議会では「それはどういうデータの種類のインターネット上に出すのか」とお尋ねしたところ「PDFが基本ではないか」というふうに言われましたので、PDFで出せばグーグルとかの検索エンジンでその人の名前を入れて検索すれば公示送達されているのだということも分かってしまうわけです。町が納期限でデータを消したとしても、それを二次利用されれば半永久的に残る危険もあるわけですが、そういう点については町としてはどういう見解があるのか最後にお尋ねして質疑を終わりたいと思います。

税務住民課長（中島高宏君） 個人情報保護につきましては十分配慮しなければならないというふうに考えますけれども、基本的にこの公示送達すべき内容につきましては、氏名と何を送ったか、何を町で保管しているかというのを公示事項ということでインターネット上で誰でも閲覧できるようにする必要がありますけれども、その辺り氏名ということで住所辺りは今後配慮したかたちでほかの団体等の状況を見ながら、また国とかの通知も確認しながら進めていきたいと思っています。

以上です。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第26号、小国町税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長（熊谷博行君） 全員挙手でございます。

よって、議案第２６号は原案のとおり可決されました。

議長（熊谷博行君） ここで暫時休憩をいたします。次の会議を１１時２０分から行います。

(午前１１時０９分)

議長（熊谷博行君） それでは、休憩前に引き続き会議を行います。

(午前１１時２０分)

議長（熊谷博行君） 日程第８、「議案第２７号 物品購入契約の締結について（学習者用コンピュータ（iPadOS）」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集８ページをお願いいたします。

議案第２７号 物品購入契約の締結について

次のとおり物品購入契約を締結したいので、地方自治法第９６条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により議会の議決を求める。

令和７年６月１０日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

記といたしまして

- １ 契 約 の 名 称 GIGA スクール用端末（iPadOS）
- ２ 契 約 の 方 法 一般競争入札（熊本県共同調達）
- ３ 契 約 金 額 １千８３７万２千２６６円
- ４ 契約の相手方 福岡県福岡市中央区大名２－９－２７
株式会社内田洋行 九州支店
支店長 坂口 秀雄

でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

教育委員会事務局長（後藤栄二君） それでは、私のほうから物品購入契約の締結について説明いたします。右肩に教育委員会事務局資料（１）と書いてある資料を御準備ください。

物品購入契約書の件名は、資料１ページの上段の第１条の第１号のとおり令和７年度小国町立学校学習者用コンピュータ購入業務となり、調達についての概要を説明いたします。今回文部科学省が示している学習者用コンピュータの調達等ガイドラインに基づき、熊本県が公募型プロポーザル方式による審査会を実施し共同調達を行いましたので小国町もこれに参加しました。県が県内の自治体の意向等を確認しＯＳの機種ごとに又、仕様によって令和７年度の調達は三つのグ

グループに分けられ共同調達のプロポーザル審査会が実施されました。小国町のグループにはほかに玉名市、菊池市、阿蘇市、玉東町、和水町、長洲町、産山村、山都町の計9市町村が参加し、全体で1万4千572台の一括調達を行うための審査会となりました。この審査会は5月13日に熊本市で実施され企画提案業者が富士フィルムビジネスイノベーションジャパン株式会社熊本支社と株式会社内田洋行九州支店の2社ありました。結果、評価点が高かった株式会社内田洋行九州支店が受託候補者として決定しております。共同調達の最終段階として各市町村が受託候補者と契約を行う運びとなり5月30日付けで仮契約まで至っております。資料(1)の契約書第1条第2号の品名から第4号の数量までは資料5ページの別紙1を御覧ください。小国町はiPad OS128GB、Wi-Fiモデル308台で一番下段のフィルタリングソフトi-FILTERは入替えを行わない小学校の端末106台分の更新分を含んでいますので414台と数量が多くなっております。端末308台の内訳につきましては、小国小学校の新4年生から6年生を対象に156台、小国中学校の全学年を対象に152台となり今年度中に納品入替えを行い新年度から使用することになります。小国町に受託候補者から提出された価格が基本パッケージ及びフィルタリングソフトなどのオプションを含めて税抜1台当たり5万3千990円で税込み5万9千389円となっております。端末308台とi-FILTERの106台の追加分を含めまして契約書の第1条第5号のとおり契約金額が税込み1千837万2千266円となります。また納期限は第1条第7号のとおり令和8年3月31日までとなっております。資料最後の6ページに今回購入する機器一覧のカタログを付けておりますので御参考にしていただきたいと思います。

説明は以上です。よろしく御審議お願いいたします。

議長（熊谷博行君） これより議案第27号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

4番（児玉智博君） 新規に購入する308台については新4年生から新9年生全員ぎりぎりの台数になるのですか。

教育委員会事務局長（後藤栄二君） お答えいたします。

小学校156台と中学校152台のうちそれぞれ20台ずつ予備機として導入を計画しております。

4番（児玉智博君） 予備機が20台ずつということは計40台ということで結構余裕を持ったなというふうに思ったのですが、今までの実績で故障とか不具合というのが結構あるものなのですか。

教育委員会事務局長（後藤栄二君） 令和2年度に今使っているiPadをまず8学年分入れております。それから令和4年度に1学年分入れておりますけれども今も使っているのですが、修理発生件数につきましては有償によるものが1件それから無償によるものが5件これまで発生しております。国庫補助の基準につきましては、全台数の15%以内は予備機として入れることが補

助対象となっておりますので、今回その１５％以内となっております。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

９番（久野達也君） １点だけ納期限ですけれども当然年度内いっぱい設定しているかと思えますけれども、契約が成立し本契約に至った場合大体どのくらいの頃に納品になるか見込みが分かれば教えてください。

教育委員会事務局長（後藤栄二君） 契約書の納入期限は年度末までとなっておりますけれども、納品するまでに機種にいろいろソフト辺りを設定したりとかキッティングという言い方をしますけれどもそういう設定が必要でございます。この株式会社内田洋行につきましては全体で９市町村も受けておりますので随時早いところは産山村から入れていくようなかたちになるのですが、小国町としては年明け１月２月辺りをめどに納品をお願いしたいと思っております。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑はありませんか。

７番（松本明雄君） 同僚議員と同じで納入についてちょっとお聞きしたかったのですが。それと世界情勢もいろいろありまして物品、特に半導体なんかは国内で動かす分でありますので足らなくなるということはないと思うのですが、値段が上がったりそういう半導体が少なくなると納入期限が遅れるとかそういうことまでも会社側と契約のときに聞いているのかどうかお聞きしたいと思います。

教育委員会事務局長（後藤栄二君） 議員おっしゃられるとおり半導体の生産辺りがというニュースも流れておりますけれども、まだはつきり業者とは確認しておりませんが、うちとしては年度内に今のところ入れていただくというところで思っておりますし、そういった事例が発生した場合はまた確認しながら繰越しとかそういった感じになるかと思っております。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑はありませんか。

１番（江藤理一郎君） １番、江藤です。

金額が１千８３７万２千２６６円とありますが、納品があつてから３０日以内に支払うこととなっていると書いております。財源の内訳についてはどのような予定でしょうか。

教育委員会事務局長（後藤栄二君） 今回入れる端末の補助対象となる部分は基本スペックの部分になります。国は上限を５万５千円と定めておりまして、今回入れるものは小国町もこのスペック５万５千円以上は満たしております。それで国の補助率が５万５千円の３分の２として補助金を受けることになっております。今回、児童生徒分２６８台、小中合わせた数です。それから予備機が各２０の４０台、３０８台を整備するところで国庫補助金が今のところ１千１２９万３千円の交付決定をいただいております。残りの約７００万円程度につきましては一般財源となります。この一般財源分につきましては令和５年度に設置させていただきました小国町学校教育応援基金の積立金がございますので、こちらから充当することになります。

以上です。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第27号、物品購入契約の締結について（学習者用コンピュータ（iPadOS））について、
原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君） 全員挙手でございます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議長（熊谷博行君） 日程第9、「議案第28号 令和7年度小国町一般会計補正予算（第1号）
について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集の9ページをお願いいたします。

議案第28号 令和7年度小国町一般会計補正予算（第1号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和7年度小国町一般会計補正予算（第1号）を
別紙のとおり提出する。

令和7年6月10日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

それでは、別冊補正予算書（第1号）をお願いいたします。1ページです。

令和7年度小国町一般会計補正予算（第1号）

令和7年度小国町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億941万3千円を増額し、歳入歳
出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億2千41万3千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予
算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

令和7年6月10日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

総務課長（松本徳幸君） おはようございます。

それでは、令和7年度小国町一般会計補正予算（第1号）についての説明をさせていただきます。それでは補正予算書をお願いいたします。また説明資料といたしまして総務課資料（1）を用意させていただいております。

今回補正をお願いする総額は歳入歳出それぞれ1億941万3千円を追加するものです。まず歳出全体の人件費の部分から説明いたします。議会費から教育費までに出てくる人件費、給与、職員手当、共済費、費用弁償につきましては、総額で1千461万3千円の減額補正になります。この主な理由といたしましては、令和6年度の自己都合等退職者の人件費の減額と新規採用職員の給与、手当等の確定によるものです。以下、項目ごとに増減が出てきております人件費につきましては、人事異動に伴い職員の配置が変わったことが主な要因となります。

それでは歳出の補正について説明させていただきます。

まず款2総務費です。9ページをお願いいたします。項1総務管理費、目3財産管理費、節24積立金の公共施設等整備基金積立金、地熱の恵み基金積立金、つながる未来基金積立金の16万円は、定期預金利率の上昇による積立金の増額となります。次に目4企画費、節8旅費の普通旅費195万円は、主に台湾への旅費にかかる増額となります。次に節18小国町空き家改修事業補助金100万円は、追加申請に伴う増額です。その下段の地域おこし協力隊起業支援補助金100万円は、地域おこし協力隊が町内で起業に要する経費の補助です。

10ページをお願いいたします。次に目15SDGs推進費、節18地域経済循環創造事業補助金2千万円は、地域の資源と資金を活用した地域密着型の創業、新規事業を支援するための補助金です。次に目19物価高騰経済対策費、節18LPガス使用世帯支援事業補助金1千320万円は、熊本県LPガス協会が実施する第3弾LPガス使用世帯支援事業への補助金です。次に目20定額減税補足給付金3千63万2千円は、低所得者及び定額減税補足給付金の不足額給付に係る給付金3千万円と事務に係る消耗品、印刷製本費、通信運搬費、振込手数料です。

次に款3民生費です。12ページをお願いいたします。項2児童福祉費、目2保育園費、節17備品購入費30万円は、子育て支援拠点のエアコンの老朽化に伴う取り替え費用となっております。

次に項3災害救助費、目1災害救助費の住まいの再建支援事業補助金の20万円は、令和2年7月豪雨の被災者が民間住宅へ入居するための補助金です。

次に款6商工費です。13ページをお願いいたします。項1商工費、目3観光費、節10需用

費の修繕費 750 万円は、ゆうステーションのガラス破損（入り口ドア）、鍋ヶ滝公園関係の修繕費となっております。次に節 1 1 役務費の手数料 187 万円は、昨年度作成しました観光パンフレットの多言語化の作成を行うものです。次に節 1 8 の杖立温泉環境整備補助金 172 万 4 千円は、杖立温泉内の不要となった配管撤去工事と防犯灯の LED 取り替え工事のための補助金です。

次に款 7 土木費です。14 ページをお願いいたします。項 2 道路橋りょう費、目 1 道路維持費、節 1 4 の道路維持工事外 4 千万円は、町道北里倉本二俣線と町道仁瀬中原線の舗装打換工事です。

次に款 8 消防費です。項 1 消防費、目 3 災害対策費、節 1 4 指定避難所改修工事 100 万円は、旧蓬萊小学校体育館の改修工事の単価見直しと追加改修工事により増額するものです。

次に款 9 教育費です。15 ページをお願いいたします。項 5 社会教育費、目 5 交流多目的施設費、節 1 0 修繕費 40 万円は、小国町交流多目的施設のトイレ修繕費です。

次に款 1 1 公債費です。項 1 公債費、目 2 利子、節 2 2 償還金利子及び割引料 309 万円は、予算計上後に利率の見直しが行われ、又、令和 6 年度の借入先の確定が行われ利率が確定したことにより全体として増額をさせていただくものです。

以上、歳出について説明をさせていただきました。

続きまして、歳入について説明させていただきます。

まず款 1 4 国庫支出金です。7 ページをお願いいたします。項 2 国庫補助金、目 1 総務費国庫補助金、節 1 の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 3 千 6 百 3 万 2 千円は、定額減税補足給付金への補助金です。また地域経済循環創造事業交付金 1 千万円は、地域経済循環創造事業補助金への補助金となっております。次に目 5 土木費国庫補助金、節 1 社会資本整備総合交付金 1 千 9 百 9 万 5 千円は、道路維持工事ほかに係る補助金となっております。

次に款 1 5 県支出金です。項 2 県補助金、目 1 総務費県補助金、節 1 物価高騰対応生活者支援交付金 6 百 6 万 0 千円は、LP ガス使用世帯支援事業補助金に係る補助金です。目 7 災害復旧費県補助金、節 3 令和 2 年 7 月豪雨被災者等支援交付金 20 万円は、住まいの再建支援事業補助金に係る補助金となっております。

次に款 1 6 財産収入です。項 1 財産運用収入、目 1 利子及び配当金、節 1 利子及び配当金 1 6 万円は、公共施設等整備基金積立金、地域の恵み基金積立金、つながる未来基金積立金の利率の増加に伴う増額で各積立金へ積立させていただきます。

次に款 1 8 繰入金です。項 1 基金繰入金、目 1 ネットワーク事業基金繰入金 3 百 5 万 9 千 4 百円は、商工費の手数料と杖立温泉環境整備事業補助金に充当いたします。目 6 財政調整基金繰入金 1 千 2 百 7 万 7 千円は、歳出の一般財源に充当いたします。

次に款 2 0 諸収入です。8 ページをお願いいたします。項 5 雑入、目 1 雑入、節 1 の公有建物災害共済金 5 百 5 万 0 千円は、商工費の修繕費に充当いたします。

最後に款 2 1 町債です。項 1 町債、目 5 土木債、節 1 道路長寿命化事業 2 千万円は、土木費の道路維持工事ほかに充当いたします。

これで一般会計補正予算（第 1 号）の説明を終わらせていただきます。御審議方よろしく願いいいたします。

議長（熊谷博行君） これより議案第 2 8 号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

9 番（久野達也君） はい、久野です。

1 0 ページの私の聞き漏れかもしれませんが具体的に教えてください。定額減税補足給付金について詳細というか例えば 1 人当たり幾らで何人分だとかそういったような見込みがあればお聞かせください。それからもう 1 点、1 2 ページ、災害救助費ですけれども、住まいの再建支援事業補助金。これについても詳細が分かればお知らせください。

税務住民課長（中島高宏君） 私のほうから定額減税補足給付金の補足説明をさせていただきます。

まず定額減税補足給付金につきましては、令和 6 年度に実施しました定額減税補足給付金につきまして昨年度は令和 5 年分の所得等をもとに推計額で給付をさせていただいております。それについて令和 6 年分の所得税が確定しましたので本来支給すべき額と令和 6 年度に調整給付額として支給した額に差が生じた場合に定額減税補足給付金を給付するかたちになっております。対象となりうる方につきましては、令和 5 年度に比べて令和 6 年度の所得が減少されて令和 6 年度分の所得税額が推計所得額を下回った方。それから子どもさんの出生とか扶養者が増えたということで令和 6 年中に扶養者が増えた方。それから事業専従者について住民税が非課税であった方についても給付対象というかたちになっております。対象の人数につきましては、3 千万円の積み上げで 8 8 7 名の方を想定しております。金額については 1 万円単位で給付するかたちになりまして 1 万円から最高で 1 8 万円の方が出てくる見込みというかたちになっております。

以上でございます。

福祉課長（宮崎智幸君） 私のほうから住まいの再建支援事業補助金について御説明申し上げます。

この事業につきまして対象は、令和 2 年の豪雨で被災した方ということになります。今回被災された方が民間の賃貸住宅のほうに引っ越しをされるということで入居費用について 2 0 万円を助成するものです。これまでにこの事業につきましては 9 人の方にこの事業を実施しております。今回補正していただいた方で令和 2 年のこの再建支援事業につきましては終了となります。

以上です。

9 番（久野達也君） もう 1 点、定額減税補足給付金。税務住民課長のほうから説明お伺いしましたけれども、これは申請主義なのですか。例えば役場のほうで掌握して「お宅が該当します」というような格好なのか。手続的にはどうなるのですか。

税務住民課長（中島高宏君） 対象者については通知を送いたします。補足給付ということで昨

年給付をいただいた方については口座等の登録がございますので確認書でできれば済ませたいと思っています。新たな対象者の口座等の登録がない方については支給の案内を発送しまして、それに基づく提出が必要になってくるかたちになります。

以上です。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

4 番（児玉智博君） 9 ページの地域おこし協力隊起業支援補助金と 10 ページの地域経済循環創造事業補助金について二つまとめてお尋ねします。それぞれどういった職種の起業を検討されている人なのかということ。いずれにしても地域おこし協力隊のほうは全額が国庫だと思いますが、地域経済循環創造事業は国 50% 残り半分を町が起債するけれども起債分には交付税措置があるので結果としては 500 万円以下ぐらいの持ち出しではないかという説明も全員協議会では受けております。とはいえこれは税金が補助されるという意味では二つとも同じだと思うのですが。かなり前の話になりますけれども町が商店街活性化のために創業支援というのは以前やっておりましたけれども、それを受けて創業された方であつという間にいなくなったというか。そういうこともあって「最低でも何年間はやらないなら補助金を返してもらうぐらいの対応が必要だったのではないか」というような指摘が議会でもあったことを覚えております。そこでもう 1 点のお尋ねとして、この補助金を受けた方たちに最低どれぐらいの期間頑張っていて、いろいろ事情なんかも考慮する必要はあると思いますけれども、その期間に満たない場合は交付税、税金ですから返還義務なんかもあってしかるべきだと思うのですが、そういったのがないか教えてください。

情報政策課長（田邊国昭君） それでは、まずは地域おこし協力隊の起業支援の補助金について説明いたします。これは地域おこし協力隊が任期終了後にその地域に定住して地域活性化に寄与するために起業する場合、その経費の一部を自治体が補助するということで制度が始まっております。この補助金は地域おこし協力隊の定住促進と地域経済の活性化を目的としておりまして、全国の自治体で導入されております。今回小国で地域おこし協力隊を卒業された方が起業するというので協議を行っております。この予算の可決後に正式に申請を受け付けるかたちとなりますが、その方は個人事務所の経営をということで今協議を行っております。地域づくりのためにコンサル的な業務であつたり特に観光に力を入れて魅力を発信する業務など観光協会からの発注を受けたいと。あと商品の造成です。この方、温泉地帯にかなりいろんな商品の開発に取り組んでおりましたのでその商品の新しい造成と物販の業務。そしてイベントに関する企画という業務を受けていきたい、ということで今後正式に申請を行っていくことになっていくかと思います。

続きまして、もう一つが地域経済循環創造事業補助金。こちら通称「ローカル 10,000 プロジェクト」と言われるものでありまして概要について先日の全協のときにも説明しましたが、町内で新しい事業に取り組む方に対する支援ということで始まっています。事業の概要として補

助対象になる要件というものが、地域の金融機関からの融資を受けている、地域資源を活用している、公共的な課題の解決につながる、既存でなく新しい事業である、そして他地域のモデルとなりうるなどを審査してこれから補助金の対象となるか受け付けを行っていくことになるかと思っています。事業の評価についてのところでの御質問でしたので、この部分をどういうふうに補助金の交付要綱にうたうかということをごにしております。今後定めていこうとしています補助金交付の要綱についてなのですが、事業者が事業を実施した後は5年間にわたって事業の報告とヒアリングを行って進捗とその効果を検証していくことにしております。もしその場合にこの事業を取りやめていた場合や地域貢献に対する課題に対しての取組が見られないといった場合、事業の廃止などが行われた場合に交付決定の取消しというのをうたっていきます。そして事業について内容の審査は既に協議が行われていますが重々事業者の方に協議を行っているところです。もう1点補助金の概要についてでしたので今回2千万円の事業ということで1千万円の歳入も合わせて計上しておりますが、これが基本的原則の補助率ということで国から2分の1の補助金を受けてそれ以外の部分が小国町の負担。更に小国町負担分の2分の1は特別交付税対象となっておりますが、ここに国の基準がありまして特例の補助率というのがあります。小国町の財政力指数と事業の内容によっては原則の2分の1が最大4分の3の補助を受けられることになっております。歳入で組んでおります1千万円の歳入が最大は1千500万円まで認められる。町の負担が500万円そのうちの2分の1、250万円が一般財源で済むかたちになりますので、今後申請を受け付けてその内容が認められれば国との協議になりますが、国に申請を行って財政力指数、事業の内容によつての特例の補助率を受けることができるようになるのではないかと考えております。

以上です。

4番（児玉智博君） 地域経済循環型のほうは業者はどういうのかおっしゃらなかったけれども、いいですそれは。ただそちらのほうは5年間ヒアリングなんかを重ねていくので、5年の間に事業廃止した場合なんかは交付決定の取消しなどの厳しい措置もあるということでした。では地域おこしのほうは5年間のヒアリングであつたり交付決定の取消しなどの措置を行うことはできないのでしょうか。また過去にも地域おこし協力隊の起業支援なんかもされてきているかと思えます。それが交付されてきた過去の事例は現在どうなっているのか。全てにおいてまだ事業がきちんと継続されているのか。それとも廃業もあるのかを御説明をいただければと思います。

それからもう1点、別の部分も聞いておきます。観光費の修繕費の750万円については鍋ヶ滝ということでありましたが、どういった修繕の内容となるのかを詳しく説明いただけますか。

議長（熊谷博行君） 田邊課長、昼からでよろしいですか。

情報政策課長（田邊国昭君） はい。

議長（熊谷博行君） ここで暫時休憩いたします。次の会議は1時から行います。

（午後0時00分）

議長（熊谷博行君） それでは、休憩前に引き続き会議を行いたいと思います。

（午後 1 時 0 0 分）

議長（熊谷博行君） 一般会計補正予算（第 1 号）の答弁からでございます。

情報政策課長（田邊国昭君） それでは、地域おこし協力隊の起業支援補助金について説明していきます。過去に補助金を交付した事例から説明してまいります。令和元年度にお一人そして令和 4 年度にお二人、合計 3 名の方に補助金を交付しております。一番最初の方は木工に取り組むということで設備導入のための補助、お二人目の方は新しく木工所こちら家具職人さんとして作業場を建設するときの設備の導入、そしてもう 1 人は農業サービス事業を起こすということで同じく設備導入のために補助金を交付しております。3 人の方とも現在も事業を継続しております。そしてもし事業を途中で取りやめた場合の補助金の返還の規定について説明します。地域おこし協力隊の補助金交付要綱の中に定めております補助金の返還という項目があります。起業した日から 1 年未満での廃業、操業の停止については交付決定金額の 100 分の 100 の返還を求めることとしております。1 年以上 2 年未満の場合は 100 分の 75、2 年以上 3 年未満の場合で事業をやめた場合 100 分の 50 ということで返還を行うこととしております。補助金の交付に対しては免除の規定もありまして、災害や疾病その他自己の都合によってやむを得ない事情により事業をやめた場合は、その都度協議を行うこととしております。

以上です。

産業課長（穴井 徹君） それでは、鍋ヶ滝関係の修繕費についてお伝えいたします。今回の修繕予定箇所は、鍋ヶ滝公園内の遊歩道の LED の交換、案内看板、表示看板の修繕となっております。

以上です。

4 番（児玉智博君） はい、分かりました。補助金関係なのですが地域経済循環創造事業補助金の場合は、5 年以内の廃業であれば交付決定の取消しということですから最初から交付決定をなかったことにするので、5 年間は 100 分の 100 返済しないといけないことになると思うのです。確かに額は小さくはありますけれども地域おこし協力隊の場合は 1 年未満、2 年未満、3 年未満ということで率は違いますけれども、3 年未満で半額の返還になるわけですがそれでも 4 年間 5 年間やれば返還する必要がないということになるので、同じ補助制度でありながら少しその辺は制度間の整合性がちょっととれていないような気がします。その辺の整合性を今後とっていく考えがないのかを最後にこの補助金についてお聞きするのと、それともう 1 点だけ。14 ページの指定避難所改修工事 100 万円でありますけれども、旧蓬萊小学校体育館は今現在 1 回玄関を出て外側からしかトイレに回れませんので、それを解消するためのものでありますが、既に今日も冒頭の議会運営委員会の委員長挨拶では日田のほうには避難情報も出されているように聞いております。そういう時期になってしまったわけですが、実際改修工事はどのタイミングで行う予

定なのか、いつからちゃんと中から行ける状況になるのか御説明をお願いします。これで終わります。

情報政策課長（田邊国昭君） 地域おこし協力隊の起業支援補助金の要綱の中にあります返還の規定についてですが、1年未満そして2年、3年ということで規定を行っておりますが、起業支援補助金、全国的に導入されているものでありまして大体同じ内容での要綱ということになっており内容もそれに倣っております。この補助金の場合は協力隊の方、卒業される方がほとんどなのですが、十分協議を行って補助金を交付していております。途中で廃業などがないように十分支援も行いますが、その後の見守りも行っていきたいと思っております。

以上です。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

総務課長（松本徳幸君） 蓬萊小学校体育館の改修工事について御説明させていただきます。蓬萊小学校の体育館の工事につきましては、電源立地地域対策交付金を活用します関係で現在交付申請中でございます。交付決定が8月に行われる見込みとなっておりますので、それから入札を行いまして9月中旬から来年の1月下旬にかけて工事を行う予定となっております。ですので来年の1月以降に竣工して体育館の中からトイレのほうに行くことができるようなスケジュールとなっております。

以上です。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

7番（松本明雄君） はい、7番です。

今、児玉君が質問した地域経済のほうをお聞きしたいと思います。これは省庁が総務省だと思います。最高限度額も確か5千万円だったと思います。すごく人気で皆さん手を挙げているみたいなのですが熊本もあと1社あると思うのです。そしてこのお金がソフトとハード両方に使えるのかそういうことも聞きたいと思います。いろんな水害、地震からずっと補助金が出ていたけど、ほとんどが経済産業のほうが多かったです。ですから商工会を通していませんので我々はちょっと分からなかったのですが、こういう方々が新規の方でいらっしゃればどんどん活用していただきたいと思います。明日また事業承継の話もしますがその辺りも加えて地域の商業、工業、農業、皆さん苦しんでおりますので、その辺も考えながらいろんな補助金を取って来ていただきたいと思います。

以上です。

情報政策課長（田邊国昭君） 議員がおっしゃいますようにかなり人気の高い事業ということで、小国町も取組が今回初めてですので県そして国の担当には協議を行いましたが、昨年度この補助金は国の予算の枠が途中で終わったということで国の予算を途中で補正したということで今年度に臨んでいるということです。今年度も申込み具合としてはかなり件数が多いということで、熊

本県の中でも何本か上がっているということですのでできるだけ早めの申請ができて当初予算で採択されることができればいいかなと思っております。

以上です。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第28号、令和7年度小国町一般会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君） 全員挙手でございます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議長（熊谷博行君） 日程第10、「報告第1号 専決処分事項の報告について（公共工事請負契約金額の変更（町道湯鶴線防災対策（かん渠布設）工事）」を議題といたします。

執行部より報告をお願いします。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集の10ページをお願いいたします。

報告第1号 専決処分事項の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づく専決処分事項の指定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年6月10日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

議案集の11ページをお願いいたします。

報告第1号 別紙

変 更 内 容 公共工事請負契約金額の変更

専 決 年 月 日 令和7年3月5日

変更に係る議案 令和4年 議案第58号

公共工事請負契約の締結について

補第137号

町道湯鶴線防災対策（かん渠布設）工事

変更前契約金額 8千822万円

変更後契約金額 9千565万8千344円

詳細につきましては、担当課長より説明をいたします。よろしくお願いいたします。

建設課長（谷口正浩君） 建設課資料（1）を御覧ください。こちらは起点側から中間地点、終点側からの竣工写真を付けてございます。色が変わっているところが新たに舗装した範囲ということで本工事で施工したところでございます。町道湯鶴線のかん渠布設工事につきましては、道路排水等をスムーズに排水する防災対策の工事を当初契約額8千822万円で鋭意進めておりましたが、施工中に大きな岩が出てきたこと、舗装面積が増えたこと、外側線を新規に追加したこと等によりまして、合計約740万円の契約金額の増というふうになってございます。

以上、報告を終わります。

町長（渡邊誠次君） 私のほうから金額の部分は今建設課長がお答えしましたけれども、この前杖立のほうで話をしたときに「町議会の皆様方に、是非ともお礼を言ってくれ」というようなお話を受けましたので少しだけお礼を言わせていただきます。この工事につきましては皆さん方御存じのとおり令和2年の7月豪雨で最後のページになりますけれども終点竣工と書いてあるこのページの右手の上のほうに、今日もそうですけれども淹みたいに雨がここに集まってくるというところでございます。昭和の時代にはこの水の流れは実はなくて新しくできた水みちといえますか、そういったところが集まって毎年のように被害を受けていたような地域でございます。この部分に関しましてはなかなか補助金が見つからないというところもあって、町道の改良等々もこの工事ではできないというところでもございましたので緊急自然災害事前防災事業債といったところの部分を令和2年の7月豪雨以降、熊本県の木村知事、当時木村副知事でございましたけれども現場を見ていただいて「この緊事債を充当してこの事業ができるのではないか」という御提案もいただきまして熊本県と協議をさせていただきまして町のほうで整備をさせていただきました。杖立側の河川の復旧工事それから町道湯鶴線の工事の二つでやっと杖立の地域の皆さんのひとまずの安心といえますか。今日も雨水がかなり出ておりますけれども昨日の時点で私も夕方どのぐらい水が流れているかを確認させていただきましたけれども、かなりスムーズに水が流れておりました。これも県もそうでございますけれども町議会の皆様方の働きかけのおかげということもございまして、是非とも観光協会長それから旅館組合を含めて地元の方からこの前お話をいただきましたので少し御報告をさせていただいたところでございます。どうもありがとうございました。お世話になります。

議長（熊谷博行君） これより報告第1号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

議長（熊谷博行君） 日程第１１、「報告第２号 令和６年度小国町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題といたします。

執行部より報告をお願いします。

町長（渡邊誠次君） 議案集の１２ページをお願いいたします。

報告第２号 令和６年度小国町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により、令和６年度小国町一般会計予算繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、これを報告する。

令和７年６月１０日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明をいたします。よろしくお願いいたします。

総務課長（松本徳幸君） 令和６年度小国町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の内容について御説明させていただきます。総務課資料（２）をお願いいたします。３月に開催されました第１回定例会で補正予算として上程させていただき可決いたしました繰越明許費の中の１２事業で繰越額が計算できましたので、ここに報告するものです。翌年度への繰越額の合計といたしましては１０億６千５５１万７千円を繰り越すものです。この財源内訳といたしましては、既収入特定財源４８万９千円、国庫支出金７億４千３１８万６千円、地方債１億１千９００万円、一般財源２億２８４万２千円となっております。

以上で報告を終わります。

議長（熊谷博行君） これより報告第２号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

議長（熊谷博行君） 日程第１２、「報告第３号 令和６年度小国町下水道事業会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題とします。

執行部より報告をお願いします。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集１３ページをお願いいたします。

報告第３号 令和６年度小国町下水道事業会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により、令和６年度小国町下水道事業会計予算繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、これを報告する。

令和７年６月１０日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明をいたします。よろしくお願いいたします。

建設課長（谷口正浩君） 令和6年度小国町下水道事業会計予算繰越明許費繰越計算書の内容につきまして御説明させていただきます。建設課資料（2）をお願いいたします。翌年度の繰越額の合計は4千185万5千円を繰り越すものです。この財源の内訳としましては、既収入特定財源1千440万8千円、国県支出金874万7千円、地方債1千870万円、不用額としまして6千300万円となっております。不用額につきましては、国庫補助額が当初見込額の約35%と大きく下回ったということで工事発注ができなかったため不用額が大きくなってございます。

以上、報告とさせていただきます。

議長（熊谷博行君） これより報告第3号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

4番（児玉智博君） 予算計上額の1億700万円に対して不用額が6千300万円とかなり大きいです。ただその理由というのは国庫補助額が見込んだほど付かなかったためだということで、要するに予定していた工事ができなかったということになるかと思うのですが、予定していてできなかった工事というのはまた今後年度を分けて計画していくのでしょうか。それがどれぐらいの期間でするおつもりなのかを御説明ください。

建設課長（谷口正浩君） 今回工事発注できなかった部分につきましては、また改めて国庫補助額が付き次第それに基づいて随時工事発注を続けていきたいというふうに思っております。老朽化が進んでいるという地区でございますので早急にポンプ更新等していきたいというふうに思っております。いつまでかかるかという部分につきましては、予算の付きぐあいだと思いますので、その部分につきましては予算を要求しながら進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

議長（熊谷博行君） 日程第13、「常任委員の選任について」を議題といたします。

委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 異議なしと認めます。

では、ただいまより指名をさせていただきます。

総務常任委員

1番 江藤理一郎君 5番 穴見まち子君

6 番 松崎 俊一君 7 番 松本 明雄君

8 番 熊谷 和昭君 9 番 久野 達也君

10 番 熊谷 博行君

文教厚生常任委員

1 番 江藤理一郎君 2 番 杉本 いよ君

3 番 高村 祝次君 4 番 児玉 智博君

5 番 穴見まち子君 6 番 松崎 俊一君

産業常任委員

2 番 杉本 いよ君 3 番 高村 祝次君

4 番 児玉 智博君 7 番 松本 明雄君

8 番 熊谷 和昭君 9 番 久野 達也君

を指名させていただきます。

付け加えて報告させていただきます。常任委員につきましては、2年で委員の改選となっておりますので、令和7年3月議会定例会終了後、議員の皆様にお諮りし御意見を拝聴し指名させていただきますわけでございます。

以上のとおり、常任委員に指名をいたします。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名をさせていただきました諸君をそれぞれの常任委員に選任いたします。

ここでお願いがあります。私は総務常任委員に選任されましたが、議長の立場上、各委員会との関連もありますので、距離的な立場をとるのが望ましいのではないかと思います。また、地方自治法第105条においても、各常任委員会への出席、発言権が認められております。もし、委員会表決に加われば、本議会において議長の裁決の問題が生じた場合に、現状維持原則などから考えまして、委員会の表決と相反した判断を下さなければならない事態も生ずるおそれがありますので、皆さんの同意を得られますならば、私は総務常任委員を辞任したいと思っております。また、この件につきましては、私の一身上に関する事件であると思われるので、地方自治法第117条の規定により、私が除斥の対象になります。よって、私は退席し江藤副議長に議長席へ登壇願って、まず江藤副議長から、私の常任委員辞任の件をお諮りいただくことになります。それでは、江藤副議長よろしくお願いします。

（熊谷議長 退席）

副議長（江藤理一郎君） それでは少しの間ですけれども議長に代わって議事進行させていただきます。よろしくお願いします。

では先ほど議長がお話しされましたけれども、この件につきましてお諮りさせていただきます。

ただいま議長から総務常任委員を辞任したい旨の申出がありましたが、この件を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（江藤理一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議長の総務常任委員の辞任の件は、許可することに決定いたしました。

ここで議長の除斥を解除いたします。

（熊谷議長 着席）

副議長（江藤理一郎君） 議長が入室いたしましたので、ただいまの採決結果を御報告いたします。

お諮りしましたところ、議長の総務常任委員を辞任することについて許可することに決定いたしました。

以上、報告いたします。

議長（熊谷博行君） ありがとうございました。

それでは、委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、各常任委員会で互選することになっております。ここで休憩をして各常任委員会を開き、委員長及び副委員長の互選を行い、休憩後に委員長、欠席の場合は副委員長から報告を受けたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 異議なしと認めます。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。

（午後1時29分）

議長（熊谷博行君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時32分）

議長（熊谷博行君） 休憩中に各常任委員会の委員長及び副委員長が決まったと思いますので、委員長から報告をお願いいたします。総務からお願いします。

8番（熊谷和昭君） 総務常任委員会の委員長をお知らせいたします。委員長、松崎俊一議員、副委員長、熊谷和昭になっております。よろしくお願いします。

5番（穴見まち子君） 委員長に私、穴見と副委員長に児玉さんということになっております。よろしくお願いします。

3番（高村祝次君） 産業常任委員は委員長に高村祝次、副委員長に松本明雄。

以上です。

議長（熊谷博行君） ありがとうございました。

議長（熊谷博行君） 日程第14、「議会運営委員の選任について」を議題とします。

お諮りします。委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名をしたいと思います

が、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) 異議なしと認めます。

よって、これより議会運営委員の指名をいたします。

議会運営委員

1 番 江藤理一郎君

3 番 高村 祝次君

5 番 穴見まち子さん

6 番 松崎 俊一君

以上のとおり、議会運営委員に指名いたします。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会で互選をすることになっております。ここで休憩をして議会運営委員会を開き、委員長及び副委員長の互選を行い、休憩後に委員長から報告を受けたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) 異議なしと認めます。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。

(午後1時35分)

議長(熊谷博行君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時35分)

議長(熊谷博行君) 休憩中に議会運営委員会の委員長及び副委員長が決まったと思いますので、委員長から報告をお願いします。

1 番(江藤理一郎君) 1 番、江藤です。

それでは、議会運営委員委員長は私、江藤理一郎です。副委員長は高村議員になります。

以上です。

議長(熊谷博行君) ありがとうございました。

議長(熊谷博行君) 日程第15、「議員派遣の件について」を議題とします。

お諮りします。この件につきましては、お手元の配付資料のとおり派遣することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件につきましては、お手元に配付した資料のとおり派遣することに決定しました。

議長（熊谷博行君） 日程第１６、「議員派遣報告について」を議題とします。

この件につきましては、別紙お手元の配付資料のとおり、小国町議会会議規則第１２９条の規定により、３月議会以降今日まで、研修会等に各議員を派遣いたしましたので御報告いたします。

議長（熊谷博行君） 日程第１７、「行政報告」。

執行部より報告事項等ありましたらお願いします。

町長（渡邊誠次君） 今回、執行部からの行政報告はございません。

議長（熊谷博行君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

（午後１時３７分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（１番）

署名議員（８番）

第 2 日

令和7年第2回小国町議会定例会会議録

(第2日)

1. 招集年月日 令和7年6月11日(水曜日)

1. 招集場所 おぐに町民センター3階 301号室 議場

1. 開 議 令和7年6月11日 午前10時00分

1. 散 会 令和7年6月11日 午後 4時42分

1. 応招議員

1 番 江 藤 理一郎 君	2 番 杉 本 い よ 君
3 番 高 村 祝 次 君	4 番 児 玉 智 博 君
5 番 穴 見 まち子 君	6 番 松 崎 俊 一 君
7 番 松 本 明 雄 君	8 番 熊 谷 和 昭 君
9 番 久 野 達 也 君	10 番 熊 谷 博 行 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1 番 江 藤 理一郎 君	2 番 杉 本 い よ 君
3 番 高 村 祝 次 君	4 番 児 玉 智 博 君
5 番 穴 見 まち子 君	7 番 松 本 明 雄 君
8 番 熊 谷 和 昭 君	9 番 久 野 達 也 君
10 番 熊 谷 博 行 君	

1. 欠席議員

6 番 松 崎 俊 一 君

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 長 広 行 君 書 記 宇都宮 愛 子 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 邊 誠 次 君	教 育 長 村 上 悦 郎 君
総 務 課 長 松 本 徳 幸 君	教委事務局長 後 藤 栄 二 君
情報政策課長 田 邊 国 昭 君	産 業 課 長 穴 井 徹 君
税務住民課長 中 島 高 宏 君	建 設 課 長 谷 口 正 浩 君
福 祉 課 長 宮 崎 智 幸 君	町民課保育園長 室 原 由 美 君

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

なし

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。

別紙議事日程のとおり

議事の経過（r. 7. 6. 11）

議長（熊谷博行君） 皆さん、おはようございます。

本日は、6月定例会本会議2日目でございます。

ただいま出席議員は9名であります。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。なお、本日も6番、松崎俊一議員より欠席届が出ています。

本日は6名の一般質問となっております。議会終了後に公立病院からのお話もありますので長丁場になりますが、しっかり審議していただきたいと思います。

（午前10時00分）

議長（熊谷博行君） 日程第1、「一般質問」。

本日は、一般質問となっておりますので、直ちに質問に入ります。なお、本日の一般質問は、登壇順に1、熊谷和昭議員、2、穴見まち子議員、3、杉本いよ議員、4、久野達也議員、5、松本明雄議員、6、児玉智博議員となっております。

それでは、8番、熊谷和昭議員、御登壇願います。

8番（熊谷和昭君） 8番、熊谷です。

それでは、最終日ということで頑張っていきたいと思いますので、ご答弁よろしく願いいたします。

通告書にございましたとおり少子高齢化を迎える行政運営についてお尋ねしたいと思います。今まで一般質問をしてきた中で「検討しておきます」とかいう答弁が結構ありましたので、その点についても進展があればお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。現在それぞれの地域では部長、組長など高齢化の影響で担い手不足が進行しているのが現状だと思います。現時点で小さい組では同じ方が幾つもの役割を担っている。これが現状です。近い将来、担う方がいなくなるのではないかという懸念が考えられますけれども、少子高齢化の中で私たちから上の方というのが幾つもの役を担って今のところ運営はできていますけれども、先々担ってくれる方とかそういう年代の方が極端に少なくなってきた地元では役のなすり合いではないですけれどもそういうことが起きてきていますけれども、受ける方の負担を少しでも和らげていくためにも役場から広報紙とかいろいろな配り物が毎月ありますけれども、そういうものをテレビとかおぐちゃんとかラジオ、ホームページ、LINEなどで代用することはできないのかという質問をさせていただいたことがあります。これについて「検討しておきます」ということでしたけれども、今後どうしていくのか。昔からこの地域もそうだと思いますけれども村独自で行われる行事とかそういうのは組長さんが1軒1軒訪ねたり電話をしながら昔は伝えていたのですけれども、私の地域では今もうほとんどがLINEを利用してそういう案内を全部しております。難しいとか持っていない方もいるとかいろいろな問題はあるとはお聞きしていますけれども、この辺も踏ま

えた上でどうにか対策を練っていかないと次に受ける方のまた負担が増えてきますので、その辺り
どうかならないものでしょうか。お答えをお願いいたします。

総務課長（松本徳幸君） 御質問ありがとうございます。

まずは小国町の部と組数の推移につきまして御説明申し上げます。部の設置数と部長の数、これについて10年前と比較して減少はしておりません。ですが組の現状につきましては平成28年現在では組数228組に対して組の加入世帯数は2千197世帯ございました。今年4月1日現在では組数221組に對しまして組の加入世帯数1千940世帯でございます。ですので組数全体としましては7組、加入世帯数としては257世帯が減少しているというのが現状でございます。議員が今言われましたように部長業務については2期4年以上継続されている方が33の部長のうち20人が継続されておりまして、3名の方については10年以上部長の職に就いている方もいらっしゃいます。また組長の選出につきましては、各組で現在選出していただいております町に「組長は誰です」といった届出をしていただいております。組の言われましたような現状も相談される機会も多くなっているのが現状です。部長さんと組長さんにはそれぞれの地域の取りまとめ業務のほかに町の様々な御依頼にもお応えをいただいていることに感謝しているところでございます。御指摘のありました配布物の軽減策につきましては、現在町が進めておりますDX推進の中で何かお知らせをデジタル化できないか今後模索してまいりたいと考えているところでございます。またおぐちゃんとLINEでの配布物が可能かということに関しましては、担当が情報政策課になりますので情報政策課から御説明させていただきたいと思っております。

情報政策課長（田邊国昭君） おはようございます。

現在、行政部長さんそして組長さんを通して広報紙など配付していただいて行政情報の発信を行っておりますが、将来、担い手不足、後継者不足ということで配付ができなくなったときの際の行政情報の発信手段がどのようになるかを検討しているところです。現在情報収集を行っておりまして、小国町で行っておりますおぐちゃんであったりホームページ、文字放送そして同報無線、SNSこれLINEなどでの情報伝達の手段がありますが、これらの機能を充実させるといったことも構想の一つと考えられております。LINEの友達登録などは現在647名とまだまだ推進していく必要があると考えております。その一つとして考えておりますのが、導入から10年が経過して機器の老朽化が進んでいます防災ラジオの機能を携帯電話のアプリに変えることができないかという検討しております。先ほど総務課長からの話にありましたDX化の中でこれまで配布していた情報をアプリによって発信することができるようになるという方法を検討しております。行政情報の発信については町民の方がしっかり受け取れる方法を検討して、また新たな方法を導入する際は操作の方法や設定などに関する説明会を実施するといった段階的な検討が必要かと思われます。

以上です。

8 番（熊谷和昭君） D X 化の中で L I N E とかラジオを取り入れるというのはもう当たり前になってくると思います。そういったことで対応できているうちはいいですけども、できなくなるのは先々なかなか見えてきていますので今後、小字単位での合併とかどうやって地域の担い手をつくっていくかという取組を視野に入れながらそういうことも考えていく必要があると思います。小字の合併になってくれば地区が持っている共有財産とか祭りとか区役とかいろいろな問題が出てくるとは思いますけれども、先々起こるのは分かっています。そう先ではないと思いますのでその辺は今から小字単位での合併をどういうふうに考えるかというのは考えておいたほうがいいと思います。これは住民に直接関わってきますので、その辺は町長を下に執行部の方しっかり頑張ってくださいと思います。

次は、消防団員の減少と団員の負担軽減についてお尋ねしたいと思います。消防団員、私たちの頃が 5 0 0 人ぐらいいたのです。毎年、出初め式とか消防大会、出席させていただく中で団員の方が目に見えて減ってきているのはもう見えています。自分なりにとかほかの団員の人に聞いてみると「何が負担になっているのか」と考える必要があると思いますけれども、操法大会ですね。これは消防団のことですから口を出したりすることはできないかもしれませんが、入る人にとっては操法大会って 1 日で終わるのではなくて自分たちのときは 2 か月ぐらい練習してその間、毎晩、選手の方はともかく周りでホースを巻いてくれる方とかいろいろな方が毎晩出動することになります。これって今の社会現状の中でどうなのかというのはちょっと考えないといけないのではないかと思います。何が嫌だということと会社が昔みたいに休めないとかいうのももちろんありますけれども、負担軽減をしながら消防団の確保をしていかないともしある程度の災害が起こったとき一番力になっていただけるのは警察でも消防署でもなくて地元の消防団員が地元の人にとっては心強いと思います。団員確保のために今考えることは全てやっていかないと次、担っていただける方がまたこれも問題になってくると思いますので、その辺どうお考えでしょうか。

総務課長（松本徳幸君） 消防団の現状につきまして説明させていただきます。

まずは消防団の団員数の推移について御説明申し上げます。現在、消防団の定員は総数 4 0 0 名となっております、令和 7 年 4 月現在で 2 9 9 名の団員数となっております。平成 2 6 年度には 3 6 0 名在籍しておりましたけれども、令和元年度以降 1 0 名弱の団員数が毎年減少しております、今年初めて 3 0 0 名を切りました。また令和元年からは機能別消防団員の募集を開始し、初年度は 1 6 名でしたが現在は 3 1 名ということで機能別消防団は逆に増えております。また新入団員の確保対策といたしましては、現状では各分団において退団者に見合う入団者の確保をお願いしているところでございますけれども、人口の減少に伴いやはり年々厳しくなっているところでございます。今後はケーブルテレビや広報で団員の募集の周知を行っていくとともに、女性消防団員の募集も消防団と協議しながら行っていきたいと考えているところです。また操法

大会の開催につきましては、消防機器の機械操作また迅速な消火活動において必要な一連の動作の研修の一環として重要な大会の一つではないかと考えるところでございますが、今後は他の市町村の動向を見ながら、また消防団の意向をお聞きしながら大会の開催の有無については決定されていくものだと考えております。また今年の夏には標的落とし競技の大会が予定されておりますけれども、操法大会と同様に機械の操作等々の熟知の観点から実施する方向で検討しているところでございます。

以上です。

8 番（熊谷和昭君） 操法大会と標的落とし大会の開催については負担が全然違います。玉落としになってくるとそこまで規律とか厳守されませんし、やっぱり消防団である以上は機械の操作方法とか操法方法というのは知っておく必要が全分団員ありますので、それは確実にしないといけないのですけれども規律をそこまで重んじる必要があるのかなというのはちょっと疑問に思いますので、その辺は消防団のほうなのですけれども少しでも人員確保のためにどういう対策をとるかというのは退団された方が入る消防団というのもありますけれども、少しでもそういうかたちでここ近年、大きな災害は起こっていませんけれども起こったときはどうしても人員に勝るものはありませんので、そこら辺りは引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

現在、役場職員数が少しずつ減少しているということをお聞きしていますが、職員の推移と今後の採用計画について教えていただけないでしょうか。

総務課長（松本徳幸君） 小国町役場の職員数につきましては、令和7年4月1日現在で総数109名となっております。令和元年の職員数122名と比較しますと13名減少しているところでございます。この要因といたしましては、令和3年度に7名の定年退職者を迎えまして、そのほか若年者又は早期退職者の増加が減少の主な要因となっております。その退職者に見合う職員採用が行われていないのが現状となっております。職員採用試験につきましては、平成28年、29年頃には職員募集をしますと受験申込み者が20名から30名の応募がございました。これに対して受験者数が15名から25名受験しておりました。ですが令和元年以降は受験申込者数も10数名程度に減少して、これに伴い受験者数も減少している現状でございます。職員数につきましては120名を維持することを目指しておりますが、今後の対策としましては民間の職員試験サイトへの職員募集の掲載や今年の追加募集で行いましたけれども職務経験者枠の募集ということで、これを併せて行うことによって職員の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

8 番（熊谷和昭君） 先ほど新規採用の方が4人並んでいましたけれども、在職して二、三年での退職者が目立っているような気がするのですけれども原因が何かあるのか。またパワハラはないと思いますからカスハラとかそういうのがもしかしたらあるのではないかと思いますので、その辺の対応というのはどういうふうにやっていますでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 人事の部分ですので私のほうがお答えをさせていただきたいと思っております。今議員がおっしゃられるようにカスハラとかパワハラとかそういったところは基本的には私もないというふうに思っております。様々事情があるといったところもありますけれども。若手の方で退職をされている方は俗に言う一身上の都合というところもありますけれども、私が話を聞くに及ぶに至っては自分の可能性をまだ外に見いだしている方たちが多いということです。就職を福岡のほうにされたりとかまた海外のほうに行かれた方もいらっしゃいます。家の事情でやめられた方も正直いらっしゃいます。ということでございますので小国町では確かに一昨年までは若手の退職が二、三人おられたような状況でありますけれども、役場が合わずにというところではないという状況でもありますし、1人は近くの同じような地域振興局のほうに勤められるという方もいらっしゃいます。その中では自分たちで選んでいきながら次の自分の進路を選ばれているという方たちが多いというふうに思っております。ただ町の役場内の仕事をする上での環境等々は総務課長を中心にいろいろと整えていく必要は毎年ですけれどもしっかりあるなというふうには私は考えているところでございます。

以上です。

総務課長（松本徳幸君） 先ほど町長から御答弁がありましたけれども、それに加えて先ほど言われましたカスタマーハラスメント等のハラスメントにつきまして御説明いたしたいと思えます。カスハラにつきましては現在の明確な規定等はございませんが、あらゆるハラスメント対策の一部として考えておりまして厚生労働省が示すガイドラインやマニュアル等を参考に今後対策を行っていかねばならないと考えるところでございます。

以上です。

8番（熊谷和昭君） 「役場が原因ではない」という町長からの答弁がありましたので少しは安心しておりますけれども、やっぱり職員の方たちが安心していける環境というのは必要だと思います。今、役所とか立場的に言いやすいところにやかましい苦情が来たりとかいうことはよくありますので、皆さんは各課の課長になってきますのでそこまで声が届くか分かりませんので下の職員までよく見てやってほしいなと思います。

では、次に今のところ財政見込みについて震災からコロナを終えて少しずつは小国町のほうも改善はしている中だとは思いますが、問題は今後になってくると思います。財調が15億円ぐらいは町長が目標としている数字として挙げられておりますけれども、そこに近づきつつあります。今後はどのように考えておられるか執行部としてお答えいただきます。

総務課長（松本徳幸君） 今後の財政状況の見通しにつきまして御説明申し上げます。令和12年度までの見通しにつきまして、まず歳入についてですけれども人口減少に伴いまして地方税収入の落ち込みに加え、地方交付税も今後減少していくのではないかと考えられております。また自主財源につきましても、大きな増加が見込まれるものではないため全体的な収入の減少が見込ま

れております。また地方交付税が歳入の4割を占めているため、交付税次第で今後の財政状況が大きく左右されるものと考えております。また高齢化に伴い扶助費等も高い水準で推移するものと考えます。今後は歳入に見合った歳出を行うように歳出構造の転換を図る必要があります。

歳出についてですけれども、普通建設事業については町の財政事情を鑑みながら進めていく必要がありますが、現在する公共施設の改修等も必要になってくることから計画性を持って事業を行う必要があるかと思います。また令和2年7月豪雨の災害復旧事業債の償還が始まりますため、今後数年間が元利償還金のピークとなる見込みでございます。

以上です。

8番（熊谷和昭君） 人口減少とともに厳しくなる、これは多分私だけではなくて町民の皆さん全員分かっていることだとは思いますが、石破内閣が立ち上げられたときに地方創生というのを大きく掲げられたと思います。何か見えるかたちが町にきたのかなと感じておりますけれども、私が知らないだけで町に政府のほうから新しい政策とかありましたでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 政府といいますか国のほうからは各課を通して施策は当然御案内はありますけれども、地方創生の部分でいきますと交付金の中身が新しく変わってきております。大きくは去年までのデジタル田園都市国家構想交付金と言われていたものと地方創生推進タイプ、地方創生拠点整備タイプ、この三つを合わせて一本化した第2世代交付金というかたちとデジタル実装型の2タイプということで支援をしていただけるということでございますので交付金のかたちではそのようにかたちが変わってきております。事業の内容によってはそれぞれの自治体で変わってきているものですから、それに合わせて行っていくというところでございます。一例として「かわまちづくり」という昨日私も御説明しましたけれども杖立の今後の河川改良計画の中で杖立温泉の真ん中に川が流れているものですから、この川を中心にしたまちづくりをどう進めていきたいと思いますという一番最初の懇談会が九州地方整備局の筑後川ダム統合管理事務所の所長も来られて話合いが行われました。全部で杖立の住民の方も20名ぐらい来られていたと思います。その中で話をしていく中ではもちろん治水対策が大前提でありますけれども治水対策をしていく上で、次世代に亘って杖立温泉の地域を魅力あるものとして受け渡していけるようなそんな地域にしていくための川、町をどうやってつくっていくかというような話合いの一番最初の時点でございます。そういったところも含めて国交省のほうに新しいこの交付金の制度の中にも盛り込まれておりますけれども伴走支援をしていただくと。もちろん地元と町も協議を一緒に進めていく中でも国のほうの各省庁が伴走支援をするというような事業でございますので、その部分を使わせていただいて、まずは杖立地区ではこの「かわまちづくり」というのを今後進めさせていただこうかなというふうに考えているところでございます。また、今日は一般質問でございますのでほかの議員の皆さん方からもありますけれども公立病院の建て替えの件だったり様々に今から小国町、南小国町含めて事業をかなりやっていかなければいけないところがありますので、その部

分では国の施策に合わせてというよりも国の制度に合わせて町の施策をしっかりと取り組めていけるようなそんな町の事業を提案できる、そのような仕組みをつくっていかないといけないなというふうにも思っております。このようなデジタル社会の中で昔から守り続けていたものもしっかり守られていかないといけないという大前提はあるのですが、本質は変わらないけれどもかたちを変えて守っていかねばいけないものとも出てくると思いますので、その部分ではしっかりと国もちろん熊本県もしっかりと話をしていきたいながら町のほうも施策を重ねていきたいなというふうに思います。今のところ先ほど言った「かわまちづくり」や公立病院という具体的なものもありつつ町としては全体的に課題をたくさん抱えておりますので、その課題の解決に向けて国と協議を行っていききたいというふうに思っております。また、言い添えますけれども先ほどの伴走支援はいろいろな各省庁、総務省とか厚労省とかもちろん国交省とかいろんなところがあるのですけれども結構重なる事業が多くございます。今回はその伴走支援は窓口を一つに絞っていいと。例えば「かわまちづくり」であれば最終的には総務省の事業だったり観光庁そういった方の事業等々もありますけれども、窓口は国交省さんのほうで作っていただくというようなお話もいただいておりますので、その部分ではしっかりとその中でまず一番最初の計画を練っていくことも必要なというふうに思います。町の課題それから町の課題を解決するための施策そして計画。そしてお願いをしていながら国、県、町、一緒になって事業に取り組んでいくといった方法が今回の概要であるというふうに私は思っております。

以上です。

8 番（熊谷和昭君） 予算とかそういうのではなくて申請方法とか枠組みが変わって国という大きな問題になってきますので、そう簡単に変えることはできないとは思いますがけれども地方の現状ですね。特に小国町とか山間地の九州の真ん中にあっても交通の便がすごく悪いところになってきますので、そういう地域をどうやって復活させるかというのはやっぱり国の力がものすごく必要になってきますので、町長初め執行部の方にはうまく立ち回っていただきたいと思います。

次に道路愛護活動です。地方の各村で言う区役というものですかね。清掃活動とか草刈り活動とか地域によっては継続が難しくなっているのではないかと思います。何か所かはやめて「役場のほうに戻したよ」と耳に入ったことがあります。今まで住民の方たちに愛護費は払っていたのですが、その中でやっていたことが今後どうやっていくつもりなのか。返すところがあるとしたらどんどん増えてくるかもしれませんので、その辺の対策はどうなっているでしょうか。よろしくお願いいたします。

建設課長（谷口正浩君） お答えいたします。

道路等のインフラ施設につきましては、住民生活に密着した大変重要な施設というふうに認識してございます。特に議員御指摘の町道の草刈り等につきましては、これまでも住民の方々の御協力をいただきながら本当に少ない愛護費を活用していただきながら維持管理につきましてしっ

かり行っているという状況でございますが、本当に頭の下がる思いでございます。ありがとうございます。一度インフラを整備しますとできる限り長く使っていただきたいという思いもあって日々の維持管理が大変重要になってくるということでございますが、議員御指摘のとおりこれまで地域で草刈りできてきたものが少子高齢化を迎えまして草を刈る人材が減少し維持管理ができなくなっているという声も建設課のほうに実際に聞いてございます。これを受けまして建設課で全てをやるというふうになりますと職員では対応しきれないということで、どうしても委託をせざるを得ず、そのためには新たな予算の確保が必要となってくるというジレンマがございます。まだ維持管理ができないということで議員が御心配されることは喫緊の問題であるというふうに認識してございますが、国県にも補助制度等がないか随時確認をしながら近隣自治体の動向を見ながら今後も適切に維持管理できるよう努めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

8 番（熊谷和昭君） 行政の責任でも何でもないと思いますけれども、実際 70 歳以上の人たち 80 歳の人たちが中心でやっている地域も多分あると思います。どういうふうにやっていくかというのは県のほうと話しているところでしたけれども、言ってみれば発注したところで建設業界も高齢化が進んでおりますので結構難しい問題にはなってくると思いますけれども、その辺の対策はよろしくお願いいたします。

現在、町所有の住宅、帯田住宅、福坂住宅とか解体が進んで更地にしておりますけれども、町として新規の町民用の住宅を造る希望はないということでしたけれども、解体が進んで更地にした上で置いてあるばかりでは何にも役に立ちませんので、町から民間で建てるところがあればそこに貸出してそこを開発できるのでしたら費用的にもかかりませんので、そういう考えは町として持っておられないでしょうか。

町長（渡邊誠次君） もちろん検討は進めております。先ほどおっしゃられたように町が全然建てないという考え方も全然なくはないです。ただ実情に合わせてといいますか今の現状が本当に今の小国町の状況からどういうふうに 1 年後 2 年後で変わるのか分からない状況で、私としては 7 年前に町長をさせていただきましたけれども、そのときの状況と今の状況では今の状況のほうが人の流動といいますか範囲もすごく広いですし、小国町に移住したいという方も昔に比べると増えているような気がします。菊陽町、大津町のことを考えていただいてまさに企業の進出等々が今からどのようなかたちで 1 年前の話ですけど約 160 社の方たちが熊本県を目指して用地を奪い合っているという状況。また先月だったと思いますが木村知事が「今後は福岡県としっかり話をしていきながら、国家プロジェクトで九州シリコンアイランド構想を熊本県と福岡県が中心となってやっていきたいと思います」という話を皆さんの前でされていた現状から考えると、この小国町でそんなに距離的には離れていないですが山二つぐらい越えて来ないといけないのでその現状、先ほど議員が言われた道路の事情を含めて複合的に考えたときに今は整理をしないといけ

ない時期ではありますけれども、新しく一手を打つ時期かどうかは私のところではどうなのかなと攻めあぐねているところでございます。緊急的にやらないといけないところは町のほうでももちろんやっていくようなところはありますけれども、方向性になかなか見いだせないところもありますので、もちろん相談はいろいろなところでさせていただきたいというふうに思いますけれども、町の現状としてのチャンスが明確にあるというところがあれば私のほうにも是非教えていただければなというふうに思います。もちろん老朽化した住宅、もちろん住めないところも含めて解体作業をしていかないといけませんけれども、解体をしたままで遊ばせておくというのはいけないと思います。確かにそうです。しかしながらそれを次の段階で今明確にこの方法でやっていきますというのが私の中では持ち合わせておりませんので、是非とも議員の皆さんもそうだけれども職員とも協議をさせていただいて、また民間の方たちとも協議をさせていただいて方向性を見いだしていくという、そういったところは今その段階であろうというふうに私は思っております。

以上です。

8 番（熊谷和昭君） 何でこういった質問をするかという私も学校の先生とか発電事業の関係で東京とか大阪付近から来られた新規の事業者の皆さん「できるだけ小国町に住んでくださいね」というと「頑張って小国町に住みます」ということだったのですけれども、やっぱり蓋を開けてみるとなかなかない。どうしても「南小国町に住んでいます」とか「阿蘇に住んでいます」とか「大津に住んでいます」という方がいらっしゃいます。そういう方をできるだけ小国に住ませたいなという気持ちがありましたから、この辺は行政だけではなかなか難しいと思いますので民間の力も十分借りた上で検討していただければと思います。

次は、鍋ヶ滝。観光開発を今町として取り組んでおりますけれども鍋ヶ滝カントリーパークのほうの工事の進捗状況。毎回聞いていますけれども進展があったかよろしく願います。

建設課長（谷口正浩君） 鍋ヶ滝のカントリーパークの進捗状況について御説明させていただきます。本公園の拡張整備と県代行事業で進めておりますアクセス道路等の事業整備に並びに小国町の観光振興の推進を含めて令和6年度から取り組んでいる事業でございまして計画しております。これまで用地買収と立木調査が実施済みということでございます。今年度は施設の測量設計等を実施していく予定でございます。

以上です。

8 番（熊谷和昭君） 若干は進んでいるというところでしょう。観光のほうで考えますと鍋ヶ滝が17万人、北里柴三郎記念館が7万人という報告が先ほどあったと思いますけれども、人数はそれなりの数字を出されておりますけれども商用施設とかの受入れはどういうふうにやっていくかというのは前回議会、その前の議会にも言いましたけれども聞き取りをしたりとかいろいろ話がありましたけれども、そちらのほうは進展がありましたでしょうか。

産業課長（穴井 徹君） まず商用施設ということで北里柴三郎記念館については展示物また記念館内には文化遺産となるような建物がありますので、なかなかそのスペースとして設置する場所が難しくなっております。以前、受付として利用していた場所について応募を行いました、現在のところは出店の申込みはあっておりません。今後も引き続き指定管理者である一般財団法人学びやの里と連携また協議を図りながら利用促進にまた集客に向けて進めていきたいと思っております。

鍋ヶ滝公園については先ほど言われましたように17万人以上の入園者があっております。現在のところ鍋ヶ滝公園において商業用施設の個別誘致や建築ということは若干語弊がありますが現段階では考えておりません。理由といたしましては、道路、駐車場、公園整備にまだ数年を要するということです。ですから同時に数年後の鍋ヶ滝公園完了整備に向けて町内事業者との出店に対するニーズ調査等は行ってまいりますが、現段階で確定しているものはありません。昨年の7月から鍋ヶ滝公園においては駐車場を含めた6区画において露店販売の実施、スペース貸しを行っております。令和6年度の実績としましては延べ17日の出店がっております。しかし、出店者の内訳でいきますと町内事業者は1店舗にとどまっております。残りは全部町外の事業者になっております。本年度は結構利用が増えてきておりますので引き続きこういった情報を提供しながら町内の方含めてブース出店又はそういった店舗出店を増やしていきたいと思っております。

以上です。

8番（熊谷和昭君） 現時点で町内からは1店舗だけということでしたけれども、町内の事業者とか小売店などの方から私のほうには「どうしたら出店できるだろうか」とかいう話は聞きます。聞き取り調査をちゃんとやっていったほうがいいと思います。一般の方々からすれば役場に対して要望を言うというのはなかなかハードルも高いのかもしれないということは私自身が考えておりますので、積極的に情報を取りに来ていただきたいなというふうには思います。町税のほうを一般会計のほうからも出しておりますので、これは町民の方々が出店して商売の糧になってそれがうまく回るようにしていくのも行政の責任でもございますので、その辺は十分考えていただきたいと思います。

観光資源という小国町には大変多くございますので、これは恵まれた町だとは私は思っておりますのでその辺を十分生かすも殺すも官民一体になって取り組んだところは勝っていくのではないかと私は思っております。情報の収集というのは大変重要になってきますので職員の皆さんも少ない人数ではございますが町長を始め頑張っていただきたいと思います。

それでは、私の一般質問、これで終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（熊谷博行君） ここで暫時休憩をいたします。次の会議は11時から行います。

（午前10時48分）

議長（熊谷博行君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時00分）

議長（熊谷博行君） 5番、穴見まち子議員、御登壇願います。

5番（穴見まち子君） 5番、穴見です。

2番目ですけれども短くできればやっていきたいのですが、できるだけ長くやっていきたいと思えます。

今年の天気は、4月がとても良くて5月になって寒い日があり農家にとっても大変でした。苗代の準備をするのが大体4月とか早い人で3月にしますけど、苗をいつも植える時期に寒いので苗が大きくなれないという状況があって今年は農家の人も大変で、いつも終わっているのに終わってなかった人もおられて、うちは普通どおりに5月いっぱいには大体終わってそれと同時にやはりそのときは一生懸命します。私たちもしているのですが年齢的に夫が74歳、私がもうすぐ72歳になるのです。それを踏まえてやはり無理はできないなというのがあるのですが、今年は去年の田植より倍以上にほかの方の田植をしましたので大変でした。私がちょうど小国町に来たときに基盤整備が最初のがあって、最近ではグリーンロードとかファームロードができた頃にひも付きで基盤整備をしたことがあるのです。それが大体のところではしているところはきれいになっているのですが私の家は稲刈りの営業もしていますが、そんなときに稲刈りに行ったときに狭い田があるところとないところでは効率がいいか悪いかというのはしっかり自分なりに判断して、たまに「ここは基盤整備は皆さんされたのですか」と聞いてみると、男性の方ですけど皆んな一生懸命働くことが優先で、基盤整備に出すお金がないというところでやっていないという方がおられました。そういうところが一番メインですけど、やはり若い世代は今から田を作っていくのに昔は耕運機でよかったのですが少しずつ耕運機からトラクター。トラクターも大きくなるにつれ基盤整備がしてあると効率が違うし、田植も主人が基本的に田植機ですのですが苗を持っていく間隔だったり、ここに置いたらいいなというのがもう何十年としています。40代からしているのですがやはり基盤整備がしてない、道がないというところもたまにあります。そんなとき若いときならそうでもなかったし、稲を刈るときにコンバインだったのですが、袋でするときは道がないところまでパッカーで自分なりに持って行ったり。多いときは1日に200俵ぐらい車までパッカーとかで私1人でしてライスセンターまで持って行ったのをしっかりと覚えているのですが、今はグレーンがあって近くまで行ける。コンバインが出てもらって私がするのは車の運転をしてライスセンターまで持って行くのです。そういうところを見ると時の流れでそのときそのときの基盤整備をしていただいたほうが効率が上がるというのを先日の国会の中でも総理大臣が言われていたのですが、大きいところも小さいところも基盤整備をしていただくと一番効率がいいけれど、そこに付いていくのはお金です。基盤整備の費用。費用がやはり私たち最初ときは私も覚えていますけど年に10万円程度で何年か払って

いたというのは主人のお父さんの世代でした。それから次にきたのは、ひも付きで基盤整備をしていただいた。なので効率はずっとよくなりました。それに加えてだんだんと請負するのが多くなってきました。その時々の中にも覚えているのは基盤整備をするとうまくできているところと、水が溜まってなかなか刈るのに大変なところと。それもそのときの気候によっては稲穂が倒れて刈るのに普通のコンバインではできない。湿田用のコンバインで上がったたり下がったりしながら稲刈りをしました。それに付いているのは機械で長くもって5年。やはり更新していくためにはお金が必要です。ある程度のお金がないとできないし私自身覚えているのは今のコンバインになるまでに全体で7回ぐらい買い替えをしました。そのときにしっかり働いているのだけど手元に残るのではない。それと同じように田んぼ1反当たり肥料と薬、逆に10万円ほどかかります。去年の事情を言いますと田んぼを植えるときに薬に付く虫がいるのです。イネゾウムシと言ったかな。それを1回だけしただけでほとんど薬は使っていないので皆さん安心してできたし、去年は天気がとてもよかったです。そういうところでほとんど100%いったところもあるし、8俵以上とか11俵以上の収穫をされた方がいるというのは聞いてみてよかったと思います。そして去年買上価格を小国は早い段階で1万9千円で買うというのがあったし、その前は補助金を入れて1万3千円ぐらいだったのです。今だったら米の代金が高くて去年のようにできればできますけど今米事情というのは多くの方が高齢化になって作るのをやめたい。お願いしたい。してくれる方たちがおられるのでそれをする。するほうも私たちなのですけど年をとっていくと箱で1枚作った苗を運ぶ道があるときにはそうでもないけど狭い田とかに行くときには大変なのです。5月の田植えで特に私も70歳過ぎていますので「本当大変だな」というのを身をもって感じました。その田植えの間に5月といえば高校と中学校、小学校と運動会があります。それを全部見学に行きました。特に今年は土曜日が雨で次の日の日曜というのが高校とずっとあったのですが、子どもたちが一生懸命やっている姿というのは今年は特に見ていて感動がありました。特に子どもたちが楽しんでいる姿と小学校の運動会のときに子どもたち一、二年生は玉入れ、三、四年生はソーラン節、それと五、六年生のカイトを見て教育長も皆さん行かれた方も思ったと思うのですが、先生の名前は伏せますけど子どもたちが最後に先生を呼んでいるときに先生が感動していました。あれを見て「すごいねえ」って思いながら今年は小学校の運動会に参加できてよかったなと思っているところです。その間も夫は1人で田の準備だったり次に備えてしているわけです。でないと田んぼもできない。田んぼも田植えも簡単にはできないし今まで安かった米が上がったからといってそれが落ち着くわけではなく、どんなふうになるか分からないという事情がありながらやっていました。質問としては、農業のこの流れでいきたいと思うのですけど減反から言われた今小国の米なのですけど、全国的な基盤整備を声をかけてしてみたらどうかと思っていますところなのですけど、穴井産業課長はどう思われますか。

建設課長（谷口正浩君） 基盤整備について御質問されましたので、お答えさせていただきます。

農地整備に活用可能な補助事業については、農業競争力強化農地整備事業等幾つか補助事業がございます。農地整備の規模によって事業主体や補助率等も異なります。その事業に該当するかについては、その地区によりますので具体的な場所等御相談いただければというふうに思いますので、是非、補助事業等を御活用いただければというふうに思います。

以上です。

5 番（穴見まち子君） 基盤整備と言ったのですけど場所にもよるのですけど、反当たりどのくらいでできるかというのが一番の課題だと思うのです。平たん地であつたり小国のように中山間地であつたり基本的に大体どのくらいでできるのかなと思うのですけど分かりますか。

建設課長（谷口正浩君） 補助事業等につきまして実施要件がそれぞれ異なります。例えば農業競争力強化農地整備事業につきましては、受益面積が20ヘクタール以上でございます。農地中間管理機構関連農地整備事業につきましては、受益面積10ヘクタール以上でございます。ほかにもいろんな補助事業等がございますので御活用いただければと思います。

以上です。

5 番（穴見まち子君） 2町というのはかなりの土地がないとできないし、金額が気になって踏み込めないというのが一番だと思います。だけど何か補助事業を見つけて私がちょうど議員になったときに多分平成28年だったと思います。最後にグリーンロードとかファームロードのときに付けた補助事業の中で基盤整備をして5年経った後に農林省に行きました。多分地震の後1年過ぎた後だったのですけどそういう補助事業をあの頃にもう少し増やしておけばよかったかなと思うし、皆さんにその基盤整備の周知をしていただきたい。反対の方もいると思うのです。けど受ける側としてはやはり今の時代、基盤整備があれば十分な機械でスムーズに進むということがありますので、どうにかして補助事業で。国の補助をいただけますので。それをいただいてしっかりした基盤整備を若い世代のために後に残していただくためにも補助事業をしっかりやっていただきたいと思っております。そして一番思うのは米の価格がどのようなところで落ち着くかというのが農家の人も一番だと思います。やはり小泉農林水産大臣は米を安く売っている。今朝の報道でも言っていましたけど古古古米を出すということでした。日本全体の農業従事者が2000年には240万人いたそうです。去年は111万人ということでしたので減っています。若い世代が農業離れをしております。我が家にも若いのがいるのですけど勤めているので農家をしているのは私とお父さん。そういうところがありますので後に私たちができなくなったとき若い世代ができるような施策というのは、一番はやはり基盤整備をしていないところを次のほかの人に委託する場合基盤整備が絶対必要ですので、できるように町とか県とかしっかりやっていただきたいと思いますと思っております。

次に、町の住民健診について質問いたしたいと思います。今年の3月に私もちょっと体の異常があつたのですけどコロナのときに注射をしました。その後が十分でないために住民健診を去年

は受けなかったのです。そんなときに自分の体というのは普通にちゃんとした食生活をしていすけど、とても気になって1年間というのはなかなか体調を整えるというのはいいいときもあるのですけど何かあるとやっぱりできなかったことがあるのですけど。申し込まれた方の人数。それから住民健診を受けて住民の方が安心したりするメリットとか町のいろんな考えをお聞きしたいと思いますが、福祉課長どうでしょうか。

福祉課長（宮崎智幸君） 住民健診についての御質問ということで、ありがとうございます。今年も住民健診の実施が7月それから8月、最後が11月ということで予定しておりますので、たくさんの方に受けていただけるといいなというふうに思っております。まず住民健診のメリットにつきましては、自分の健康状態を把握できること、それから自覚症状のない病気、それから体の異常に気づくことができます。それから病気を早期に発見することで早期治療につなげ重症化を予防するというようなメリットがございます。それから更に自分自身の生活習慣の問題点を見直すきっかけになるというふうにも思っております。こういった検診のメリットがございます。町が現在行っております検診でございますが、まずこの生活習慣病の発見を目的とした検診がございます。この生活習慣病というのは、糖尿病、それから脂質異常症、高血圧、がん、脳卒中、心臓病。こういった病気を発見することを目的として、一つ目がふるさと総合健診。これは特定健診と五大がん検診がセットになったものです。それから二つ目が特定健診。それから三つ目が後期高齢者健診というものがあります。この特定健診の受診率につきましては、いつも数字的に話題になる部分でございますが、町のほうとしましてはこの特定健診の受診率の目標を60%というふうに掲げております。近年の受診率を申し上げますと令和4年が51.1%、令和5年が50%、令和6年が48.1%というふうになっております。目標値には届いていないような状況ではありますが、いろいろなあの手この手を尽くして啓発を行っていますが、なかなか伸び悩んでいるという状況です。受診率を年代別に分析してみますと令和6年で40歳から44歳で43.3%、以降45歳から49歳が28.4%とかなり低いです。50歳から54歳で40.7%、65歳から69歳になると54%であったり、70歳から74歳は53.9%です。この数字を見ますと45歳から64歳の方の受診率が低い状況となっております。これは恐らく年齢的にも元気な年代であるという部分と仕事とかいろんな部分で大変忙しいのではないかというふうに考えております。今年も3か月に分かれて実施しますが、まだまだ受診の申込みはぎりぎりまで受け付けていきますので是非、議員の皆さんも町民の皆さんに啓発をお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

5番（穴見まち子君） 住民健診を受ける場合どのくらい補助していただくか。例えば人間ドックとかは日赤とか公立病院いろんなところに受けるところがありますけど、金額的なものというのはどうなっているのでしょうか。

福祉課長（宮崎智幸君） 人間ドックということで質問がありましたけど、人間ドックにつきましては2万円を町のほうから補助して残りの部分を自己負担ということでお願いしております。医療機関によってドックの内容、1日ドックであったり2日ドックであったり検査項目等も多少変わってきますので医療機関ごとで金額のほうは設定されております。そのうちの2万円を町が補助するというかたちで実施しております。それ以外の通常の町が集団で行うふるさと総合健診であったり特定健診それからがん検診等については、それぞれでできる限り自己負担が安くなるようにということで設定はしております。一部どうしても住民の皆さんにも負担はいただくというようなかたちで設定させていただいております。

以上です。

5番（穴見まち子君） 前年度の住民健診で検診の様子が送られてきますけれども、住民の方のいろんな病気の発見につながった例で「あの時、してよかったな」というような感じのところはありますか。

福祉課長（宮崎智幸君） 今議員が言われた部分が、健診を受けた後のメリットの部分になるかと思えます。健診後の有所見率、要は何らかの所見があった方の人数を御報告いたします。がん検診についてですが、令和6年度でいきますと例えば胃がんの検診を325名の方が受けられておりまして、そのうち12名の方が有所見者。大腸がんにつきましては、665名中53名。肺がんに関しましては、770名中40名。前立腺がんにつきましては、269人中23名。子宮がんが403名中7名。乳がんが525名中16名。それから骨粗しょう症が113名中9名ということで率にしますと高いところでいきますと7%から8%の方が有所見ということで、この部分が早期発見で早期治療につなげるという部分でございます。この有所見者に関しましては、精密検査が必要ということで案内をお送りします。それでも受診されない方につきましては、再度受診の勧奨を行います。それでも受診が行われない場合は電話による勧奨まで行って「どうしても再検査のほうを受けてください」ということで勧奨のほうを実施しているような状況です。

以上です。

5番（穴見まち子君） 健診を受けて今言われたようなことがあればやはり受診をしてよかったし、特に早期発見であれば最初はびっくりするだろうけど治る率が高い。今の医療制度ではそういうことがあります。私自身も過去ですけど乳がんにかかったことがあるのです。日赤でしたが早く起きて家を6時台に出て行って結構時間がかかりました。知った人と一緒に行ったのですが、どうもなかったのです。女性は一番多いのが乳がんとか子宮がんとか。早期発見につながれば治ったり受診したときの状態によっては引っかかるときもあるのです。特に女性の乳がん検診というのは今でも思うのですが、男性の方は分からないと思いますけど機械で挟んだりするときの痛さを全然分からない。だけどそれもありますけど再度結果を言われたときに受診に行くと今はMRIの検査があると聞いてテレビでもやっていました。早期につながるこういった健診を多く

の方が受けていただいて自分の日頃の食生活、それから何をするにも仕事の中のストレスとかかけないようにすると自分の体というのはやはり毎日の食生活それから運動、仕事と色々な環境にあってできる病気も多いと思います。なかなか治るまでにはいかないかもしれないけれど、ほとんどの病院によっても看護師さんが丁寧に説明をしていただくというところで「かかってよかったな」という思いが一番強いと思うのです。特に男性も女性も病院におられる看護師さんいろんな方がおられますけど、人によってとても対応がいい人がいますので、そういう感じで私が3月に体調を壊したときに「この人は、いい人だったな」というところで小国公立病院でしたけどいい経験があって今こうして元気にやっているところです。そういうところで住民健診を受けない方が全体的に見ておられるかどうかと、今どこの病院でもそうですけど仕事によっては公立病院も9時からの受診なのにその前からしていただくのです。今そういうふうには何人かずつ職場ではしていただけるので、そういうところもありますのでやっぱり多くの方に受診をしていただきたいというところです。皆さんもそうだと思いますけど朝の朝食、昼と夜としっかりとこの物価高でも最低限のところにしていけば、自分のストレスもためない。仕事でもいろんなことがあると思いますけど、やはり最初は健診とかちょっと相談に行ったりとか今できる体制に病院とかいろんなところもあります。テレビでもあっていましたが場所によってはどこの病院も赤字だということを知っていました。だけどどうやって病院が黒字になるかというのはいろんなところがあると思うのですが、さっきも言いましたが「ここの病院に行ったら対応がよかった」、「受けてよかった」というきっかけで何かあれば、そういう一歩前に住民健診というのは必ず皆さんに受けてほしいかなと思っています。住民健診を終わりたいと思います。

それでは次に、先ほど同僚議員が言われましたように町の美化作業ですが6月1日は美化作業の日でした。私たちのところも朝7時半から集合して道の草刈りだったり1日していました。女性は中山間地のほうから費用をいただいて花植えをしたりしました。私がある日の夕方遅く帰ったときに聞いたのですが近所の部落で道草切りをしていて偶然にもそこに車が当たったのです。その車に草刈りをしたときに出てきた石が当たって向こうから請求されたとおりお金を払ったというところだったのですが、近所の人によく聞いてみました。1日保険とか部落の区役もそうですけど保険を掛けていると思います。掛けていない方もいるかなと思うのですが、やはり安心してするには区役に出る方の1日保険だったり年間保険、そんなに高くはないと思います。それを掛けて皆さんも御高齢にもなっているし出られる方は70代の方がほとんどなのです。そんなときに町の道です。今ボランティアで道路愛護費を町からいただいて先ほども「やめたところもある」と言われていたのですが、やっているときにこういう事故もあるのです。そんなときにボランティアではあるのですが町の対応として何かできることはないかなと思って一般質問として出していますがどうでしょうか。

建設課長（谷口正浩君） 町道の愛護費について大変少ないお金でほぼボランティアのかたちでや

っていただいているということは御協力いただきまして本当に頭が下がる思いでございますが、今後そういった草刈りを行っているときに石が飛んで車に当たったというようなことにつきましては、そういう事象があったということは今後もある可能性がありますので、どういったことができるかというのをまた検討していきたいというふうに思います。

5 番（穴見まち子君） 区役をしているのはほとんど土日なのです。皆さんが休みのときです。そういうときにお金で解決するか。今定期的に観光客がとても多いです。車の通りが多いところとちょっと離れて草刈りをしている。やはりどちらもお互いに気を付けなければならない。両方で草切りをしているときに工事関係者の方がしているネットとかとかポールとか「今、していますよ」とそんなところがあります。ネットでそちら側とこちら側というふうに張って何かが飛ばないようにとか、そんなのが町にあって借入れたりできたらまた違うかなというところ。相手の車には聞いたところによると 20 万円後半の金額で保険内で払ったというところを聞いたのですけど、相手によってはそれで済まないときもあるのかなと思っているのです。そんなときに金額が保険の範囲で足りないときはどうしたらいいかというところ。さっきも対応していただくということがあったのですけど。土木の関係の方は入札で広域農道とかいろんなところを切りますけど、町道は私たちのところがふだん使っているのを通りはほかの方も多いのですけど、そういったところも金額面と対応によってはもうどうにもなくて先ほど同僚議員が言われたように「草刈りは全然しない」というのも私たち住民も近所なので困るわけです。そんなときに自分の家の前だったらどうしても草を切らないと、入札をして工事関係者にしてもらおうと 7 月の終わるか 8 月ですね。今、切っておけば草もそんなにないけれど、1 か月置いたらその倍以上の大きさになって切るのも大変です。そんなときにどうにかならないかなというのが一番で、私たちが近所なので切りたいと思うのです。住民の家の近くだったらそんなに草はないけれど、田んぼがあったり道のそばとかだったら今切っておかないというのがあるのでとても気にしています。というところで私たちはどうにかして今月中に私たちのところも入っているので切りたいと思っております。保険は自分たちで掛けるかなというところで。「もう切らなくてもいいよ」と言われたけど、そういうわけにいかない。やっぱり通る方も離合する場合に困るわけです。そういうところを考えると町から何かあった場合の保険で払える場合と払えないときの場合の応援をお願いしたい。建設課長はいろいろ考えてくれると言ったのですけど、草を切る人たちが減っている中でもまだ私たちはできる世代で、何もなければ安全ですけど何かあった場合のこと、相手方と私たちにもし何かあったときは保険で済む範囲と済まないときのこともしっかり考えていただきたいと思っておりますけどどうでしょうか。

建設課長（谷口正浩君） 草刈りをするときに人がいないということが大前提だと思いますけれども、草を切っている間に石に当たったりとかするものですから通常建設業者がするときには車を通る車道側に板とかを付けて車に当たらないようにしている業者さんが多いです。相手に迷惑を

かけないということを前提にやられているので。ただ今回、町道愛護費等を使用してされる住民の方々にとってはそこまで手が回っていないというのが現状だと思いますので、そういったところをどうしていくか。町道愛護費も含めて少子高齢化の人材が少なくなっていく中でどうしていくかというのをもっと考えていかないといけないのかなというふうに思っておりますので、また引き続きよろしくお願いいたします。

5 番（穴見まち子君） 今、場所によっては町道とか県道とか、県道は土建業者の方がすると思いますけど、小国から日田に下るところでも防草シートがしています。場所によっては皆さんで「こんなところは無理かな」と思ったら防草シートもできるような感じで町もできたらいいかなと思っているところです。それも考えていただきたいと思っていますけれど、どうですか防草シート。

建設課長（谷口正浩君） 防草シートの御意見をいただきましたけれども防草シートも数年で破れたりするところもございますので、どういったところでどういったものができるのか適材適所みたいなのところもありますので、そういったところも考えながらやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

5 番（穴見まち子君） なかなか人材のいない中で皆さんが一生懸命そのときに雨が降れば雨が降ってもあるわけです。そういうところでしっかりと考えていただきたいと思います。
これで終わります。

議長（熊谷博行君） ここで暫時休憩をいたします。次の会議は1時から行います。

（午前11時40分）

議長（熊谷博行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

議長（熊谷博行君） 2番、杉本いよ議員、御登壇願います。

2 番（杉本いよ君） お昼からということで4人の一番先でございます。早めに済ませたいと思います。一般質問をする前に議員の皆様には御手元に配付してありますけれども、ジャージー牛乳消費拡大のキャンペーンということで父の日を前に子どもたちにジャージーヨーグルトを贈りました。6月は世界牛乳消費月間でございます、小国町の特産品として愛され続けてきた小国ジャージー牛乳とジャージーヨーグルトが小国の子どもたちに「おいしい」と言ってもらえるように、私たちの願いですので贈らせていただきました。

町長（渡邊誠次君） 本日6月11日の朝9時から酪農振興会の会長さん来られました。小国町のほうに先ほど言われたとおり「世界で牛乳を消費しよう」という月間ということで御案内をいただきまして、毎年のことになりますけれども小学校、中学校、保育園、幼稚園、支援学校、合わせて750本のヨーグルトを頂くということで今日はお話に来られておりましたけれども、今週の金曜日13日になると思いますけれども750本のヨーグルトをお届けするというところで

ございました。酪農振興会の皆様方には非常にありがたいというふうに思っておりますし、なかなか今牛乳を飲ませることができないということもございますけれども、その部分ではまずはヨーグルトを飲んでいただいてこのジャージー牛乳のおいしい部分を実感していただきたいというふうに思っております。またそのときに酪農振興会含めて酪農、畜産部分に一昨年度含めて物価高騰対策で支援をいただいたというお礼も酪農振興会の会長さんからいただきました。なかなか取り巻く環境も難しいというお話もいただいているところでございますが1点、牧草だったり米も実は関係があります。WCSもそうでございますけれども。タニシが増えているというような状況で一昨年度まで使っていた駆除の薬が使えないというお話で、今年度から使う部分が前の薬の値段の3倍ほどするといったところであります。自助努力でこの飼料高騰の部分もあって自分たちで草を用意するというお話をする中で、ここでまたその薬の値段も上がっているという苦悩もお話になりました。町のほうではまだ対策をするとお伝えしたわけではありませんけれども産業課の中でしっかりと話をさせていただいて、状況も踏まえていろいろ調査をさせていただいてまた検討をさせていただきたいというふうに思います。改めて酪農振興会の皆様方には毎年ヨーグルトを子どもたちのために御提供いただきまして本当にありがとうございます。お礼を申し上げさせていただきます。

2番（杉本いよ君） 2番、杉本です。

先日から梅雨入りを迎えました。雨の降り始めですので分かりませんが何事もなく梅雨が開けるようにと願っているところでございます。

ところで農家の方々は田んぼや畑の植付けが終わって、ちょっと雨が降ったので一段落しているところかなと思っております。この植付けが終わりますと収穫するまでの作業ですね、維持管理に余念がなく気の抜けない日々が続いてまいります。と申しますのも以前と近年では違って各地で毎年、大規模災害が起きたり、有害鳥獣のシカやイノシシの被害にも悩まされております。まさに農業従事しているほとんどの方が高齢でありまして、いつまでこの仕事を頑張ることができるのか。そしてまた続ける気力があるのか少々不安になっているところであります。我が町でも農家だけでなく住民の半数近くが高齢者であります。この先を見据えますと我が家それから地域、町の在り方を見直すときが来ているのかなとも考えております。その中で1点、一人暮らしの高齢者対策について伺いをいたします。現在、小国町において一人暮らしの高齢者の数は年々増加しておりますが、高齢化が進む中で私たちの身近な問題、健康管理の問題とか社会的孤立などの課題が増えているようにも思われます。現状の把握についてももしあれば3点ほどお聞きしたいのでお願いしますが、本町において高齢者は何人ぐらいおられますか。それからもう1点、高齢者の生活実態や困難点についてどのように調査、分析しておりますか。またもう1点、特に支援が必要な高齢者をどのように特定しているのか教えてください。

福祉課長（宮崎智幸君） 一人暮らし高齢者の対策についてということで御質問ありがとうございます。

ます。

まず基礎的な数字の部分です。6月1日現在で小国町の人口は6千206人となっております。一般的に高齢者と言われる65歳以上の人口は2千762人で、これを率に直しますと高齢化率44.51%となります。今回は一人暮らしの高齢者ということで75歳以上で御説明申し上げます。75歳以上の一人暮らし高齢者につきましては、令和4年には432人でした。これに対して令和7年度は464人と増加傾向にあります。それから高齢者夫婦の世帯で申しますと現在230世帯というふうになっております。

一人暮らしであったり高齢の夫婦世帯であったりこういった方々の生活実態をどのように把握しているかということでございますが、町のほうはまず何度も御紹介しておりますが福祉課の中に地域包括支援センターというのがあります。そちらのほうで高齢者本人それから家族の方等から直接相談を受けて対応しているような状況です。それからそのほかとしましては民生委員さんも貴重な情報源の一つになっております。民生委員の方は地域の高齢者と常日頃から関わりを持たれております。気になる方がおられると役場だったり社会福祉協議会であったりということで連絡をいただくようなことになっております。そのほかには社会福祉協議会の職員さん、それからいろんな施設に在籍しております介護支援専門員ケアマネジャーさんからの情報提供というのも主要な情報源となっております。そのほか医療機関からも直接「こういった高齢者の方がちょっと生活に困っているような方がいますよ」というような情報提供の電話があることがあります。そういうことで様々な方法で高齢者の生活実態の把握に努めているところです。そのほかに部長さんであったり組長さんも直接こちらのほうに相談に来られることもございます。

3点目の特に支援が必要な高齢者とはいう部分ですが、まずは町のほうではちょうどこの時期に避難行動要支援者名簿というのを作成しております。これは民生委員の方を中心として災害等の場合に支援が必要な方の個人の情報を管理しております。今年で言いますと657名の方が要支援者名簿に登録をされております。こういったことで特に支援が必要な高齢者というのを把握しています。そのほかに支援が特に必要ということであれば当然何らかの介護サービス等が必要になってきております。もちろんそういう方は介護認定を受けましてサービスの提供を受けておりますので、そういった部分についてもうちのほうで把握をしているような状況です。特に支援が必要な高齢者の把握については今言ったような方法で確認をとっている状況です。

以上です。

2番（杉本いよ君） 今、福祉課のほうからいろいろなことにお答えいただきましたけれども、個人的に私も70歳を過ぎておりますので友達みたいなものですがけれども高齢者のお宅にたまたま出向きますと今の高齢者の方は身綺麗にもしていますし、わりあい認知と言われた方も昔のことは覚えていますのでしっかり以前の話とかをしてくれるので話にはたまに西里の中ですけれども去年からまた増えましたので十二三名おります。お友達みたいな話をしてくれますのでよく畑を

のぞいてみたり話をするのですけれども、そのたびに行政の届いたサービスが以前と違って見えるのは確かです。それで安心もしておりますけれども移動販売車の方とか団体支援の方がおりますので、そういう方が近所で見守りをしていてくれるようですので助かっております。現行の対策と今後の方針というのがあれば具体的に教えていただきたいと思います。まずは高齢者を支援するための具体的な施策はありますか。包括支援センターもいろいろ機能はしておりますけれども、今後の方針を教えていただきたいと思います。

福祉課長（宮崎智幸君） 見守り等を含めた高齢者の支援という部分で現行の対策という部分で御説明申し上げます。何度も申し上げますように、まずは町の中に設置しております地域包括支援センターで高齢者の方で本人であったりその家族の方の相談をしっかりと受けて適正なサービスにつなげていきたいというふうに考えております。もちろん支援の度合いによって介護保険制度を利用してサービス提供する場合もございますし、そうでないまだまだ元気で1人で生活できる方とかもおられます。その方々に今必要な部分をしっかりと見極めてサービスを提供する必要があるというふうに思っております。例えばですが一人暮らしの高齢者に対しては今、町のほうでは緊急通報装置という事業を行っております。具体的に言いますと設置されている本人さんが緊急時何かあったときにそのボタンを押すと警備会社のほうに電話がつながるようになっておりまして、そこで直接話される場合はどういった状況かということで対応されます。場合によってはそれを受けて救急車が出動したり事前に登録されております協力員の方に連絡をして様子を見に行くというようなことで、こういった緊急通報装置という事業も行っております。そのほか配食サービスというのも行っております。これは週に2回お弁当を届けて、そのときにその方の安否確認といいますか元気な状態にいるかというような確認を行うような事業も行っております。そのほか住民参加型のサービスとしてお助け隊という制度もあります。ちょっとした困り事、ごみ出しがちょっとできないとかそういった場合に使うようなサービスもございます。そのほか社会福祉協議会が行っておりますシルバー人材センターとかそういったのもちょっとした困りごとの対応ということでそういった事業もあります。先ほど議員が言われましたように社会福祉協議会の中では移動販売であったり先ほどの陽なたぼっこの配食サービス、そういったものも高齢者の安否確認であったり健康状態の把握ということで役に立っている次第でございます。そのほかには町内の介護訪問事業所辺りにはそういった見守りの独自のサービスを行っているようなところもあります。そのほか例えば宅急便の会社ですとかそういったところに、よくコマーシャルであります、電気がついたらそれが家族の携帯電話のほうに通知がいくといったサービスも民間のサービスとしてはあります。いろいろと組合せていくことでこういった一人暮らしの高齢者、支援が必要な方の対応というのはできるのではないかというふうに思っております。

今後の取り組む新たな施策とかいう部分につきましては、今申し上げましたようにまだ私が説明したのが全てではございません。十分既存の部分の事業をしっかりと使うことで対策としてはで

きるのではないかというふうに考えております。まずこういった部分をしっかり住民の方々に周知していくことのほうが現時点では大事ではないかというふうに思います。町のほうとしましては町の事業だけではなく関係機関の事業であったり民間のサービス等も含めてしっかりその辺を丁寧に周知していきたいというふうに考えております。

以上です。

2 番（杉本いよ君） 今、福祉課の課長さんから言われたとおりいろんなサービス数が出されておりますが、今からますます高齢者は増えてくるわけです。だから職員の方々だけで対応がきかねる状態になるのではないかと思います。私たちの世代から、今元気なうちに少しずつ方向性を変えて地域とか我が家とか見直しながら考えていく問題ではなかろうかと思っています。行政としてはしっかりやっていただいておりますけれども今後中山間地ですので隅々まで行かなくてはなりませんので、行く時間と掛かる費用とかも大変だろうと思います。でするのでその辺りのところは考えてこれから先手助けする人が少なくなって助けてもらう人のほうが多いわけですから、今後にしっかりとした考えを持って行政でできるところはできる、地域でしなくてはならないところはしなくてはいけない。それから自分たちの家族のこともしっかり皆さんに分かってもらうように周知していくのも大事なかなと思っています。

町長（渡邊誠次君） 私のほうからも少し答弁をさせていただきます。ほぼ福祉課長のほうからの説明が主になりますけれども杉本議員言われるように改めて家族の中で話していただくとか地域の中で話していただくとか、杉本議員のほうで答弁をされたようなお答えをされたと思いますけれども改めて確認をすることが必要だというふうに思います。確かに高齢化率 44% を超えておりますし先ほど一人暮らし、二人での高齢者の世帯 300 世帯を超えているような状況でございますので、その部分では役場の職員、福祉課全部合わせても担当職員は 30 人はいないと思うのですが、その人数だけで全てを賄うということは今でも不可能でございます。やっぱり公立病院、社会福祉協議会、民間の福祉機関を含めた安心医療ネットワークの部分であったりとか、もちろん様々な機関と連携をしていくという部分の公に近いようなサービスはより充実させていく努力を町のほうもしていきますけれども、やはり災害と一緒に自助、共助、公助、この部分が非常に大事なかなというふうに思います。だんだん具合が悪いといいますか重症といいますか認知症も含めてより進行していったときには、やはり身近なより身内の方たちの力が必要になってくるという場面も私も経験をしております。その部分では改めて住民の皆さんに議員の皆様からも今一度家族の中で話し合うことを勧めたりというのは非常にありがたいことだなというふうにも思っております。町のほうでは様々に考えながら町だけでの単体ではできませんので、国県との連携それから社協さん公立病院との連携をしっかり重ねていながら、超高齢化社会を乗り切っていくための施策に展開をしてまいりたいというふうに思います。今後ともいろいろと御意見をいただいて具体的にどういった事業をしたほうがいいのかということも含めて教えていただければ町のほうも

しっかりと生かしていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

2 番（杉本いよ君） では2点目の質問ですが、今全国で児童の通学時の交通事故が多発しております。小国町でも通学路の道路状況の安全性について伺いたいのですが、まず通学路の安全性について3点ほどお聞きします。登下校の時間帯における交通指導員はおりますでしょうか。また防犯灯や防犯カメラが付いている箇所は何か所ありますか。それから危険場所の点検は定期的に行っているのでしょうか。お願いします。

教育長（村上悦郎君） 通学路の安全性について御質問ありがとうございます。今お話をされましたように新聞、テレビでは子どもたちが巻き込まれる事故が後を絶ちません。児童の通学の列に車が意図的に突っ込むとかそういったニュースもありました。他人事ではないな、ほかの町のことでないなと心を痛めるばかりです。小国町では登下校時の児童生徒の安全確保のために多くのボランティアの方々が献身的に交通指導をやっていただいております。大変感謝しています。また小学校1年生になるとときには安全ベスト、黄色い帽子とか安全グッズが企業などから配布されて社会全体で子どもたちを交通事故から守ろうというような機運を高められているところです。教育委員会としましては、常に交通事故に遭わないように学校、保護者、関係機関と協力してまいりたいと思っています。私からは昨日のような雨のときとか遅延登校とか休校とかそういったときの判断について説明をさせていただきます。昨日はその前日夕方から翌朝、激しい雨が降るのではないかというような予報が出ておりました。判断は小学校の校長と中学校の校長先生と私で「小学校の校長室に5時半に集まって判断しましょう」ということで、あらかじめNHKのデータ放送で時間と雲が出ます。あとはNHK防災、携帯電話それとウェザーニュース、もう一つヤフーニュース。それぞれで雨雲の様子とかそういうのを見て3人で「どうしましょうか」というところで、昨日はちょっと3時、4時は多かったです。「6時頃からは大丈夫だろう」ということで「通常登校にしましょうか」ということで確認をして通常登校ということになりました。また雪の場合辺りは、日中であればライブカメラ等がいろいろ設置されているところがありますので、そういったところを見る。また「山間部はどうだろうか」と電話をしてみたりとかいうこともあります。また雪の場合はバスが走れるかどうかというのがあります。業者さん辺りとも相談して安全の確保に努めているところです。「登校します」ということになっても各地状況が違いますので、「各家庭で御判断されて無理なときは登校させないでください、お休みにはなりません」といったメールも添えていただいているというような状況です。今御質問のありましたこと等につきまして後藤局長より答弁いたします。

以上です。

教育委員会事務局長（後藤栄二君） 私のほうから杉本議員から御質問のあった三つの質問に対しまして一つずつ答弁させていただきます。

まず一つ目の登下校時間帯における交通指導員はという問いに対しましては、教育委員会も地

域学校協働活動といってそういった活動をしている中で元来ボランティアの方がしていただいているところはあるのですけれども、その中で協力をいただいている状況で非常にありがたく思っているところです。その団体を紹介したいと思います。まず老人クラブの中に部会がありまして交通安全部がございます。その方々には水曜日を除く週4回、下校の時間帯に宮原の主要な所を交代で見守っていただいております。それから主任児童委員の方には、低学年の下校時に見守りをいただいているところです。帰り道途中から1人になる児童もおりますので、そういったところも見ていただいているということです。登校時には主任児童委員は月2回、それから民生委員は月1回、小中学校の入り口で見守りをいただいているところです。それから女性会の方々も主任児童委員と同じように見守りをいただいております。本年度は春の交通安全週間ではなく秋の週間も見ただけということで、ありがたい話もいただいております。最後に悠木防犯パトロール隊がございまして、その方々につきましては第2第4水曜日にこちらも宮原町内を青色パトロール車で巡回していただいております。

それから二つ目の質問の防犯灯又は防犯カメラの設置というところにつきましては、防犯カメラにつきましては学校の敷地内に設置をしております。敷地外には設置しておりません。防犯カメラは設置することにより犯罪の抑止効果と犯罪等が起きた場合に早期解決策の手段として設置をしております。小国町も令和5年度に小中学校に設置しまして、本年度小国中の寄宿舎にも設置をしております。

それから三つ目の質問にありました危険な所の点検につきましてお答えいたします。教育委員会主催で毎年1回、教育委員会それから建設課それから小国警察署の職員で通学距離2キロ圏内の徒歩通学区域を歩いて目視で確認しているところです。場合によっては過去にPTA役員とか県の土木部の職員の方にも入っていただいたことがございました。また2キロ以上のスクールバスの通学区域に関しましては、非常に広範囲にわたるところもございますので必要がある場合など車での巡回を行いまして、過去には保護者にウェブによるアンケートも実施したこともございます。そういった報告とかある中で確認した危険箇所につきましては関係機関と協議しながら改善に努めているところであります。そういった調査についてはフォローアップ調査等もありますので、町がまとめたものを県に報告するようなかたちになっておりますので、抜けがないように改善を図っているところでございます。

以上、通学路の安全性についての答弁といたします。

2番（杉本いよ君）　たくさんのボランティアの方の指導等があるみたいでしたので安心もしておりますが、現在雨の降り始めなので通ってみますとこれは小学校ではなく、ほかの地区ですが通学路とかに木がしだれて通るのにちょっと邪魔になるかなというようなところもありますし、黒川線とか標識の前にちょっと見えないところがあります。ふだんは見えるのですが雨が降ると枝が下りてきてしまいますので標識が見えなくなったところとかがあります。それは県道ですの

でここでは必要ないかと思うのですが、車辺りが見えなくて蛇行する場合もありますのでその辺りのところも気を付けてほしいかなと思っております。

では次に、もう1点伺います。今、小学校でスクールバスが8台ぐらい回っておりますけれども、その安全性について伺いたいと思います。乗車中の子どもたちのいざこざ、トラブルということは少し聞いたことがあるのですが、乗車中にあるのか。それから運行中に安全指導のためのシートベルトの着用とかは注意しておられるのか。また何かあって止まったときに犯罪者みたいなものが入ってくるような可能性もありますので、小国としてはそんなことはないかもしれませんけれども、車内に防犯カメラが付いているのかお聞きします。

教育委員会事務局長（後藤栄二君） それではスクールバスでの安全性というところで、子どもたちのマナーというところもありますので。まず教育委員会でスクールバス許可をした際には保護者にそういったマナーについての通知をしてお願いしているところでございます。それから子供に関しましては直接学校のほうから通学の指導というところがございますので、そこをお願いしているところです。そうではございますけれども、どうしてもスクールバス内には運転士さん以外には大人の方がいなくて小学校低学年から中学生までの子どもたちの空間だけになってしまいます。小さなトラブルにつきましては当事者同士で解消することも多いのですが、バスの運行上危険と運転士が判断した場合など運行事業者を通じて直接教育委員会に報告があったり。また緊急性がない場合は月1回の運行会議の中で教育委員会と協議したりすることもございます。またそういったトラブルで困っておられる保護者から直接教育委員会とか学校にも問合せがあることもございます。学校としましては当事者同士の話を聞いた上で改善が必要であればまずは児童生徒に直接指導というかそういうところを行いまして、解消しないようであれば保護者に学校に来ていただいております。

それから安全性というところでスクールバス運行マニュアルというものも教育委員会のほうで作成しております。事業者にも周知をしているところです。質問のシートベルトにつきましては道路交通法上、後部座席では義務化はされておられませんけれども、運転士さんとか子どもたちも着用するように心がけております。シートベルトを着用していただいている状況です。

それから防犯カメラ。防犯上の車内のカメラというところでの御質問に対しましては、全車両とも今ドライブレコーダーというものが付いております。車内、車外ともそういったときには録画ができるような内部の確認もできるというところでございます。

2番（杉本いよ君） 安全性のあるバスの中でのことがよく分かりました。やはり子どもたちが事故がないように心がけることは本当に大事なことでございます。家族もそうですけれども全体で見守ってほしいと思っております。

それから最後になりますが、これはスクールバスに掛かる年間費用のことですがお伺いしていますか。年間予算規模また町の負担額はどのくらいになっておりますでしょうか。

教育委員会事務局長（後藤栄二君） お答えします。

スクールバスに係る年間契約額で申し上げます。令和6年度がスクールバス8台で4千706万4千円。本年度から契約が更新されまして5千503万3千円となっております。上がった理由につきましては、国土交通省のバスの運賃公示価格というものがございまして、そちらの単価というのが示されております。キロ単価とかそういったものがあるのですけれども、そちらの単価が約35%ぐらい上がっておりまして、そこが大きな要因かと思っております。

それから年間経費の町の負担割合というところでは、スクールバスにつきましては地方交付税で措置がっております。小国町が契約しています14人乗りと29人乗り以上のバスが6台ございます。こちら6台で普通交付税が措置をされておりますけれども、昨年の実績でございまして普通交付税で3千600万円。それから残りの2台のジャンボタクシーといいますか11人乗りのバスがございまして、こちらにつきましては特別交付税で措置をされております。町のほうが4キロ以上の子どもさんをバスの経費から按分で精算しまして申請をするのですけれども、2台で260万円入っております。令和6年の実績ベースでいきますと歳出約4千700万円に対しまして、町の実質的な負担割合は約18%となっております。

以上でございます。

2番（杉本いよ君） いろいろお聞きしました。ありがとうございます。私たちもしっかりと子どもたちを見守りながら町が少しでも子どもたちの安全性を確認しながらやっていきたいと思っております。これで終わります。

議長（熊谷博行君） ここで暫時休憩いたします。次の会議を1時55分から始めます。

（午後1時43分）

議長（熊谷博行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時55分）

議長（熊谷博行君） 9番、久野達也議員、御登壇願います。

9番（久野達也君） 9番、久野です。

それでは、一般質問ということで入らせていただきます。まず最近の話題として土林区から訪問団が町に訪れた。それから土林中学校の校長先生が小国中を訪れたといったようなニュース。あるいは直近ですけれども数日前、杖立温泉のほうで多くのエキストラの方々の御協力をいただいて映画撮影が今進められているということで、ある意味小国町の個性的なニュースとして広く県民の皆様にもお知らせすることができているのではないかなと思います。うれしい限りです。

今回一般質問として挙げさせていただきましたけれども、私の部分が同僚議員のほうから午前中の質問の中でもありましたけれども類似する部分があるかと思っておりますけれども、その点については御了承いただきたいと思います。まず私今回のテーマとしまして公有財産。公有財産ですので施設・土地これらの管理状況と今後について町のお考え等についてお尋ねさせていただきた

と思います。大きく四つの項目に分けさせていただいて順次説明させていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。まずいわゆる地方公共団体。ここは当然庁舎があります。庁舎は公用の財産ということで設置条例を設け管理しているかと思います。また学校や体育施設、公園、道路これらは公共用財産として管理しております。いわゆる行政財産です。これと別に町が管理しているものとしまして、この行政財産以外の部分を普通財産と申しますけれども、普通財産となりますと行政の執行上の道具としての直接使用ではなくて、その経済価値あるいは保全これに対して公共団体が行政全般、地域に貢献しているという考え方で普通財産を管理しているかと思っています。当然、普通財産ですのでこれらについては貸付けを行ったりあるいは交換をしたり売払い、譲渡、若しくは出資の目的で私権の設定をすることも可能となっております。当然、地方自治法の中でそのことはうたわれているのですが、ただし今言いました行為につきましては条例や議会の議決ということを経る必要があります。これらをまず前提として大きく四つの項目で質問させていただきたいと思います。

まず1点目は小国小学校を統合しまして16年が経過し、確か17年目に入っているかと思います。これに伴って旧小学校、上田のほうからいきますと万成小学校、北里小学校、西里小学校、下城小学校、蓬萊小学校、6校が統合して小国小学校になっているわけなのですが、これらの旧小学校校舎につきましては御存じのとおり万成小学校はサポートセンター悠愛が校舎部分を活用しております。それから西里小学校は条例改正等でもありましたようにサテライトオフィスとして活用されております。記憶する部分としましては旧北里小学校の校舎はクイモの商品加工の方が一時期入られたことがあります。シイタケ関係もあつたのではないかと思います。それから下城小学校につきましては水害、大雨に関する避難所として校舎が活用されております。それと北里小学校、蓬萊小学校は多目的ホールというか1階建ての広いフリースペースがありますけれども、その活用は現在もなされているかと思いますが、私今回質問させていただきたいのは3階建ての校舎の本体の部分です。この本体の部分については小国小として統合後に旧小学校の活用については「地元の活用意向を尊重し進める」との町の意向で示され、各協議会や地域の方々とも活用計画について話が進んだかと思っています。ただ活用計画そのものは現在も明確にはされないというか定まっていないのではないかなと思っています。一番古いのが確か北里小学校は一、二年前後するかもしれませんが昭和47年だったかと思っています。その後昭和48年それから新しいほうでいきますと下城小学校が昭和53年だったですかね。万成小学校はもう少し遅れて昭和60年ぐらいに完成したかと思っています。それで今回の質問ですが、この3階建ての校舎本体の部分です。下城小学校、蓬萊小学校、北里小学校についてが今倉庫的な活用だとか正直言って活用がなされていない部分がありますので、校舎の管理に関する管理状況あるいは管理経費等が大体年間どのくらい予算計上して行われているのかまずお尋ねいたします。

総務課長（松本徳幸君） 廃校された北里小学校、下城小学校、蓬萊小学校の管理についてお答え

させていただきます。まず3か所の旧小学校につきましては、廃校時においておっしゃられるとおり地域での意向を最優先して活用方法を検討することといたしておりましたが、活用方法につきましては現在まで長期的に使用した活用事例はございません。また施設の維持管理につきましては各大字協議会等に依頼しておりまして、校舎周りまた校庭等の清掃等を毎年行っているところでございます。また北里小学校は低学年棟が子育て支援拠点として活用されております。下城小学校は休園中の下城保育園。また蓬莱小学校の低学年棟は地元等に貸出しを行ってございます。その他、体育館につきましては教育委員会が管理を行っておりまして、地域のスポーツ等に貸出しを行ってございます。校舎のみの管理経費につきましては、一概に算出することはできませんけれども体育館を含めまして学校管理全体の経費としまして、令和6年度の部分につきまして総合的な経費を申し上げさせていただきます。この経費については管理経費、先ほど申しました大字協議会での管理経費と光熱水費と修繕費、浄化槽関連の経費また消防施設点検経費が入っております。各学校ごとに申し上げます。旧北里小学校が110万6千円、下城小学校が71万2千円、蓬莱小学校が15万7千円、3校の合計が197万5千円となっております。

以上です。

9番（久野達也君） 3校合わせて管理経費として197万5千円ということでした。当然これ恐らく電気系統は体育館等も一緒でしょう。それらを考えますと体育館は体育施設としてあるいは災害時の避難所として活用されておりますので、恐らく校舎本体についてはそんなに経費が掛かっているものとは思いませんけれども、ただちょっと危惧するというか学校としての目的で使用しなくなって16年17年と経てきますと当然経年劣化等も生じてこようかと思えます。熊本地震のときにも幸い小国は被害が軽かったのですけれども、とは言ったものの建築年次から見るとそのときにも若干のダメージは受けているのも当然だろうかと思えます。そういったような意味合いからも校舎の耐力度といいますか、あえて耐震とは言いませんけれども耐力度、要は経年劣化に対する今後の耐久力。それらについて考えたときに例えば活用するときにも不特定多数の方が利用する施設として行政が管理する施設としては不向きではないかな。当然スプリンクラー等の消防施設等についても設置もなかなかできていないと思いますので、この活用計画を定めるのか。定めるとしたらどういうプロセスでどういう経緯を踏んで活用計画を定めていくのか。あるいは極論で申し上げますと将来的に解体も視野に入れて状況を見据えていくのか。そこら辺りの整理の必要性の時期に来ているのではないかなと思います。当然、解体するにしても多額の費用を要しますし1年2年で「では来年、解体します」というようなことはできないでしょうから。解体するにしても4、5年かかったり。あるいは全部が一気にすることもできないでしょうし。解体するならするで地域としては地域の誇りであったでしょうから、その後の活用計画が前提にしなければなかなかコンセンサスも得られない部分も生じてこようかと思えます。ただ外観を見る

ともとも鉄筋コンクリート3階建てで陸屋根だったのですけれども陸屋根に雨漏りがするという事で今、鉄板でふいてあるかと思います。この勾配屋根についても経年劣化でさび等が出ているのも見受けます。今後これが年数が経てば新しくなったり、きれいになったりするわけでもないでしょうし、何かもうそろそろ方向性を定める時期に来ているかと思います。当然先ほど申しましたけれども解体すればグラウンドと合わせるとあれだけ広大な土地もあります。ここを地域の活力のために使うだとか、その方向性と解体等をリンクさせていって住民プロセスを得ると。そういう方向性を組むためにも数年要するかと思うので、改めてこの解体も選択肢の中にあるのか。あるいはあるとしたら住民プロセスはどのようにして構築していくのか。それを含めてお答えいただけたらと思います。

総務課長（松本徳幸君） 各校舎の耐力度とその後の活用方法についてのプロセスということで御答弁させていただきます。おっしゃられた3校の耐力度診断というのは特段行っておりませんが、これも公共施設等総合管理計画というのを作成しております、こちらによりますと建築年度が1973年から1977年に建築がされている建物でございます。新耐震基準の基準となります昭和56年以前に全て建てられておりますので、この計画によりますと未耐震施設ということで位置づけられております。よってこの校舎等におきましては企業等に貸出して不特定多数の多くの方が利用する施設としては、そのままでは何かしら対策しないと貸し出せない施設になっていると認識しております。また解体ということでありましたけれども解体の費用の参考といたしまして、この開発センターを解体したのですけれどもその時点で約6千万円掛かっておりまして、現在の価格高騰とか面積を考慮すると1校当たり1億円超した解体費用が掛かるのではないかと試算されております。ですので言われたようにすぐに解体のほうに進んでいくというような計画は今のところされておられません。ですが、もし今後地震等が発生して傾いたとかすぐに危険が発生するような状況になりました場合は、すぐに計画をし直して解体のほうに持っていくものと考えております。

住民とのプロセスということですが、今50代60代以上ですかね慣れ親しんだ校舎を取り壊すということで。また土地についても地元の方の御寄附によってその土地をいただいて、その上に校舎とグラウンド等を建てさせていただいている部分もありますので、おっしゃられるように住民との対話の中で校舎をどのような時期に取り壊すのかというのを話し合いながらしていくべきではないかなと思っておりますけれども、まだ今の段階ではその計画というのは何も話題に上がってきておりませんので今後の課題かなというふうに感じております。

以上です。

9番（久野達也君） 今、総務課長から答弁いただきましたようにやっぱり地域に根差したものです。木造の校舎があつて昭和40年代後半、50年代前半ぐらいに今のかたちになって旧校舎が取り壊され、そこで学び舎としていた方々には寂しい思いもさせ、また今後の子どもたちのため

に新しい施設として整備した部分です。やっぱり施設というのは歴史がありますし、その地域の誇りでもあったかと思います。先ほど私も申し上げましたように計画を立てていくときに住民プロセスをどうしていくのか。それともう1点、先ほど総務課長言ったように解体費用も恐らく1億円では済まないと思います。ですからこそ年次計画が長期ではなく中期的な年次計画。それと併せて例えばこれ一つの案でそれが可能かどうか分かりませんが、防災の緊急対策として集会所を兼ねた避難所を建設する。その場所に例えば今まで避難所として使っていた部分を撤去することにより新たなものをつくるんだということで、撤去費用が例えば「補助にのらないか」だとか、いろんなかたちで財源の工面もしていただきたいと思います。当然1年2年でできるものとは思いません。だから取り組まなくていいというのではなく、1年2年ではできないからこそ少しずつそこに目を向けて進めていただきたいと思います。

次に移りたいと思います。今は旧学校の校舎跡にしましたが、次に町が観光地ということで多くの観光客の方々を迎え入れております。そんな中でやっぱり公衆トイレという位置づけは大きいかと思います。どこの地域に行っても「きれいだった」、「よかった」と比例してくるくらいにトイレの状況というのは印象に残るものです。それらを考えたときにまず公衆トイレは設置条例等はないと思いますので普通財産としての管理でしょう。それから小国町にあります例えば青空市場のトイレだとか阿弥陀杉の下にもあります。イチョウの木の下にもありますけれども、ここについても観光イメージを高めるのか、少し印象を悪くしてしまうのか。トイレの位置づけは大きいと私は個人的には思っております。ですからこそお尋ねしたいのですけれども、まず公衆トイレとして個数それから管理経費等はどのくらい掛かっておりますでしょうか。

総務課長（松本徳幸君） トイレの箇所数と管理経費についてお答えさせていただきます。町が管理する公衆トイレにつきましては場所で申し上げますと、六花園、ケヤキ広場、杖立駐車場、青空市場、大イチョウ、阿弥陀杉、岳湯、涌蓋山の登山道ということで町内に8か所ございます。それぞれの管理経費といたしましては、光熱水費や浄化槽維持関連経費と修繕費と清掃費というかたちで支払っております。総務課の管理だけではございませんけれども他部署の管理する公衆トイレもありますけれども、合わせて管理経費のほう申し上げさせていただきます。令和6年度に使用した経費の金額は全体で234万9千43円となっております。各トイレごとに申し上げますが、六花園が23万1千707円、ケヤキ広場60万8千287円、杖立駐車場29万3千216円、青空市場36万2千628円、大イチョウ41万7千210円、阿弥陀杉11万6千618円、岳湯28万6千377円、最後に涌蓋山登山道が3万3千円となっております。

以上です。

9番（久野達也君） 総額で約235万円、234万9千円ということでしたけれども、これらについても当然委託してある部分もあろうかと思います。今の状況で正直申し上げまして地域の方々の御協力、御努力に感謝している部分です。本当清掃もきちっとされておりますし掃除等も

大変だろうかと思います。ただ掃除、清掃では追いつかない部分が見受けられます。全ては回っていませんけれども、この質問させていただこうと思って数か所回りました。女性用のトイレにはさすがに入れませんので男性用のトイレを回らせていただいたのですけれども、こちらも経年劣化というか例えば便器にひびが入っているだとかモルタルに白でペンキ塗りしてあるのですけれども剥離してぱらぱら落ちているだとか、あるいは大使用のドアのベニヤが足元や何か水かけて洗うからこれ致し方ない部分です。清掃すれば水がかかる。そうすればベニヤ板が剥離してくれているとか。何か地域の方々が一生懸命御努力した割には施設としての経年劣化によってそのことがいように反映しないという部分があるだろうかと思います。冒頭申し上げましたようにトイレに入ったときに壁が剥離しているだとか、ドアがギーギーいとかいうと「あそこはトイレがぞまなかった」とかいう印象を持ち帰られても、これもまた観光地としてはいかがなものかと思う部分がございます。これらの部分について例えば修繕と言っているのかどうか分かりませんが、経年劣化の部分は管理者、町としてやっていく部分だろうと思います。そうすればするほど清掃のほうも掃除のほうもしやすくなるだろうスピードアップにもつながるだろうと思います。仮通告を二つまとめさせていただきますけれども、そうしたときに大便器がほとんど和式です。ケヤキ広場は洋式もありますしあそこは遊具もありますし児童用トイレも分離してあって割と近代に近いようなかたちを整備されております。ただ例えばそういったような便器の修繕等を行う場合、和便器から洋便器に変える、願わくばウォシュレットまで付いているというそういったような取組についてお考えはいかがでしょうか。

総務課長（松本徳幸君） 公衆トイレの経年劣化と洋式トイレへの移行といいますか修繕ということで御質問いただきました。まず先ほど申し上げました8か所の公衆トイレのうちケヤキ広場と六花園以外のトイレにつきましては築年数が30年以上ということでございます。言われたようにもちろん老朽化が進行している状況でございます。特に青空市場の公衆トイレにつきましては便器のひび割れや壁の損傷が激しいような状況になっているところでございます。それから洋式への移行ということで大便器の洋式化につきましては和式と洋式が混在しているトイレが多くありますが、青空市場と阿弥陀杉、岳湯と涌蓋山登山道こちらについては男性用も女性用も和式のみとなっております。築30年以上の和式トイレということで個室が狭くなっているものですから、そのまま洋式に移行しても室内が狭くなるだろうと思われまので、これをするためには何かしらの大がかりな工事が必要ではないかと考えております。町が定める公共施設等総合管理計画のほうでは施設の利用状況と財政状況と地域の実情を考慮して適正化を図るとされておりますので、今後現状などを十分に把握した上で使用頻度等を計画して検討を行っていきたいと考えております。

以上です。

9番（久野達也君） 検討をよろしくお願いします。福岡のあるところの道の駅には1億円のトイレ

レがありました。私も行ったとき利用させていただきましたけれども爽快です。でもそこまでの必要もないのかなとそういう部分もあります。ですから必要最小限の経費で訪れた方々にいい印象を持って帰っていただけるよう、あるいは地域の方々の清掃活動も潤滑にできるような、そんな施設の計画も重ねてお願いいたします。状況的にできないではなくして例えば「こういうことならできるから、ここを改良しよう」とかそういう部分の御努力はお願いしたいと思っております。そのことがひいては小国町の地域力を高めることとも思います。小さなことですが、小さなことはひょっとしたら大きいことだろうと自分なりには思っております。

それから3点目に移ります。3点目も仮通告よりも集約させていただきたいと思えます。土地についてです。当然、町は普通財産として多くの土地を持っております。宅地、雑種地、山林などですね。これらについて例えば土地の払下げなどによって必要としている方がいれば当然払下げも可能です。そして必要としている方がいるということは、それを活用しますので民活の大きなメリットかとも思えます。例えばで申し訳ございませんけれども雲雀ヶ丘住宅跡やなんかはそのままのような状態。結構小国町の土地についてはそのままの状態というのが多いのではないかなと思います。ですからどうぞ管理計画というか、そういったようなものを定めて払下げる分は払下げ可能、要は売却可能資産としての整理。これをしておきますと例えば民間の方で活用したいという御相談があれば管財係が当然「町にはこういうものがありますよ」というのも御説明できるでしょうし、その前提として冒頭申し上げましたように地方自治法の中で例えば譲渡、貸付け、売払い、これらについては条例や議決が必要となっておりますので事前に議会と相談していただいて計画書としてきちっと整理しておく。そして年次ごとに例えば登録抹消を繰り返しながらしていくとスムーズな運営ができると思うのですけれども、この管理計画書についてはお考えはいかがでしょうか。

総務課長（松本徳幸君） 遊休財産と申しますか何も使っていない土地の払下げの一覧表ということで御質問だと思います。お答えさせていただきます。議員がおっしゃいますように普通財産で売却可能な土地の一覧表ということですが、管財係で1度作成しておりますして令和3年の議会の勉強会ということで一度提示させていただいているかと思えます。先ほど言われました町営住宅の跡地等につきましても建物が取り壊されて土地が更地になった場合は、このリストのほうに掲載させていただきまして整理させていただいております。先ほどの雲雀ヶ丘住宅のほうもこのリストに現在載っているところでございます。今後そのような住宅用地とか不要な雑種地等が分かりましたらこの一覧表に再度掲載させていただきまして、随時議員の皆様と情報共有というかこの土地が本当に売却してもいい土地かどうかを協議させていただいて、そのリストの活用にも努めていきたいと考えております。

9番（久野達也君） 今、総務課長おっしゃいましたようにリスト的に取りまとめるということと今一部触れられましたように議会とも協議すると。正直私たち議員、今回3年目を迎えていると

ころなのですけれども前回とメンバーが3人変わっております。4年ごとに変わっていく。それらを考えたときにやっぱりきちっとこの計画書でして例えば「追加削除を繰り返していくんだよ」というその流れをつくっておいたほうがよりいいのかなと思っております。最終的には当然売却するにしろ議決を要する部分ですので本会議の中で議題として上がってこようかと思っておりますけれども、例えば個人的に思っているのはちょっと飛びますけれどもTSMCが来て関連企業が企業誘致をしてもそれになかなか小国町に来るか。来たらうれしいのですけれども難しい部分がある。ただ僕は思うのはあれだけの関連企業が天津、菊陽辺りに進出してきたときには、企業の保養地としての誘致はできるのではないかな。そんなときに例えば一目山の麓に町有地がありますけれども道路の利便性等が不便であると言えばそれまでかもしれませんけれども、保養地としてなら向いているのではないかな。あるいは町有地の中の売却可能資産を例えばそちらのほうの進出企業の関係者の方が「住みたい」と言って土地を探しているというのがあればそれも可能になってこようかと思っております。ですからやっぱりこれは自治法上も定められたものは何もありませんけれども、売却可能資産の管理台帳の整備は当然必要になってくる。町独自で整備しておくことによって今後の展開が大きく可能になってこようかと思っております。それでは是非その部分もお願いしておきます。検討ください。

それから4点目、最後ですけれども。仮通告しておりましたら、たまたま今日の熊日新聞に「小国公立病院の体制検討 持続可能な医療提供へ」という見出しで先日南小国町議会で説明されたという記事も載っております。私の仮通告の中では公立病院の現状と今後ということで施設について町長のお考えをお尋ねさせていただきたいと思っております。御存じかと思っておりますけれども昭和28年に国民健康保険小国町立病院として設立されました。その後、昭和36年に小国町他一ヶ町公立病院組合ということで昭和36年から公立病院になっているのですけれども、昭和60年に今の施設は供用開始をされております。築40年が経過しております。当然、公立病院の管理運営については小国郷公立病院組合員の中で意思決定をし進めていく部分です。当然、組合議員も小国町議会の中から選出されております。その中での議論は大いに期待するところです。そこでお尋ねですけれども構成団体の小国町長として可能な範囲で構いませんので、将来的な病院施設の維持、更新についてどのようなお考えがあるかお尋ねしたいと思っております。

町長（渡邊誠次君） 御質問いただきましてありがとうございます。公立病院におきましては皆様方にも必ず必要な施設といえますか、小国郷にずっと住み続けていくためにも絶対に必要なものであるというふうな認識を皆さん方も持たれているというふうに思います。もちろん町長として、小国に住む1人として両方ではありますけれどもこの施設を施設としてではなく病院の機能として、どちらかという地域密着型の多機能病院というような考え方でこの地域に残していくためにはどうすればいいのかというところが根底にあります。そのような中で公立病院は昨年から医療再編区域の指定ということも受けておりまして、今様々な観点からどうやって残していったら

いいのかといったところの中で先ほどお話しされたように老朽化によってランニングコストが非常に今増えている状況でございまして、今年度も多分全部は修理できないのですけれども一部修理の部分だけで約２千万円ほど掛かるのではなかろうかという試算も出ております。実はほかに雨漏りも含めてたくさん修理しなくてはならないような状態でございます。また施設の４０年前の基準と今の基準は多分違うというふうに思いますけれども施設の基準に不適合な施設というところもあるに当たっては一つ、建て替えも検討の視野に入れるべきではないかというところがあります。また先ほど言ったように医療再編区域の指定ということで国の指定を受けておりますので、その指定の範囲の中での補助金であったりとか起債の部分であったりというのがあります。今から検討を重ねていって県からの協議とかも去年から実は水面下の中で調査というところで進めさせていただいておりますけれども、今から検討を始めてもどんなに短くても６年にかかるであろうということです。そうであれば築４６年というかたちになりますし、協議を進めて１年で済めば４７年、８年というふうになりますのでその部分で公立病院は維持していかないといけませんので、その部分では修理をしながら片や進めていきながらみたいな話にはなるのかもしれませんけれども、かなりのコストがかかる。様々な要因を考えるにあたっては今の公立病院を一つの考え方としては建て直すことも要るのではないかという考え方。それから改築したり増築したりする可能性もあるのではないかと。そういったところも含めていずれにせよお金をある程度投資して今の病院を維持していかなければならないといったところではあります。この議会の一般質問が終わった後に病院から来て南小国町と同じように小国町の町議会の皆様にも説明するというところでございますけれども、一昨日には病院議会のほうで全員協議会を開催させていただきましてそのときにも説明をさせていただきました。そのときも様々に御意見いただいたのですけれども今は素案の素案といいますか土台というところで一番多分お金が掛かるであろう建て替えも検討に入れておかないとスタート地点に届きませんので、その部分では建て替えというところも含めて検討に上げさせていただいているというような状況でございます。いずれにせよ先ほど重ねて言いましたが医療再編区域の指定の中で公立病院は今７６床実はあります。これを５０床にダウンサイジングとちょっと規模を縮めていく努力もしていく中で、阿蘇医療センターと公立病院それからもちろんいよいよ悪くなったというか最先端の医療がある熊大含めたところのそういった連携の中でも小国郷公立病院として自立をまずしていきながらも機能としては分散する。役割として分散するというようなたてつけで病院のほうを考えていかなければならないというふうに思っております。重ねての答弁となりますけれども、まずは小国郷の中でこの地域の医療を支えるためにも小国郷公立病院をどうやったら将来にわたって維持することができるのか。これを最低限考えさせていただいて病院の検討を皆さん方と一緒に進めさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

９番（久野達也君） 町長の御答弁の中にもありましたように、やっぱり地域に根差した部分であ

りますし今でこそ手術は行われておりませんが命を助けていただいた方、あるいは私の子どもも含めてそうですけれども小国公立病院で産声を上げた。そして今成人しているといったような方々。いろんな方々が公立病院とは関わりが深い思い出もあるかと思います。理想形を広く持ってそしてその中から現実味を選択していく。その作業にやっぱり幾分かの間が必要かと思います。十分な御検討をお願いいたします。今日は公有財産の施設等の管理ということで質問させていただきました。やっぱり冒頭申し上げました小学校跡についても歴史があります。地域の方々の思い出や思い出があります。これらを十分に掌握した上で、それなら今建っている3階建ての校舎をどうしていくのか。ここらについても着目していただけたらと思います。十分な検討と今後の計画策定、これらを期待いたしまして質問を終わります。

議長（熊谷博行君）　ここで暫時休憩をいたします。次の会議は2時55分から始めます。

（午後2時45分）

議長（熊谷博行君）　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時56分）

議長（熊谷博行君）　7番、松本明雄議員、御登壇願います。

7番（松本明雄君）　はい、7番です。

今回からクールビズですのでほかの方はネクタイをはめていますけど、僕はノーネクタイでいきたいと思います。それで後ろのほうを見ると傍聴の方も増えていますので緊張感を持って今から質問させていただきます。

通告どおりふるさと納税。これは平成10年から始まっていると思います。今度で僕は2回目か3回目の質問になりますが、同僚議員も午前中に言っていました。財政面でですね。これは時限立法であります町にお金落ちるということでは非常にすばらしいものだと思っております。年数が経ってきましたので、いろんな町村がいろんなやり方をしましてグレーゾーンがありましたので、だんだん今厳しくなっております。ですがこれをいかにうちの町に入れるか。これをやっていただきたいと思います。話によればうちの町からも海産物を買われている方もいますのでなるべくふるさと納税をうちの町の方は使わないようにしていただきたいと思いますというふうに思っております。東京都では千代田区なんかは非常に困っておりますので、自分のところでやっぱりふるさと納税で出ていく分をどうにかして止めたいと。そういう方法も東京のほうでは出てきておりますので、いかに小国町も稼いでいただきたいと思います。それでは情報政策課長に、ふるさと納税について説明をしていただきたいと思います。

情報政策課長（田邊国昭君）　それでは、ふるさと納税の現況、近況について報告させていただきます。ふるさと納税、小国町が正式に取り組むようになって平成27年度から寄附を募っております。ここ何年かの状況を報告したいと思いますが5年間の寄附の状況について説明させていただきます。ここ5年間、令和2年から昨年令和6年までの状況です。寄附件数と寄附

金額。金額は万円単位で報告させていただきます。令和2年度、7千161件、2億2千75万円、令和3年度、1万2千730件、2億54万円、令和4年度、1万1千161件、金額は1億6千722万円、令和5年度、1万7千885件、金額は2億4千44万円。そして昨年度の令和6年度が1万4千454件の方から2億7千151万円の寄附をいただいております。ここ何年かで寄附は上がってきておりますが、ずっと上がり続けているという状況ではなく年によって増減しているところでもあります。そして、ふるさと納税といえば返礼品をたくさん用意しております。小国町での返礼品についてですが、小国町の特産品であるジャージー牛乳の乳製品そして小国杉を使った木工製品はもちろん馬刺し、赤牛、黒毛和牛、そのほか水、観光に使える観光宿泊券、そして商品券、米、野菜、お酒など、そのほかの加工品、現在取り扱っている返礼品の数は256品あります。返礼品を扱う事業者が45社となっております。日々、品物の追加や内容の変更をして登録を行っております。ちなみに最も最近登録を行った返礼品は国内有数の生産量を誇るジャージー牛乳をぜいたくに使った冷たいスイーツの特集、そのほか8月に行われる夏祭りでの花火大会の観覧席といったものを返礼品として準備しております。そのほか取扱いができる品物であれば積極的に取扱いを進めていきたいと考えておりますが、返礼品については国が定める地場産品基準などの規制があります。この地場産品基準についてですが、ふるさと納税の返礼品はその地域で生産されたものでなければならないと定められています。細かく説明しますと品物を作る工場が町内にある若しくは材料の5割以上が町内のものである。それか製造工程の5割以上が町内で行われているという規定があります。しかし熊本県内の共通返礼品として認められているものもあります。馬刺しや赤牛については熊本県内の全ての自治体が返礼品として取り扱うことが認められています。そのほかふるさと納税には返礼品の金額が寄附額の3割以内と定められている点や返礼品を含めた経費の総額が寄付額の5割を超えてはいけないという規定があります。そのような中で認められております小国町の返礼品ですが、申込みの多い返礼品はやはり馬肉、牛肉です。返礼品の申込み件数、昨年度の1万7千754件のうち約9割が肉類への申込みとなっています。これらの活動を含めた令和7年度の今年度の寄附額についてですが、当面の目標は昨年度を上回る3億円を見込んでおります。ただし熊本県内には令和5年度の集計ですが10億円を超える寄附を集めた自治体が7市町村あります。見習うべき点が多いと感じております。今年度の取組としては、特に人気の返礼品について重点的に品数を増やしていきたいと考えております。寄附を多く集めるための人気のポータルサイトの内容を充実して、一度申し込んでいただいた方にリピートをしていただいて申し込んでいただけるように取り組むこととしております。

以上です。

7番（松本明雄君） 7番です。

今説明を受けたとおりふるさと納税、地場産業を守る、それはもう当たり前のことです。です

がグレーゾーンのところもありますのでどことは言いませんが都城なんかは相当な金額です。22億円ぐらいあったと思います。それに高森町。この隣の町を言うと失礼なのですが去年だけでも12億円ちょっとあります。ですから何を売っているのか。今年からはまた非常に厳しくなっておりますので肉なんかではなくて今日用品が増えているみたいです。トイレトーパー、家で使えるものは何でも今は出ているみたいです。ですからうちみたいに特産品があれば特にどんどんPRしながらですね。南小国町の場合は特に楽天市場とかいろんなサイトがありますので、そういうところを活用しながらやっていますから12億円も売っていると思うのですが、今後南小国町も少しずつ厳しくなってくるとは思います。今年度から担当者が変わりましたので、減ることを言うと失礼なのですが減ってくると思われます。うちのほうは2億円、3億円、4億円、5億円と伸ばしていただければ助かります。前、確かアイスクリームがうちの場合は1位か2位ぐらいで売れていたと思うのですが、今、弘乳舎か何かが熊本県では多くなっておりますので、なかなかアイスクリームも売れない状況になっております。ですがやはり地場産業がありますのでそれに木工まで入れながら、もう少し数字を伸ばしていただきたいと。なぜそういうことを言うかという、ふるさと納税の寄附金額は大体2割ぐらい残ると思うのですが、それは何でも使われますので一般財源としてこれはひもがついておりませんので何でも使われます。小学生とか中学生とかそういう子どもたちに使うのが一番いいのではないかと僕のほうは思っております。今まで何に使われたかも総務課のほうから説明していただきたいと思います。

町長（渡邊誠次君） ネットワーク基金の使われ方というところでいきますと実はずっと3分の2ぐらい全て使われて、おっしゃられるとおり一般財源化していろんなところに使われるというところでございます。返礼品と関連の経費含めて5割は基本的には消化してしまうのですけれども、3割の返礼品も地元落ちるということでございますので非常にこれは小国町にとってもいい施策のうちの一つかなというふうに思います。その部分では後で何に使われたかはここに書いてありますので総務課長から説明をしていただきたいと思いますけれども、議員の皆様方に一つ私のほうからお願いをさせていただきたいのは、私いつもポケットの中にこれを持っております。これはふるさと納税の代表的なものが書かれた三つ折りの名刺サイズのものなのですけれども、いつもポケットに10枚程度入れておまして名刺を交換する際に「ふるさと納税いかがですか」というのも含めていろんな場所で。もちろん小国町内では使えませんけれどもいろんな地域に行き使わせていただいております。ちなみにバックの中にはこのぐらい入れておまして、いろんな地域で配っております。小国町のほうにふるさと納税をしていただく方の分母を増やすことが非常に大事でございますので、この名刺を持っていって議員の皆様もたくさんの人に出会えると思いますので是非とも小国町に寄附をいただければというところをお願いをしていただければなというふうに思っております。それからもう一つ、知り合いの方で小国から出られたよそで活躍をされている方々、そちらのほうにも是非ともこの御案内をしていただいて「小国町ふる

さとに寄附をしていただけませんか」と、税制の優遇措置も当然知っておられる方もたくさんおられると思いますけれども、是非ともその部分を紹介していただいて先ほど松本議員言われるように2億円が5億円になるように町としても頑張ってまいりますので、是非とも議員の皆様方にもよろしくお願い申し上げたいと思います。

以上です。

総務課長（松本徳幸君） ネットワーク事業基金の使い道ということで御質問いただきましたので答弁させていただきます。ネットワーク事業基金につきましては、令和7年度にも様々な事業に使わせていただいております。大きなものから言いますと産業課の観光協会の補助であったり教育委員会のICTの授業委託料とか様々な修繕費と先日補正予算で議決いただきました杖立温泉の環境整備補助金だとかそういうのに使わせていただいております。

以上です。

7番（松本明雄君） 7番です。

今、町長が出した名刺のほうは早くいただければあちこちで配りたいと思いますので、何枚でもポケットに入れておきますのでよろしくお願いします。それとこの前から熊本市内の夜の街をちょっと散策したところ「ジビエを食べたい」という女性の方も結構増えていますので、その辺のジビエももうちょっと食べられるところとか販売するところとか正確に分かれれば教えていただきたいと思います。それにこの前は商工会のほうで関西のほうに行ってきました。そして小国町の時松君が店を出しているところも数名ぐらい行ってジビエを食べて帰ってきたみたいです。関西のほうでもジビエを彼が進めてもらっておりますので、ありがたいことだと思っております。今、町長が言われたみたいに僕たちもいろんなところに行きいろんな名刺を出しますので、その名刺もうちの事務局長にやっていただければどんどん配っていききたいと思いますのでよろしくお願いします。今後、情報政策課としてふるさと納税をどのように伸ばしていくか、お考えがあればお聞きしたいと思います。

情報政策課長（田邊国昭君） 先ほど議員のほうからも詳しくふるさと納税の状況について説明していただきました。おっしゃるとおり返礼品についてもそしてポータルサイトについてもかなり強いジャンルというのが突出しております。日用品という返礼品が人気であるのはここ何年かの状況ですが、小国町の返礼品としてはちょっと厳しいです。小国町として扱えるものということではやはり肉類を重点的に。そしてポータルサイトの中でうちも楽天を使っているのですが、楽天の伸び率が一番大きいです。楽天ふるさと納税というサイトから、ふるさと納税を申し込んでいただけた件数、金額が今一番大きくなっております。このポータルサイトを十分に使える中間支援業者などを採用して、特にこのサイトの見た目などそして内容量などですけどそちら重点的に今年はそろえていきたいなということで準備して進めていっております。もちろん返礼品のメニューの増加については、日々いろんな方に声をかけております。ありがたいことに幾つもの

申込みをいただいておりますので、これからも返礼品の追加を次々に行っていきたいと考えております。

以上です。

7 番（松本明雄君） 情報政策課長の熱い思いを聞きましたので、今後の仕事はもうふるさと納税一本で。あと困ったことは全部審議員に任せてやっていただきたいと思います。決算のときに数字がどれだけ伸びているか期待したいと思いますのでよろしくお願いします。

それでは 2 番目の事業承継についてお尋ねします。僕も商工会のほうを預かっておりますのでこの事業承継については口が酸っぱくなるように県連のほうとも打合せしながら支援課をつくっていただいております。今マスコミでは特にこの事業承継について報道されます。いろんなところでそういう話があればテレビ局も熊日さんもすぐ話題として取上げていただいておりますが、昔、僕らが小さい頃は近所にもいろんな店がありました。アイスクリームを売っている店とかパン屋さんとか。牛乳処理場もまだこの役場の近所にあったので牛乳も買いに来ておりましたが、だんだん商売も形態が変わりまして大店法ができて、それによって面積が広い店も来れるようになったと。そういうことによっていろんな店がたたんでいっております。そこで商工会もいろんな支援やらを用意していろんな取組をしていますが、またこれも非常に難しいところです。オープンにしている会社もあるし「ここはちょっと待っていてください」という会社。そしてこれにも今さっき言ったように年数がかかります。1 年ぐらいで「はい、あげます」、「はい、お金払います」、そういうことはできませんので、町もよければ産業課の中に農業関係と商工関係が一緒になっておりますのでなかなか難しいとは思いますが、うちも予算をいただければ今後またこれにも力を入れていきたいと思っております。去年 1 年間で商工会員数が 10 社ほどやめました。パーマ屋さんから水道屋さんからいろんな会社がやめております。ですがこの事業承継には載っておりません。ですから後継ぎがない、事業承継もしないというかたちでやっておりますので今後、街なかの商店街、工業の方にはこういうことをもうちょっと PR しながら残していきたいと思っております。今非常にまた困っているのが小売りだけではなくて工業関係、大工さん、左官屋さん、鉄工所さん、皆さん高齢です。鉄工所さんは 70 歳以上の方がしていますので「今後、溶接はどこに持っていったらいいだろうか」とか、そういう質問もされますので、継承ができるのは継承していただきたいと思っております。この前から一つ話題になったのが南小国町のラーメン屋さんです。福一らめん屋さんが事業承継されました。された方は小国町から行ってされています。ですがラーメンではなくてそば屋さん系になっております。全然ラーメンがないわけではないのですが、やはりその辺の難しさもありますので、少しでも僕たちも残していく努力はしたいと思っております。新規の事業はこの前情報政策課のほうで国の予算をとってやると。新規を出すのも難しいのですが引き継ぐのも難しいところがあります。やはり昔ながらの味を残しながら一つでも残していきたいと思っております。この前焼肉屋さんが無くなったときに非常に皆さん悲し

んでいました。「彦しゃんが食べられない」と。特に柔道関係の方がしょっちゅう使っていたみたいなのですが、あそこの方にもこっちからアプローチして大分「事業承継していただけてませんか」という話はしたのですが、やはり高齢になって「よそに行きたい」とそういう話もありよそに行かれましたのでもうあの味は出せません。ですから、そういう店も残していかないと今観光客の方も非常に多く来ております。北里柴三郎で7万人から8万人来ていますので、その方々が非常に困っているのが昼食問題です。「どこも店がないから、どうしたらいいだろうか」とかそういう質問が非常に多い。ですからうちが北里柴三郎、鍋ヶ滝を一つの通過点にするのではなく、そこで泊まっていただいてまたゆうステーションでもお土産を買っていただくと。今ゆうステーションはお分かりのとおり黒字で移行していますが、これがまた赤字になると非常に大変な問題になりますので、そこ辺りも加味しながらやっていただきたいと思います。僕たちも努力はしますので今後町長がどのようにお考えなのかお聞かせ願いたいと思います。

町長（渡邊誠次君） 事業承継ということでございますので松本議員メリット、デメリットの部分も御存じだと思います。やはりこの地域で商いをされていたところがやめられるというところはもちろん残念なところでありますけれども、時代の流れも少々あるのかなあというふうに感じているところでございます。ただやっぱり昔は事業承継というかたちではなくて息子、娘が継ぐとか親戚が継ぐとかいうかたちでございましたけれども、それがなかなか継ぐことも難しくなっている世の中になってきたのかなというふうに思っております。ただ1点、先ほど北里博士のところは7、8万人、鍋ヶ滝が17、18万人来られているという統計が出ているということでございましたけれども、その前は実は来られてない状況でございましたけれども、やはり需要と供給のバランスといいますか鍋ヶ滝に人が大勢来るようになればそこで商売も成り立つのかもしれないし、北里方面にかなりの方たちが来られたときには多分商売が成り立つようになってまいります。その数字を聞きつけてまた新しい企業、事業所が増えるかもしれませんし田舎のほうではなかなか事業を立ち上げるのは難しいとは思いますが、この前もその近くでやめたと思われたところが新しく事業承継というかたちではないのかもしれませんが共同経営というようなかたちで新しく店名が変わりまして店が経営されている飲食店もあります。そのようなかたちで小国町の持っているポテンシャルはほかの議員の方々も一般質問いただきましたけれども、ポテンシャルはすごく私もあるというふうに思っております。このような観光客の方々がかなりたくさん来られている推移の中でまた事業所の方たちとお話しさせていただいて、新しく昨日情報政策課のほうでお話があったパン屋さんのお話であったり、いろいろなお話が出るようにもっともって町のほうも支援していくようなかたちがあれば一番いいと思われまので、減らさない努力それから増やす努力、両方ともをさせていただきたいなというふうに思います。また今若手の方で小国町外に出られている方々が早めに小国町に帰ってきて商売をできるような、そんな状況辺りも含めてこの地域の盛り上げをつくっていただければ多分一番いいと思いますけれども、小

国町単体だけでは多分難しいと思うので私はいつも考えているのはこの地域、小国町、南小国町、北阿蘇ぐらいを中心として阿蘇と手を組みながら、また日田のほうだったり九重、玖珠のほうだったりというところ。観光というのは少なくとも三角形といいますか同じルートを行ったり帰ったりするルートでは観光客の方たちは基本的には満足しなくて、三角形みたいなかたちで少し幅を持たせたようなルートをとって観光される方たちが多く見られるというふうに思いますので、その部分では面的な連携もさせていただくことが重要なというふうに思っております。もちろん地域のブラッシュアップも必要だというふうに思いますので、その部分ではまた様々な御意見をいただきたいと思いますけれども、町としては事業承継、守ることもつなげていくことも、新しく事業を立ち上げていきやすい状況をつくっていくことも頑張らせていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

7 番（松本明雄君） 町長の話聞いて同僚議員も午前中言っていましたが、やはり商売人が貼つくような町にしないとやはり金が動かないことには誰も残ってくれませんので、そういう町を目指していただきたいと思います。産業課のほうも町長に先に質問したのでなかなか発言しにくいと思いますが、発言があればよろしくお願いします。

産業課長（穴井 徹君） 確かに町長に今十分説明していただいておりますし質問者であります松本議員も詳しく説明していただいておりますので、産業課としてはこれから事務的なサポートとしてこれまでより一層、商工会、農業関係としては J A 阿蘇等々の関係団体と連携、協力を密にして情報共有等を行いながら活動していきたいと思っております。

以上です。

7 番（松本明雄君） 町長もうちの総会に来ていただいております。非常に力強いお言葉をいただきましたので今後その言葉を僕は忘れませんので、いろんな予算を付けていただきたいと思います。商工会も本当少ない人数で頑張っております。今、局長も役場 O B の方が来て 3 人いろんな話をしながら「どうしたら町の商店街、商業、工業、残っていけるか」とそういう話をずっとしておりますので、今後、産業課長、町長と含めながら一緒にまた今さっき言った名刺もどんどんどんどん持って行って配ってやっていきたいと思っておりますので、今後町がそういうふうに発展していくことを僕たちも願っておりますので、いかに人口が減らずに若者が残る町をつくっていききたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

これで一般質問を終わります。

議長（熊谷博行君） ここで暫時休憩いたします。次の会議は 1 5 時 3 5 分から行います。

（午後 3 時 2 4 分）

議長（熊谷博行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3 時 3 3 分）

議長（熊谷博行君） 4 番、児玉智博議員、御登壇願います。

4 番（児玉智博君） まず 1 2 月議会と 3 月議会に引き続き地熱発電開発について聞きます。1 2 月議会での私の質問やそれを伝える日本共産党小国支部発行の小国民報の記事を指して、前回 3 月議会に同僚議員が御自身の質問の中で「〇〇民法」というふうにおっしゃいましたけれども、「町、開発業者、地熱審議会の在り方をおとしめられた」と述べられ、また 5 月発行のおぐに議会だよりも同様の記載をされております。議会での議員の発言というのは最大限自由なものが保障されるべきですからこれに対して私がどうこう言うつもりはありませんが、ただはっきりさせておきたいのは開発に対する不安を抱える町民がいるのは揺るぎのない事実であるということです。だからこそ 4 0 0 数十人の署名が集まって議会請願も出てきたし特別委員会もできたのです。この事実を見て見ぬふりするようなことがあってはならないと思います。その上で私が申し上げているのは「こうした町民の不安を取り除くための仕組み、制度にしていきましょう」ということなのです。ですから今日もこれから質問していきますけれども、確かにその中で現状を批判することもあるかと思います。でも決して質問相手である執行部におかれましてはそれをおとしめられているなんて受け取ってほしくないと思います。そういうふうに取り取ってへそを曲げてしまったらそれまでで何の発展もありませんのでどうか叱咤激励と受け取っていただき、開発も地域の暮らしも持続可能なものとするために御一緒に考えていっていただきたいということを申し上げまして質問に入ります。現在稼働中のフラッシュ式地熱発電所は稼働を始めた順に、わいた地熱発電所、出力 2 千キロワット級と小国町おこしエネルギー地熱発電所で出力 5 千キロワット級の 2 基ありますが、今後これらの第 2 発電所のほかまた 3 事業者の開発計画もあるかと思います。まず現在稼働中の発電所で 1 日にどれだけの地熱流体がくみ上げられ還元されているか町は把握していますか。またこの量が将来的にどれくらい増えていくのか予測は立っているでしょうか。

情報政策課長（田邊国昭君） お答えします。

現在小国町では地熱資源を活用した発電を行っている事業者が議員のおっしゃるとおり 2 社ございまして、2 千キロと 5 千キロの発電所が稼働しています。そしてこれらの発電所では流体をくみ上げるというよりは地下から噴出する高温の蒸気を利用することで発電を行っています。蒸気とともに噴出する熱水は地下資源の持続的な利用のために地下に還元することとされています。発電に利用した蒸気も温度が低下し液体に戻りますので、それも合わせて地下に還元するようになっています。議員お尋ねの日々どれぐらいの量を還元しているのかということに関しまして、事業計画の段階では水量の計画は提出していただいておりますが実際の還元量について町で詳細な数字は把握しておりません。それぞれの発電所では毎時 1 0 0 トンから 2 0 0 トンの熱水を還元しているとされています。そして、くみ上げられて還元する量は将来的にどれだけ増えていくことが予想されるかということですが、現在発電を行っている 2 社がそれぞれ次の発電所建設に

向けて生産井及び還元井の掘削そして発電所の建設を進めます。そのほかに発電した電気を自家消費するためのデータセンターの建設を進めている事業者もあります。ほかの事業者も発電所建設に向けて掘られた井戸が数多くあります。現在のところ発電所が稼働しております2社以外には井戸や蒸気や熱水の噴出を行っておりません。今後のくみ上げ量と還元の量の増加につきましては現時点では不明ですが、更なる開発による事業計画の提出があればこれまでと同様に町から地熱資源活用審議会に諮問して有識者の方々からの意見を踏まえた答申を受けて、町として事業計画に同意するかどうかを判断していくことになります。そのほか還元するこの熱水の量についてですが、掘られた井戸の性能によっても大きく左右されることになると思います。蒸気の量が多くて熱水が少ない井戸が発電にはふさわしいと思われ、還元する熱水量が少なくて済むという場合もありますが井戸によってはその逆もあるかと思っています。いずれにしても持続可能な資源量を把握しながら事業を進める必要があると考えられます。

以上です。

4 番（児玉智博君） 5月22日に開かれました小国町おこしエネルギーの還元井掘削計画に係る住民説明会で私が質問しましたところ、計画の井戸に還元する地熱流体の量は1時間当たり100トンということでありましたので大体今の課長の答弁とかみ合うかと思っています。つまり1日24時間ですから約2千400トンということになるかと思っています。一般的に地熱の熱水には有害物質が含まれる場合があると言われていています。環境省のホームページには「砒素等の有害物質が含まれている場合があり、砒素及びその化合物の濃度が、水質汚濁防止法上の排水基準値を超える例も確認されている。」となっています。また地熱学会のホームページにも「熱水や蒸気などの地熱流体は一般に、二酸化炭素、硫化水素、アンモニア、メタン等のガス成分を含み、また、温度によって溶解度が増すような化学成分を含んでいます。例えば、塩化ナトリウム、ホウ素、砒素、水銀等は、それが環境に放出された場合、公害の原因となります。」と書かれています。小国町で日々くみ上げ還元されている地熱にヒ素や水銀及びこれらの化合物が含まれているとしたら対策が必要だと思いますが、まず町は小国町の発電に利用されている地熱に含まれる物質、成分とその濃度を把握されていますか。

情報政策課長（田邊国昭君） 地熱流体に含まれる成分、濃度についてなのですが、これらの情報につきましては発電事業者の成分分析というのが行われているとは聞いておりますが、それを町に報告を行うという義務を設けてはおりません。もし何か問題があったとき、必要な場合、事業者から情報提供していただくかたちになるかと思っています。

以上です。

4 番（児玉智博君） 「聞けば分かることだ」というふうにおっしゃられているというふう思うのです。「何かあれば」と。聞けば分かることを町がそもそも把握しようとししないのが大丈夫なのかとかなり心配になってしまいます。住民説明会で小国町おこしエネルギーに同様の質問をし

たところ、その場では回答いただけなかったのですが、後日回答いただきました。それによりまずと3か月に1度成分分析を行っている。経済産業省に報告をしている。町にはしなくても経済産業省に3か月に一度報告しているということです。「では経済産業省は何を見ているのですかね」と聞いたら「それは分からないけど、報告するようになっているからしています」ということで言われました。経済産業省ですから環境の部分ではどうしてもやっぱり環境省になりますので、そういう公害の心配は多分経済産業省はしていないのではないかなと思いますが、ちょっと話を進めてまいります。配付資料を御覧ください。今回独自に入手をいたしました稼働中の発電所の地熱流体と山川温泉の、ある二つの旅館の成分試験結果書より非解離成分を抜き出して比較した一覧になります。非解離成分は三つありましてメタけい酸とメタほう酸、メタ亜ひ酸の3種類であります。それぞれの含有量が並んでいまして一番右がこれら三つの合計の数になります。各施設の名前はアルファベットで伏せてありますけれども、発電所の地熱流体が温泉よりも倍かそれ以上の濃度であることが分かります。特にメタ亜ひ酸に注目いただきたいのですが、まずメタ亜ひ酸の化学式は HAsO_2 です。ヒ素化合物ということになります。ヒ素というのは実は生物にとってなくてはならない必須元素の一つだと考えられている一方で単体ヒ素及びほとんどのヒ素化合物は人体に対して非常に有害であるとされています。特に化合物は毒性の強いものが多いということで先ほどこちょっと触れました水質汚濁防止法の環境基準及び排出基準は、一つが水質汚濁に係る環境基準は1リットル当たり0.01ミリグラム以下、また二つ目に地下水の水質汚濁に係る環境基準は1リットル当たり0.01ミリグラム以下、三つ目に排水基準は1リットル当たり0.1ミリグラム以下となっています。表を見ていただきますと分かりますように旅館aと旅館bの温泉のメタ亜ひ酸がお湯1キロ当たりいずれも0.1ミリグラム未満なのに対し、発電所Aは1キログラム中3.8ミリグラム、発電所Bは2.3ミリグラムと環境基準及び排出基準を大きく上回っております。だからこそ地熱流体は地下への全量還元が義務づけられているのだと思います。その上で私が今回問題提起したいのは地熱流体が還元される過程において、土壌や地下水のヒ素汚染の心配はないのかということでもあります。還元井といいますと直径数十センチの穴です。深さが1千メートル前後になるかと思いますが。浅いのもあればそれ以上のものも。場所によって違うかと思いますが1千メートル前後の還元井に地熱流体を還元する際には相当の圧力がかかるかと思います。先月の小国町おこしエネルギーの住民説明会で質問しましたところ、同社が現在使用する還元井は吸い込みは非常にスムーズだということですが、それでも還元での圧力は2メガパスカルということでした。メガパスカルと言うと標高0メートルのところの気圧が0.1メガパスカルということですのでその20倍ということになります。約0.1メガパスカルです。厳密に言えば1013.25ヘクトパスカルということです。その20倍。ということは水深200メートルに相当する圧力だということでもあります。よく分からないかもしれませんが言葉で言っても。吸い込みが比較的スムーズでも2メガパスカルということはスムー

ズではない井戸ではその圧力ももっと高くなると思いますし、圧力が上がるほど還元時に振動なども発生すると思うのです。その振動も多くなります。ところがその還元井の中で多くの場合セメンチングされる部分は大体200メートルから300メートルほどの深さまでだというふうに聞いています。そこから下は素の土壌と。つまり土や岩ということになるかと思います。ヒ素などが土壌に蓄えられたり染み出して地下水に流入したりして汚染される可能性について、町はどのように考えていらっしゃいますか。

情報政策課長（田邊国昭君） 地熱流体、還元井ということで地下に戻されるということで、その現場を私はまだ見たことはありませんが、技術的にいつも図面などで説明を受けております。その途中で有害物質が染み出すのではないかという心配についてだったと思いますが、全量還元を行ってある程度以上の深さである。その地点での還元のポイントは地下の断層を狙って還元井が掘られていると思いますので、その部分への吸い込みを狙って井戸が掘られておりますのでその途中途中で成分が染み出していく。それが地表に現れるというようなことを今まで想定したことはありません。そういったことが技術的に起きるのかどうかということで今まではそういう心配をしたことはありません。

4番（児玉智博君） 地熱流体の成分分析と一番最初に課長が答弁をされた「大体100トンから200トンだというふうに聞いている」ということから推計すると町内では現在でも日々この二つの地熱発電所に含まれているとされている成分分析の平均値をとると大体地熱流体1キログラム当たり3.8と2.3ですから平均が大体3ミリグラムです。それと100トンから200トンという部分から推計できるものが現在でも毎日10キログラム前後のヒ素が地上と地下を人為的に循環していることになると思うのです。これ年間にとすると3トンを超えます。そういう中で私たち住民の飲み水を考えてみたいと思うのです。配付資料2枚目を御覧ください。現在使用中の還元井と町水道の水源地との位置関係です。各担当課に聞き取り作成をいたしました。これ2万5千分の1で私データを作ったのですが事務局が出してくれたのが半分の大きさですのでこれ5万分の1の縮図ということになりますが、赤い丸が還元井がある場所、青が町水道の水源地です。北のほうから高早水水源、山川水源それからその下が名原の水源地そして一番南側が江古尾の水源地ということになります。これはあくまで町水道だけであります。このほかにも例えば寺尾野から大鶴までは地域の皆さんが独自に配水。町は関係ないから町の職員に聞いたら「水源地は分かりませんが寺尾野から大鶴までは自分たちでやられています」と。それと南平から小原田までです。これも地域の皆さんが独自に、どういうふうな方法か分かりませんが水源を引いてらっしゃるということです。そのほかにも例えば流の上のほうに別荘地などがありますが、そこに住まわれている方にお尋ねしたところ最低でも3か所の生活用水、飲み水に使っている井戸があったり、あるいはその湧き水を飲み水に利用されている人もいるということなのです。最も近い高早水水源と還元井からの距離は両方大体同じぐらいですけれども300メートル前後。山川水源が町お

こしエネルギーと近くなりますので1千800メートルほどかと思います。これら今申しました独自にやられている分も含めると5キロ圏内に全部あるわけです。そこでまず建設課に確認しておきたいのですが上水道におけるヒ素の基準値はどうなっていますか。万が一、上回った場合の対応はどうなるかも併せて御教示いただきたいと思います。

建設課長（谷口正浩君） お答えいたします。

ヒ素につきましては基準値は1リッター当たり0.01ミリグラム以下でございます。上水道の水質検査をやっておりますが年1回9月に検査をしているところでございます。ヒ素の場合はおおむね3か月に1回以上検査をしなければならないということになっておりますが、過去3年間に検査の結果が5分の1であればおおむね1年に1回以上でできるというような規定がありますので、それに基づいて小国町の水道については実施しているところでございます。水質の結果につきましては、0.01ミリグラム未満ということで基準値を超過はしてございません。もし仮に超過をした場合の対応なのですが、ヒ素が超過した場合は飲料目的以外で利用可能ということでございますので、飲料水で使用する場合は応急的に給水を行うというような計画でございます。

以上です。

4番（児玉智博君） やはり水というのはそのまま飲む人もいるだろうし料理なんか御飯を炊いたりとかもしますので「洗濯には使っていいけど、口にはしないくださいね」と言われてもちょっと困るから、どうしても給水車をどこから借りてくるなりして「下回るまでは飲まないでください」という対応になると思うのです。そうした場合、町水道であれば町の事業会計の中でそういう対応が可能かと思います。ところがその町水道に加盟していない別荘地の人たちあるいは寺尾野とか南平、小原田、上田の人たちの対応はどうするのかということで「一般会計で対応しましょう」ということがスムーズに決定できればいいのですが、そもそもがどういう検査が行われているかも定かではありませんのでちょっと不安になるわけです。本当に今まで余りそういう検討もされてないようですけど、本当にそれでいいのかということが私問われていると思うわけです。ヒ素というのは飲み水だけの問題ではありません。2018年宮崎県の新燃岳や硫黄山が噴火した際には川内川支流の長江川流域がヒ素に汚染されたことで、宮崎、鹿児島県の2市1町の最大1千400戸の農家が稲作を断念する事態になるなど農業にも過去大きな被害が発生しています。地下水の問題で熊本県では現在、大手半導体企業の進出稼働により熊本平野で有機フッ素化合物による汚染の懸念が大問題になっています。ここで言われていることは予防原則に立って汚染が起こる前に有機フッ素化合物の使用を規制すべきだということです。地下水保全法の県条例を改正してほしいという住民運動が広がっています。私はこの地熱のヒ素の問題も予防原則に立つことが極めて重要だと思います。ただ地熱発電で地熱の使用を規制してしまえば事業そのものが成り立たなくなりますので、それは無理です。ですから予防原則に立った対応というの

は、地熱及びその流体を脱ヒ素装置フィルターを通すことで汚染を防止することだと思います。脱ヒ素装置の使用を義務づけるべきだと思いますが、その検討をなさるおつもりはないでしょうか。

情報政策課長（田邊国昭君） 議員から質問があったその前の水質検査のところからお答えします。

以前から何度かお話ししました小国町地熱資源活用協議会、地熱の事業者に町も加盟しております協議会でのモニタリングを行っております。モニタリング箇所は8か所ありまして、そのうちの1か所が先ほど議員おっしゃいました流地区の上にあります別荘が何件かあるところのうちの1件で井戸水の採水をさせていただいて水質検査を行っております。こちらは検査結果を町のほうにも提出していただいております。その中にヒ素及びその他の化合物についての検査も行っております。検査の結果は0.001ミリグラム未満ということになっておりまして、適合しているということで報告をいただいております。検査の項目は12項目ということで分析結果を行っていただいております。そしてその後に御質問いただいた有害物質を除去するというフィルターということで、そういうものが可能かどうかを私も調べてみましたが、そういったフィルターがあることは分かっております。存在してはおりますが設備の費用としては数千万円から数億円。そしてその発電で使用した熱水が非常に高温ということから装置のメンテナンスには高額な費用がかかるというところまでは分かっておりますが、それを設置することを義務づけるというところまでは現在難しく、今までのように全量還元していただく方向で地熱の事業を進めてもらいたいと思っております。

4番（児玉智博君） 小国町では発電を開始した事業者から発電所の出力に応じた額の寄附を毎年受けています。いわゆる地熱の恵み基金に積立てられています。現在2社からそれぞれ1千万円と400万円を毎年受入れていると思います。寄附金の当初の使途の中には何か地熱事業に起因すると思慮される事象が発生した場合の調査費用というものがあったわけですが、「それは町、事業者から組織する地熱事業協会の積立金で対応するため地熱の恵み基金はそのことには使用しないことになった」と議会答弁がありました。議会答弁では使途を限定する決め事はなく、基本何にでも使えるということでしたね。それで考えてみてこんな制度はほかにないわけです。例えば同じ地熱由来の温泉を利用されている温泉旅館や日帰り温泉、入浴者数に応じた寄附金を町は事業者求めてなんていません。そんなことをしようとすれば相当な反発があるでしょう。また町の指名業者に請負や委託額に応じた寄附金を要求すれば、これは違法になる可能性すらあると思います。しかし事地熱発電業者に限って寄附金の金額を定めて発電のワット数に応じて割り当てているわけです。そういう寄附を求めているわけです。私はこれはやめるべきだと思います。その上でその分のお金でフィルターが高過ぎるという話がありましたけれども、それ以外にも何か方法があるかもしれないではないですか。やっぱりそういう対応をしっかりとさせていただくと。言わば企業の社会的責任を果たしていただき持続可能な事業と地域の暮らしを守っていくことが

必要だとは思われませんか。

情報政策課長（田邊国昭君） 地熱の恵み基金についてですが、小国町の発展のためには欠かせない貴重な財源ということで認識しております。現時点では用途を決定しておりませんが、地域振興のために活用させていただくために基金への積立てを継続していきたいと考えております。

「町に発電所があってよかった」と実感できるような用途を考えていきたいと思っております。この寄附を中止することについて各事業者から特段の申出というのは今のところありません、この基金の設置に賛同していただいていると思っております。特にこの地熱の資源というのは全国いろんなところにあるわけではなく、この資源を活用して発電そして売電を行うという事業を行っております。それで得る金額も大きいと思います。その一部が町で活用できたということで、この基金を続けていきたいと考えております。

4 番（児玉智博君） 地域振興と言われました。それは地域振興に役立てるというのは分からないではないですけど、地域貢献とも言われます。地域貢献とか地域振興よりもまずは企業としての社会的責任。事業によって悪い影響を出さないようにするという。あるいは雇用を守るとかそういう社会的責任を果たしてもらうのがまず第一だというふうに思うのです。5千キロワットの発電をされているというところは1千万円ですか。1千万円といえば2人ぐらい雇用できるのではないですか。あるいは年2回ボーナスなんかも上乘せできる。働いている人たちに還元ができるのだけれども、だけれども町が要求するからそれができないことだってあると思います。私はこれは何かあったときの調査費用として積み立てるというから、それは理屈が通る話だからそれは良いと思っていました。だけどそれに使わなくて何にでも使うわけでしょう。これ言わば見方によって町が事業者にたかっているのではないかなというような気もするわけです。これが本当に健全かということを私は問いたいと思います。県にも今度この地熱の恵み基金みたいな基金ができるのです。それはいわゆる地下水を使う半導体企業やあるいはその考えに賛同する県民とか企業から寄附金を集めて何に使うかと。水源涵養のために木を植えたりとかそういう目的で使うわけです。この目的がはっきりしなくなってしまった地熱の恵み基金というのはやめて、「環境に影響を出さないような設備投資であつたりとか、あるいは働く人たちの賃上げそういうことに使ってくださいね」というのを町から言わないと。事業者にしてみれば開発に同意してもらわないと事業が進まないわけではないですか。事業者のほうから「もういいですよ、払わなくて」というのはなかなか言いにくいのではないかと思います。それはやっぱり町からそういう提案をしていって話すべきだということを私は強調しておきたいと思います。

この項目で最後に地熱審議会の委員の選任について2問ほど行います。かつて審議会には山川温泉の泉源所有者も委員に選ばれていましたが、今はわいた温泉組合の代表者と杖立観光協会の代表者2名となっています。山川温泉にも10か所程度の泉源があると聞いておりまして同温泉組合からも町に問合せがあっていると思いますが、なぜ選ばれなくなったのですか。

情報政策課長（田邊国昭君） 地熱資源活用審議会の委員についてお伝えします。審議会の規則によりまして、委員は20名以内とされており学識経験者、町議会議員、地域住民の代表、温泉所有者の代表などで委員会を組織して任期4年として委嘱しています。この委員会が発足した平成27年度から平成30年度までは、地区の代表として大字協議会長のほかに開発地域の代表ということで岳湯組、中尾組、塩井川組、山川組の組長さんにも委員として参加していただいております。平成31年、令和元年度からは地区の代表として三つの大字協議会、北里、西里、上田の会長さんに御参加いただくことにさせていただいております。組単位での意見は事業者が行う説明会で対応していただいて、地元の合意形成を図るというかたちで、それぞれの組長さんのほうにはお話をさせていただくようお願いしているところです。

以上です。

4番（児玉智博君） だから岳湯組、中尾組、塩井川組、山川組の組長さんとしてたまたま山川温泉の泉源所有者の方が代表者になっていたけれども、それはもう大字協議会ということで集約というかされたのでという答弁だったかと思います。ところが岳湯組の組長さんも入っていたのですけど、だけれども一方では泉源所有者代表としてわいた温泉組合の人も出てきているわけでしょう。ところがもう一方の山川温泉組合の泉源所有者の代表が入っていないというのは今の答弁では答えていないと思います。まずそれをきちんと説明してください。

情報政策課長（田邊国昭君） その当時といいますか地熱審議会の委員を選任して現在令和に入っておりますが、そのときから山川の温泉組合として組織になったかと思いますが、その代表というかたちではまだわいた温泉組合の中にあつたときに委員を選任したのでまだ山川温泉の代表として委員としては選任ということで考えてはなかったのだと思います。今後どうしていくかについては、町で検討する必要があるところかと思います。

4番（児玉智博君） 泉源所有者代表として委員に選任されているわいた温泉組合の方は、地熱事業者である合同会社わいた会の社員の方だと思います。現在は分かりませんがインターネットで見えますと2017年時点では事業者の分科会委員長という立場にも立たれていたそうであります。わいた会の事業計画を審議する会議に委員として出席することになれば、利害関係人がその事業計画をチェックし同意するかどうかの決にも参加することになります。これは審議会の公平性に関わると思いますが、当然除斥の対応をされているのですか。

情報政策課長（田邊国昭君） 審議会の中ではわいた温泉組合の代表の方は審議会に在席のままで審議を行っていただいております。

4番（児玉智博君） それがおかしい対応だと思いませんか。この町議会も利害関係人がいる場合は例えば具体的事例を出しますと木魂館の使用料を改定する条例改正案が出たときは、その指定管理者の従業者である副議長は除斥の対象になったかと思います。また、ゆけむり茶屋の料金改定の際にもわいた温泉組合の構成員である同僚議員は除斥の対象になりました。これは当たり前

の話なのです。それがなされていないというのは非常に公平性がどうなのかと。私は本当に批判的に意見を言わざるを得ません。ですからやはり審議会の委員の選任にもまだまだ問題ありだと思います。率直に言って偏っていると、そういう部分があると言わざるを得ません。泉源所有者で、はげの湯、岳湯の温泉地域から選任するのであれば、合同会社わいた会の社員以外の泉源所有者も何名かいるわけですから、そういう人たちから選ぶべきだし、山川温泉地域ははなから除外するようなことがあってはならないということを指摘しまして、この二つの部分、是非御検討いただきたいということを改めて申し上げたいと思いますが、いかがでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 様々な御意見ありがとうございます。審議会の中では野田先生に審議会の委員長をしてもらっております。その中で児玉委員がおっしゃるようなところはあるかもしれませんが、科学的な根拠の中でデータをたくさん出されるわけですから、その審議会の中で話をもむときに例えば、先ほど言われたわいた会の方がおられたら「データを出しにくいので、除斥をしていただけませんか」みたいな話になったときには野田先生が考えられて、その対処をされるというふうに思います。ただ審議会の中ではそういう取決めは今のところなされていないわけですから、その部分では現行のままでいいのかなと。議会の場合は議会のルールにのっとって皆さんなされているわけですので、私は審議会の中でそういうお話があったときには除斥の対象になるのかどうか分かりませんがそういった対処を先生のほうに一旦情報政策課のほうからお伝えをして、こういったことが必要であるかどうかを検討していただくというようなお話でよろしいかというふうに思います。

以上です。

4 番（児玉智博君） 私はそもそも選任の在り方について言っているわけです。選任権者は町長でしょう。野田会長ではないではないですか。野田会長のせいにしたら駄目ですよ。委員を選任する権限のある町の責任としてやらないといけませんよ。議事運営以前の問題ですから。私は会長がどうこう言う以前の問題なのだから、委員の選任において誰が見ても文句がつけられない人選を行わなければ、多くの町民の中の既に出されているような不安というのは払拭できないのではないかとということを申し上げまして次の質問に。答弁ありますか。

町長（渡邊誠次君） あくまでも審議会でございます。その審議会の答申で私が同意を出すか出さないかという判断をさせていただいているようなところでございますので、会長さんに一任するのは当然のことといたしまして科学的、技術的な根拠におきまして私は到底及ぶことではございません。児玉議員がお調べをしていただきました還元の地熱流体と温泉の非解離成分の比較ということで、この部分もヒ素の部分をお書きいただいたと思いますけれどもこのメタけい酸に至っては美肌成分です。メタほう酸に限っては殺菌とか抗菌作用がある成分で温泉の成分としては良いほうで、もちろん成分ですのであんまり行き過ぎると悪くなるかもしれませんが通常ではたくさんあったほうが良いと言われているような成分でもございます。その部分では成分の分

析というのはなかなかその場所によって杖立温泉でもわいた温泉でも同じ杖立温泉の中の旅館同士でも全然成分が違いますので、その部分では一概にはあんまり言われないうかなというふうにも思っておりますので、その部分は申し伝えさせていただくと。先ほど言いました審議会の部分に関しましては現状で推移させていただいて、そのような中から同意を私のほうが出すか出さないか判断をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

4 番（児玉智博君） メタけい酸とかそっちの話はしてなくて僕はメタ重ひ酸の話しかしてないわけです。美肌効果とかそんなふうに言うけど温泉のものであれば当然入れるわけですけど、地熱発電に使ったものを温泉なんかに使ったら水質汚濁防止法で一発アウトですよ。そういう関係のないところで答弁されてもちょっと混乱するだけなのでおやめいただきたいと思います。

次の質問に移ります。定住対策で特に住まいの問題において質問をさせていただきたいと思います。少子化、人口減少の対策において住まいの問題は重要であります。まず町営住宅ごとの戸数の将来予測と今後新設の予定で特に子育て世帯向けであったり高齢者世帯向けに特化した住宅を整備する考えはないかお尋ねします。

建設課長（谷口正浩君） 町営住宅ごとの戸数と将来予測についてという御質問でございます。町営住宅ごとの計画は現在ありません。ただ町営住宅のストック数の推計については公営住宅等長寿命化計画策定指針というものがございまして、そちらの推計プログラムに沿って推計値を算出しております。小国町におきましては2045年で136世帯が必要な戸数というふうな結果となっております。現在管理戸数としましては345戸ございまして、ストック数としては十分満足している状況でございます。

以上です。

4 番（児玉智博君） 具体的な場所までは申し上げませんが、現在本当に物価高騰の中ではありますが、今も町内でも新築住宅の着工というのは各地域でコンスタントにあると思います。先ほど同僚議員の質問に「小国に移住したいと希望される方が増えている気がする」というふうに町長答弁されていましたが、それだけではなくてこれまでも小国町民の方が家を建てたいが町内に場所を探しきれないから南小国町とか町外にという事例も聞き及んでおります。そういう中で同僚議員から複数質問が出てきていますけれども、住宅用地も含んで町が活用しきれない管理も不十分な普通財産である土地を民間の人が家を建てたいとか望まれる方に住宅用地として活用して住んでもらうことは、町にとってもそれを買受けた住民にとっても双方にとって利益だというふうに思うわけです。そこでまず町の普通財産の現在の状況と将来的な推移をどのように予測しているのかお示してください。

総務課長（松本徳幸君） 普通財産の現状と将来予測についてということで答弁させていただきます。現在普通財産におきましては、地目ごとに申し上げます。まず山林ですけども合計68筆

の516.43ヘクタール。面積が大きいのでヘクタールで申し上げさせていただきます。この中には南小国町の1筆の0.19ヘクタールと水上村の2筆44.29ヘクタール、玖珠町の2筆の62.81ヘクタールが含まれてございます。次に宅地につきましては、平方メートルで述べさせていただきます。こちらは大字ごとで言わせていただきます。宮原が24筆の2万5千866平方メートル、上田が17筆の9千619平方メートル、北里が17筆、1万1千444平方メートル、西里が19筆、8千911平方メートル、下城が13筆、1万1千884平方メートル、黒渕が36筆、1万4千735平方メートル、合計が126筆の8万2千459平方メートルとなっております。続いて、雑種地でございますけれども、こちらも大字ごとに出ておりますので述べさせていただきます。宮原、39筆の2万7千19平方メートル、上田、1筆の664平方メートル、北里、6筆の3千135平方メートル、西里、3筆、2千925平方メートル、下城、31筆、1万4千170平方メートル、黒渕、10筆の7千89平方メートルの計90筆、5万5千2平方メートルとなっております。このほかに原野が60筆、52万3千871平方メートル、その他の土地として33筆の6万1千746平方メートル。普通財産の合計としましては377筆の588万7千378平方メートルとなっております。それから普通財産の予測ということでございますけれども、現在山林等につきましては増える見込みはございませんけれども、先ほどありました住宅を取り壊して普通財産になりましたら逆に普通財産のほうが多くなることも考えられると思っております。

以上です。

4番（児玉智博君） 具体的な場所を示して聞いていくのですが、例えばまだこの普通財産の中には入っていない町営住宅敷地となっている桜ヶ丘住宅です。上っていくと大分真ん中の道から東側西側広いのですが2筆だけですよね。613と630かな。解体されてばらす時期になっているところもあれば、北西のほうは藪になっていてイノシシの巣になっているのではないかなというような状況です。とても普通の格好では入っていけないような状況になっていますし、空いたまま解体されてないものもあります。また帯田住宅です。長屋のみの住宅ですが全て撤去した棟は解体も始まっているのです。ほかにも同僚議員の質問でも出た雲雀ヶ丘とか殿町住宅、福坂住宅、北里の岩爪住宅などもありますけれども、空いたところから崩していつてある程度の広さがまとまったらそこを部分的に分筆して住宅用地として売却すべきではないかというふうに思います。なかなか桜ヶ丘なんかの藪になっているところを分筆しても多分駄目だと思うのですが、例えば帯田住宅なんか1棟崩した部分もありますけど相当な広さですよ。もう2筆に分けて2人の世帯にすれば相当ゆとりのある広さだし多少狭くてもいいなら3軒分ぐらい建つと思うのです。これはそんなお金をかける必要はないです。分筆を司法書士に頼んでも100万円掛からない。もう数十万円のできる話です。要はやる気があるかどうかの話になってくるかと

思うのですが、できるところから売れそうなところから売っていくべきだと思うのです。入札してもらって最低制限価格も設けてそれ以上で「一番高い人に売却しますよ」というふうにすれば、ある程度お金も入ってくるし何よりそこを住宅にしてもらえば固定資産税の一般財源の増加にもつながるのではないですか。やはり我が家のこととして考えるとただ寝かしてたまに草を切らないといけないからといって人件費使って草を切るだけよりも、売って家にすれば住んでいる人が管理してもらいます。管理の手も取らなくなるし逆に売ったときはお金が入ってくる。固定資産税も入ってくる。どう考えても売却したほうがいいに決まっていると思うのですけれども。本当に悠長なこと言っていないで売れるところから売っていくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 児玉議員だけではなくて今までのほかの議員の方にも答弁させていただきすけれども、なかなか事由を見極めるのが難しいという答弁をさせていただきます。児玉議員そうおっしゃいますけれども「今、売らないほうがよかったな」と後に思われるよりも少し用心をしたほうが今の時代はいいのかなというふうに思っております。分筆したら高いものも安くなる可能性もありますので、その部分では皆さん方それぞれ10名おられますけれども10名の議員さんでも意見は分かれるところかなあというふうに思います。ただ1点、解体はできるだけ私も早くしたほうがいいと思いますけれども解体するのにも社交金を使わせていただいて解体するなり、もちろん順序がございますのでその部分では時間がかかるところとかからないところと優先順位があったりというのはあります。それから解体はやらなければいけないのですけれども解体した後その地域がレッドゾーンであるかイエローゾーンであるかといったところも含めて売ったらいけない場所もありますので、その部分は町としても把握をさせていただいておりますのでその部分ではしっかり考えさせていただきたいなというふうに思います。桜ヶ丘のお話をされますけれども桜ヶ丘も急傾斜ではないですけどそういったところに建っている部分もあるものですから、その部分ではきちっと整備をしたり今退去されている方もいらっしゃいますので、そういったところではその地域とか一帯とかいった部分も考えさせていただきたいなというふうに思います。

以上です。

4番（児玉智博君） 慎重になることを全面的に私は否定するつもりはないのですが、やはり解体が進まないというところもその先に売るとか売って歳入につなげるとか、人口増とか定住増加につなげようよという気持ちがないから解体も思うように進まないのではないかと思います。解体して売る見込みを立てればお金になる。解体費用もまだ言えば土地代に上乗せできればそうすればいいわけですから。それをしないからなかなか解体も進まないのではないかと思います。思うのです。レッドゾーンとかそういう話はしてなくて私さっきも申し上げましたように、売れるところから売却していかないと「後々売ったことを後悔するかもしれない」なんて言い出

したら一生売れないではないですか。本当に定住対策にどれだけ真剣になるかということです。職員にしてみれば入札なんかにしたりとか売ろうとするとそれだけ事務作業が増えますよ。それは負担にはなると思います。でもそれはやらない理由にはならないですよ。やはりもうちょっと前向きな答弁を。私だけではなくて何人の議員もしているところなのですから、売れるところは売るという検討をするぐらいの答弁いただけませんか。

町長（渡邊誠次君） 正直言いますと帯田住宅に関してはその話の検討をしている状況で、できるだけ早く崩してあの地域は非常に場所がいいものですからその部分では先ほど2世帯の話をされましたけれども、それよりもアパートを建ててもらったほうがいいのではないですかとかそういう検討も含めてさせていただいております。場所によりけりですけれども児玉議員はどのぐらい不動産の売買をされたか私分かりませんが、私は大前提として町としてできるだけ経費を掛けずに解体はする。その後でその土地をしっかりと確保した後に次に誰かに渡すときには町の利益に最大限なるように努力したいというふうに思っておりますので、その部分では児玉議員と見解が異なるかもしれませんが、私の見解としては私の今1、2年の時期ではないかもしれませんが3年4年先かもしれませんが、それまで持っておいたほうがいいかなというところもありますのでその部分では意見は違うということでございます。

以上です。

4番（児玉智博君） 帯田住宅では別に寝かせないという点では100歩譲って一致するところかなというふうに思いましたので、やはり一つの成功事例をつくっていけばその次またその次というふうに進んでいけると思います。今小国町の職員で誰も経験したことがないものですから経験したことがないものには慎重になるかもしれませんが、やはり成功体験をつくっていけばそういうふうに進んでいくかと思えます。

以上で終わります。

議長（熊谷博行君） 予定していた6名の一般質問が終わりました。

これで一般質問を終わります。

議長（熊谷博行君） 暫時休憩いたします。

（午後4時32分）

議長（熊谷博行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後4時38分）

1番（江藤理一郎君） 先ほど議運を開きまして、先ほど熊谷議員から申出があった件に関しては今回議会の中では訂正する必要はないというふうに判断いたしましたので御報告いたします。

この後何かお話しすることがありましたら直接、情報政策課とお話をさせていただきます。

以上です。

議長（熊谷博行君） 日程第2、「閉会中の継続調査の件について」を議題といたします。

議会運営委員長及び総務常任副委員長並びに文教厚生常任委員長並びに産業常任委員長並びに広報特別委員長から小国町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」並びに「総務常任委員会の所管事務調査について」及び「文教厚生常任委員会の所管事務調査について」及び「産業常任委員会の所管事務調査について」及び「議会広報に関する件について」閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長並びに総務常任副委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長並びに総務常任副委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

それでは、お諮りいたします。

本定例会の会議に付されました事件は全て議了いたしました。

小国町議会会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これで、本日の会議を閉じ、これをもって令和7年第2回小国町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

（午後4時42分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（１番）

署名議員（８番）

会 議 の 顛 末

1. 会議録署名議員の指名

1 番 江 藤 理一郎 君

8 番 熊 谷 和 昭 君

1. 会期の決定

今期定例会の会期を6月10日から6月12日までの3日間とする。

1.	承認第 1 号	専決処分事項の承認を求めることについて（専決第1号：小国町税条例の一部を改正する条例について） 令和7年6月10日 承認
1.	承認第 2 号	専決処分事項の承認を求めることについて（専決第2号：小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について） 令和7年6月10日 承認
1.	承認第 3 号	専決処分事項の承認を求めることについて（専決第3号：小国町税特別措置条例の一部を改正する条例について） 令和7年6月10日 承認
	議案第26号	小国町税条例の一部を改正する条例について 令和7年6月10日 原案可決
	議案第27号	物品購入契約の締結について（学習者用コンピュータ（iPadOS）） 令和7年6月10日 原案可決
	議案第28号	令和7年度小国町一般会計補正予算（第1号）について 令和7年6月10日 原案可決
	報告第 1 号	専決処分事項の報告について（公共工事請負契約金額の変更（町道湯鶴線防災対策（かん渠布設）工事）） 令和7年6月10日 報告
	報告第 2 号	令和6年度小国町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について 令和7年6月10日 報告
	報告第 3 号	令和6年度小国町下水道事業会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について 令和7年6月10日 報告

《議案外》

令和 7 年 6 月 1 0 日

1. 議員派遣報告について
2. 議員派遣の件について

令和 7 年 6 月 1 1 日

1. 閉会中の継続調査の件

議会運営委員会
総務常任委員会
文教厚生常任委員会
産業常任委員会
広報特別委員会

に付託

《行政報告》

令和 7 年 6 月 1 1 日

特になし

《一般質問》

(1 日 目)

1.	超少子高齢化を迎える今後の行政運営	P 1 ～ 9
1.	観光客誘致への取り組み	P 9 ～ 1 0
1.	農家の農業に対する思い	P 1 1 ～ 1 3
1.	住民健診	P 1 3 ～ 1 6
1.	町道の美化作業について	P 1 6 ～ 1 8
1.	一人暮らしの高齢者への対策	P 1 8 ～ 2 3
1.	子どもたちの通学状況	P 2 3 ～ 2 6
1.	公有財産（施設・土地）の現況と今後	P 2 6 ～ 3 5
1.	ふるさと納税	P 3 5 ～ 3 9
1.	事業継承	P 3 9 ～ 4 1
1.	地熱発電開発について	P 4 2 ～ 5 1
1.	定住対策について	P 5 1 ～ 5 4

小 国 町 議 会 会 議 録
令 和 7 年 第 2 回 定 例 会

令 和 7 年 6 月 発 行

発行人 小 国 町 議 会 議 長 熊 谷 博 行
編集人 小 国 町 議 会 事 務 局 長 長 広 行
作 成 小 国 町 役 場 議 会 事 務 局

小 国 町 役 場 議 会 事 務 局

〒869-2592 阿蘇郡小国町宮原 1567-1

電 話 (0967) 46-2119